

第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画 母子保健計画

[令和7年度～令和11年度]

令和7年3月

尾 鷲 市

は し め に

こどもは地域の「宝もの」であり、「育てる」、「守る」は地域の役目です。地域でこどもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすためには、こども一人ひとりの人権が尊重されるとともに、地域や社会全体で子育てを支えることが必要となります。

しかし、全国的にも出生数及び人口の減少に歯止めがかからない厳しい状況にあり、本市においても、核家族化、つながりの希薄化、共働き家庭が増加するなど、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は変化し続けております。



こうした状況の中、国においては令和5年に、少子化・人口減少の危機的状況に鑑み「こども家庭庁」が設置され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方針が打ち出されるとともに、こども施策を総合的かつ強力に推進する「こども基本法」が施行されました。さらに、「こどもまんなか社会」の実現を目指す基本方針「こども大綱」と、その具体化を図る「こども未来戦略」が策定され、児童手当の拡充、出産・子育て応援交付金の制度化、保育士配置基準の見直しなどをはじめとした、様々な施策が展開されることとなりました。

一方、本市では、平成27年3月の「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）の策定以降、令和元年度に基本理念を引き継ぐ形で第2期計画を策定し、尾鷲中学校の給食実施、保育園・小中学校の給食費無償化、18歳までの子ども医療費助成の実施など、こども・子育て支援施策の充実を強く推進してまいりました。

そうした中、第2期計画については、令和6年度末に終期を迎えることから、第2期計画の評価・課題の抽出及び市民への子育て支援に係るニーズ調査を行い、本市の現状と課題を分析・整理した上で、更なる子育て支援の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたしました。

本計画は、第2期計画までの基本理念「ともに子育てを支えあうまちづくり」を発展的に引き継ぎ、安心して妊娠・出産・育児が行える環境づくりと支援を行う「子育て家庭」への支援はもとより、「こども」への支援を重視し、尾鷲市版こどもまんなか社会である「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」の実現に向けて、「子育てしやすいまちづくり」、「こどもの未来を育むまちづくり」の2つのテーマで総合的な取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたりご尽力賜りました尾鷲市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきましたすべての方々に心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

尾鷲市長 加茂 孝 通

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の位置づけ・関連計画等との連携	3
4. 計画策定方法について	3
5. 近年のこども・子育て支援に係る法・制度等の動向	3
第2章 市の状況	7
1. 人口の状況	8
2. 世帯の状況	10
3. 結婚・離婚の状況	11
4. 人口動態	13
5. 就業の状況	15
6. 市民ニーズの状況	16
第3章 目指す姿とテーマ	35
1. 本計画で目指す姿	36
2. テーマに基づく目標設定	38
3. 施策体系	40
第4章 施策の展開	41
テーマⅠ 子育てしやすいまちづくり	42
目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の実施	42
1. 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	42
2. 安心して妊娠・出産・子育てができる支援	43
3. 健やかなこどもの発育・発達の支援	45
4. ワーク・ライフ・バランスの実現	47
目標2 就学前の教育及び保育の確保・充実	49
1. 多様な教育・保育ニーズに対応するための支援	49
2. 乳幼児の交流の場づくり	50
目標3 こどもの居場所づくりの推進	52
1. こどもの居場所づくり	52
2. こどもの遊び場等の確保・充実	53
3. 子育て支援団体の支援・育成	53
目標4 子育て家庭への支援体制の充実	54
1. 子育て家庭に対する総合的支援	54
2. 特別な支援が必要なこどもへの総合的支援	56
3. ひとり親家庭への支援	58
4. 子育て家庭への経済的支援	59

テーマⅡ こどもの未来を育むまちづくり	61
目標1 次代のお任せを担う人づくり	61
1. こどもの「生きる力」を育む教育環境づくり	61
2. こどもの「豊かな未来」を育む取り組みの充実	63
目標2 こどもを守る地域づくり	66
1. こどもの人権尊重と児童虐待の防止	66
2. こどもの安全と安心の確保	67
第5章 子ども・子育て支援事業等の具体的目標	69
1. 子ども・子育て支援制度における給付・事業について	70
2. 子ども・子育て支援給付について	73
3. 地域子ども・子育て支援事業について	78
4. 母子保健計画における目標指標	91
第6章 計画の推進	93
1. 計画の推進体制	94
2. 計画の進行管理	95
資料編	97
1. 尾鷲市子ども・子育て会議条例	98
2. 尾鷲市子ども・子育て会議委員名簿	100
3. 計画策定経緯	101
4. 近年の市のこども・子育て支援に係る取り組み等の動向	102
5. 用語解説	112

■「こども」の表記について

本計画では、国の推奨により、次の基準で「こども」の表記を使い分けています。

(1) 特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは、以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」、など

②固有名詞を用いる場合

例：既存の事業名や組織名、「新・放課後子ども総合プラン」、など

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル（「新しい資本主義のグラウンドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定)）など

■「障がい」の表記について

本計画では、「総合計画」や「障がい児福祉計画」と同様に、法律名・事業名等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本計画は、市民の多様な子育て支援ニーズに応え、本市のこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するために策定された計画であり、市では、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成26年度に次世代育成支援行動計画・母子保健計画を包含する形で第1期計画を策定しました。

令和元年度には第2期計画を策定し、認定こども園や保育園における給食費の無償化や看護師配置に係る補助金の拡大など就学前教育・保育サービスの充実、子ども医療費助成における助成対象者の18歳までの拡大、紙おむつや乳児用ミルクを購入できる利用券を支給する多子世帯支援事業の第二子までの対象拡大をはじめとした子育て支援事業を拡充するとともに、不妊治療費助成の拡大や妊婦歯科健診、産婦健康診査の開始、新生児聴覚スクリーニング検査及び1か月児健康診査費用や多胎妊婦健康診査に係る助成を開始するなど母子保健事業を推進し、本市におけるこども・子育て支援施策を展開してきましたが、地域における少子化・人口減少の進行は著しく、令和7年度には保育園の統合が行われることとなりました。

また、国においては、令和5年に「こども基本法」の施行を受けて「こども家庭庁」を設置し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」を策定しました。

第2期計画は令和6年度で計画期間が終了することから、市民の子育て支援に関するニーズ調査を行い、本市の現状と課題を再度、分析・整理するとともに、国においても、人口減少対策における重要施策としてこども・子育て支援施策が拡充されていく中、本市においても児童福祉・母子保健分野にとどまらず、医療・教育・生活環境など多岐の分野にわたって展開される関連施策をあらためて体系的に整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画					見直し	本計画（第3期計画）			

※第1期計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度。

3. 計画の位置づけ・関連計画等との連携

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画ですが、第 1 期計画の策定当初より「本市のこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための計画」と位置づけ策定されています。

そのため計画の構成は、前段において市のこども・子育て支援施策全般の体系について定め、後段において市町村子ども・子育て支援事業計画に必要な項目等を定める構成としています。

具体的には、第 2 章における本市の状況等をもとに、第 3 章では本市のこども・子育て支援の目指す姿と施策体系をあらわし、第 4 章で施策や事業ごとの展開方針を示した上で、第 5 章では「市町村子ども・子育て支援事業計画」に必要な項目等を定めています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和 5 年 3 月 31 日発 0331 第 18 号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「市町村母子保健計画」を包含するとともに、本計画からは、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含する計画とします。

さらに、本市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「教育ビジョン」や「放課後児童対策に係る行動計画」、「障がい児福祉計画」など、こども・子育て支援に関連する各種計画との整合を図ります。

4. 計画策定方法について

本計画の内容については、子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項に基づくとともに、地域の実情に応じた計画内容とするため、こどもの保護者、関係団体、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成された「尾鷲市子ども・子育て会議」において審議・検討を行いました。

また、計画の策定にあたっては、保育ニーズや市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を行いました。

5. 近年のこども・子育て支援に係る法・制度等の動向

昭和 22 年の児童福祉法成立以降、平成 2 年のいわゆる「1.57 ショック（※）」を経て、国は出生率の低下とこどもの数が本格的に減少傾向にあること、つまり日本の人口が本格的な「減少トレンド」にあることを問題として強く認識し、それ以降、子育て支援を「こどもを生み育てやすい環境づくり」を実現するために「総合対策が必要な政策課題」として、仕事と子育ての両立支援など本格的な対策を講じ始めました。

そうした中で、「児童虐待防止法」、「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基

本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（現在は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）」など、新たに様々な法律や制度が整備されるとともに、児童手当法など既存の法律・制度の改正が重ねられ、令和5年の「こども基本法」施行に伴い国において「こども家庭庁」が発足しました。

かつては福祉事務所と児童相談所が中心であった、こどもの救済や健全育成を目的とする児童福祉は、少子化・人口減少という社会現象を通じて、こどもや出産・育児・子育てに関わる世帯とその環境調整へとその対象を拡大し、現在では、福祉・保健・医療・教育・雇用等、多様な部門が総合的に対処する人口減少対策に関わる大きな政策課題となっています。

なお、近年のこども・子育て支援に係る主な法・制度等の動向は次のとおりです。

※前年である平成元年の合計特殊出生率が1.57となり、それ以前の最低値であった、丙午（ひのえうま）の年である昭和41年の1.58を下回ったことへの衝撃を表した言葉です。

▼近年のこども・子育てにかかわる法・制度等の動向

年度	法律・制度等	内容
平成27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記。
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（平成27年に9万人分に拡大）。
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策のいっそうの充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯へのいっそうの配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みを強化。
	次世代育成支援対策推進法改定	・平成37年3月末までの時限立法に延長。
	健やか親子21（第2次）の策定	・子育て・健康支援として「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」を基盤課題として設定。
平成28年	子ども・若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正 （関連して母子保健法一部改正）	・子どもの権利条約を踏まえ、こどもが権利の主体であることを明言。 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇を新たに2%相当改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。

年度	法律・制度等	内容
平成29年	子育て安心プラン策定	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ、女性の就業率80%に対応できる体制を整備。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
平成30年	子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示。
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための放課後児童対策の充実
令和元年	子ども・子育て支援法一部改正（幼児教育・保育の無償化）	・幼児教育・保育の無償化開始（10月施行） ・子育てのための施設等利用給付の創設
	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正	・将来だけではなく「現在」に向けた対策であることを追記。 ・市町村子どもの貧困対策計画の努力義務化
	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議結果	・親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ・地方公共団体による取り組みの充実 ・支援が届きにくい子ども・家庭への支援
令和3年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	・「こどもまんなか社会」の実現のため「こども家庭庁」を創設する方針
令和4年	児童福祉法改正	・こども家庭センターの設置の努力義務化 ・地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業を創設（令和6年施行）。
令和5年	こども家庭庁設置	・子育てや少子化、児童虐待、いじめなどこどもを取り巻く社会問題に本質的な対策を進め解決するため内閣府に設置。
	こども基本法施行	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行。
	「こども大綱」閣議決定	・こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するための、こども施策に係る基本的な方針
	「こども未来戦略」閣議決定	・「子育て世帯の家計」、「こどもと子育て」、「共働き・共育で」支援を推進。
令和6年	子ども・子育て支援法改正	・地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業を創設（令和7年施行）。
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律施行	・「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更。

第2章 市の状況

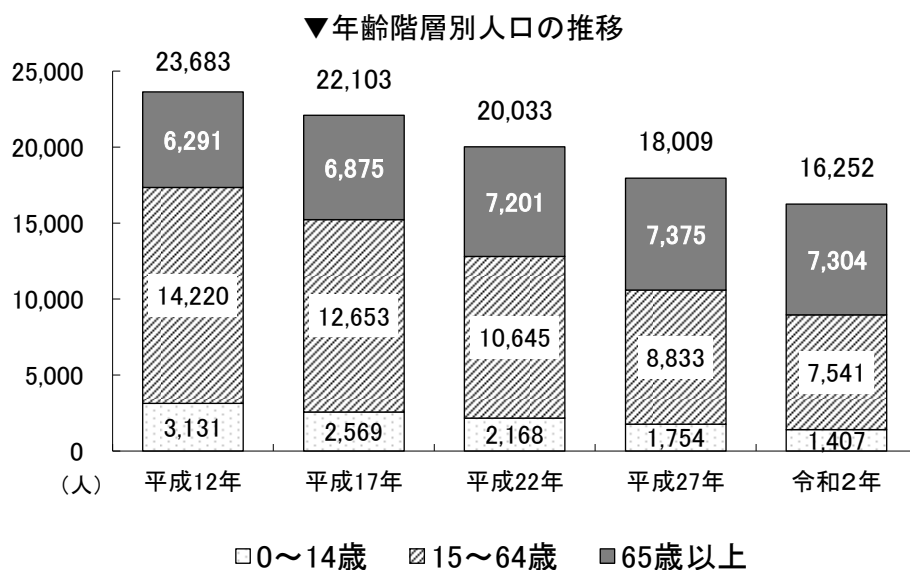
1. 人口の状況

(1) 総人口の状況

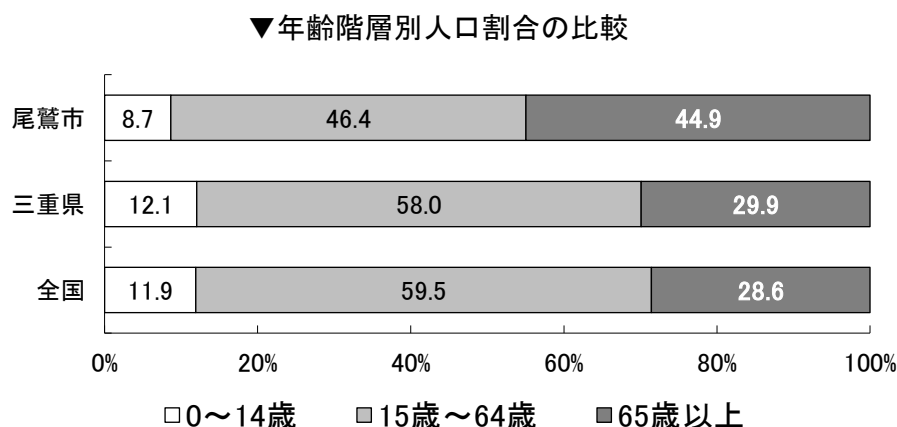
本市の総人口は、16,252 人（令和 2 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 12 年の 23,683 人から一貫して減少傾向にあります。

人口構造をみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、65 歳以上の高齢者人口は平成 27 年の 7,375 人までは増加し、令和 2 年では 7,304 人に減少しています。

また、年齢階層別人口割合（令和 2 年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口割合、生産年齢人口割合は国や県を下回る一方、高齢者人口割合は大きく上回ります。



資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

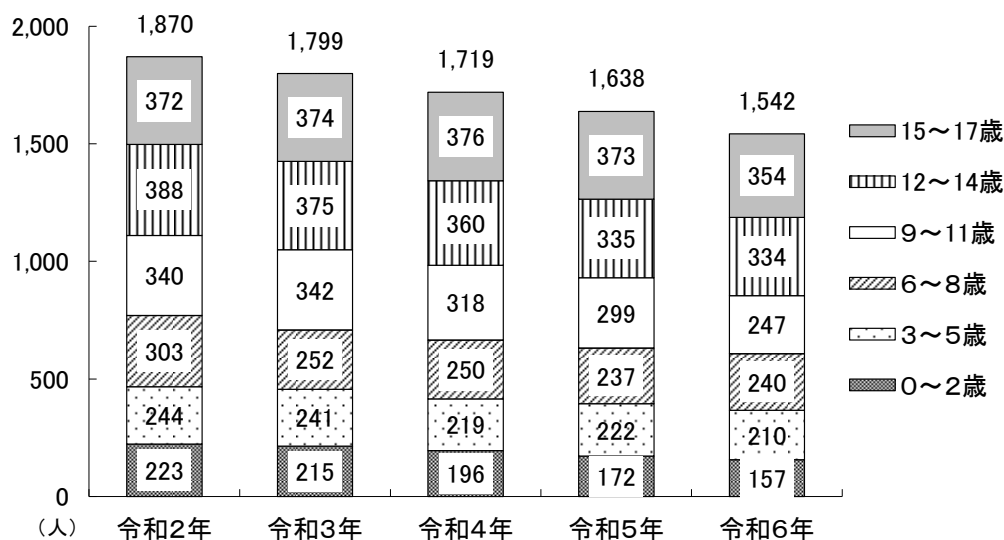


資料：令和 2 年国勢調査（不詳補完結果）

(2) 児童人口の状況

本市の児童人口（0～17歳）の推移をみると、令和2年の1,870人から一貫して減少傾向にあり、令和6年では1,542人と令和2年から328人の減少となっています。

▼児童人口の推移

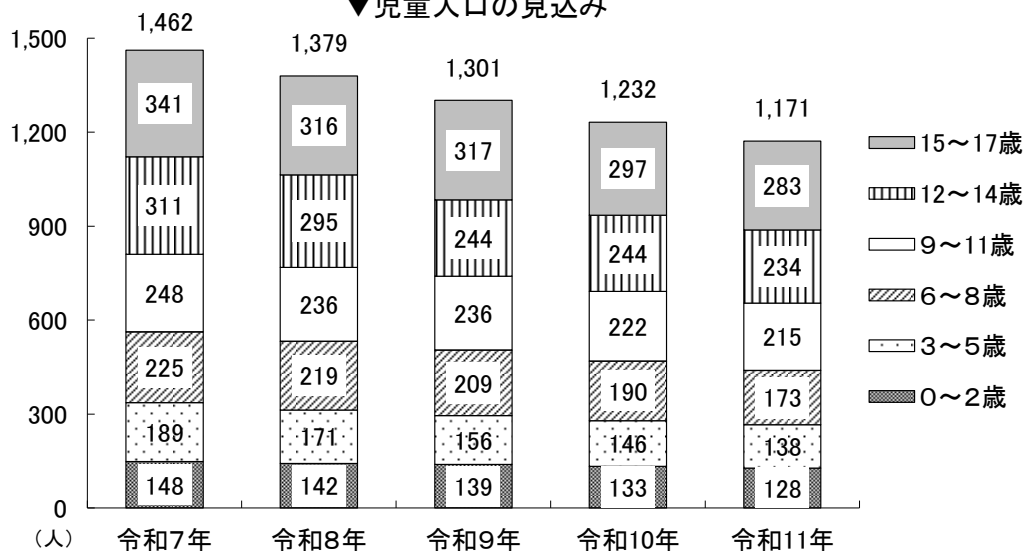


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 児童人口の見込み

将来の児童人口（0～17歳）の見込みについては、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和11年には1,171人となることが見込まれます。

▼児童人口の見込み



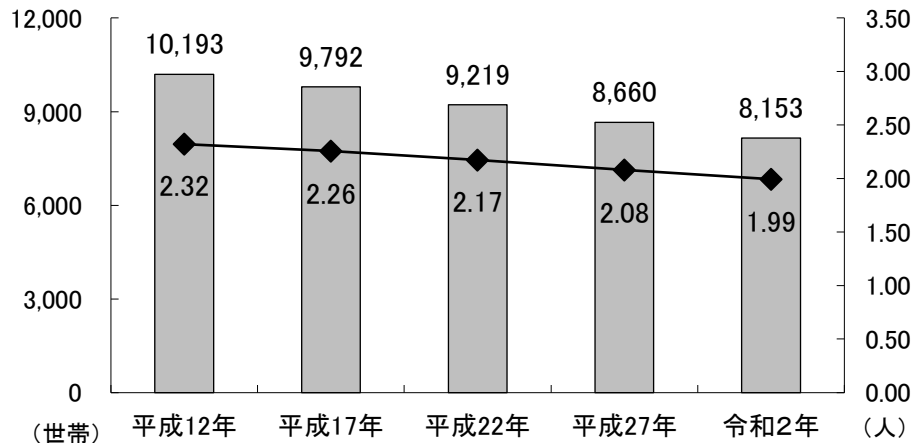
※推計値は、住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）をもとにコーホート変化率法で算出（対象グループ（コーホート）の2時点間の実績値（各児童人口）から変化率を求め、それらをもとに推計）。

2. 世帯の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯数は8,153世帯（令和2年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の10,193世帯から一貫して減少傾向にあり、1世帯あたりの人員も平成12年の2.32人から令和2年には1.99人へと減少しています。

▼世帯の推移

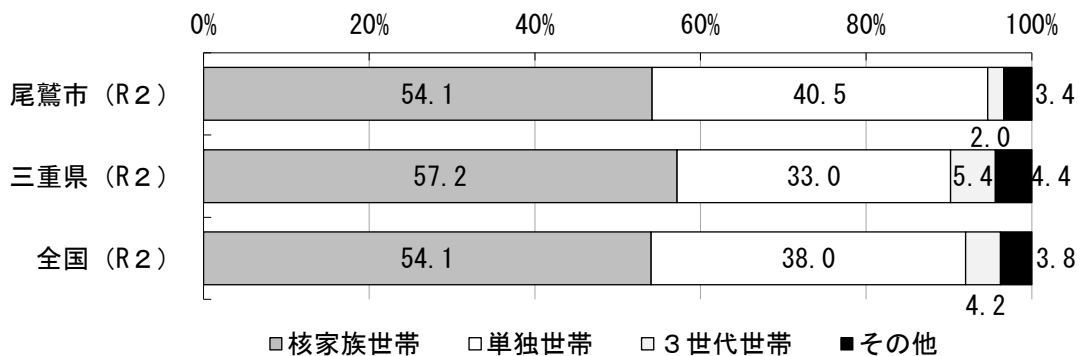


資料：国勢調査

(2) 世帯構成割合の比較

一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯構成割合を国、県と比較すると（令和2年国勢調査）、本市は単独世帯の割合が国や県を上回る一方、3世代世帯の割合は下回ります。

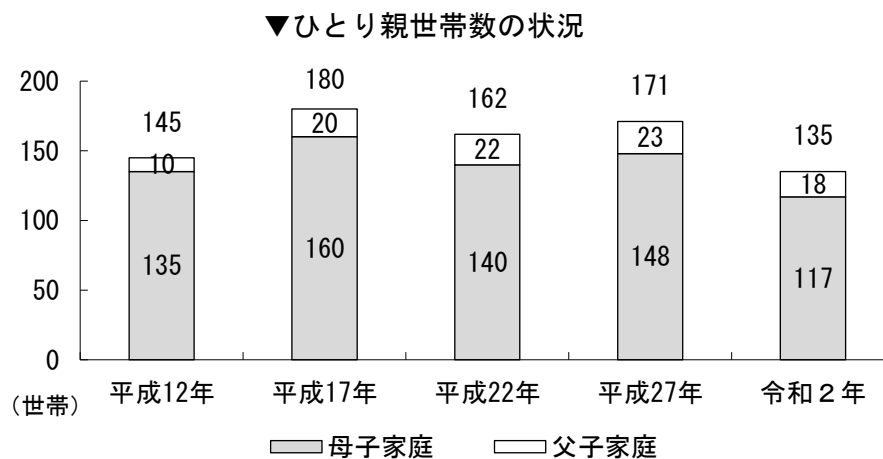
▼世帯構成割合の比較



資料：令和2年国勢調査

(3) ひとり親世帯数の状況

ひとり親世帯数の状況をみると、令和2年でひとり親世帯は135世帯となっており、母子家庭は117世帯、父子家庭が18世帯となっています。

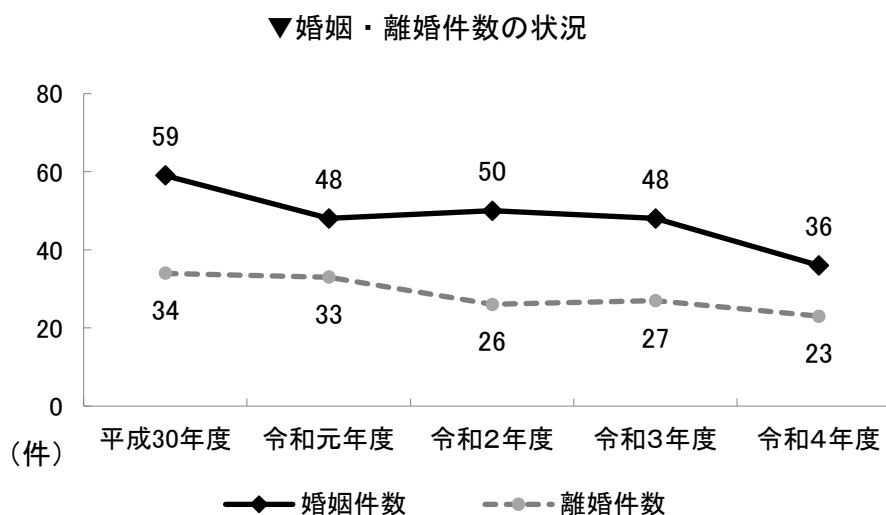


資料：国勢調査

3. 結婚・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の状況

婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数・離婚件数ともに減少傾向で推移し、婚姻件数は令和4年度で36件、離婚件数は23件となっています。



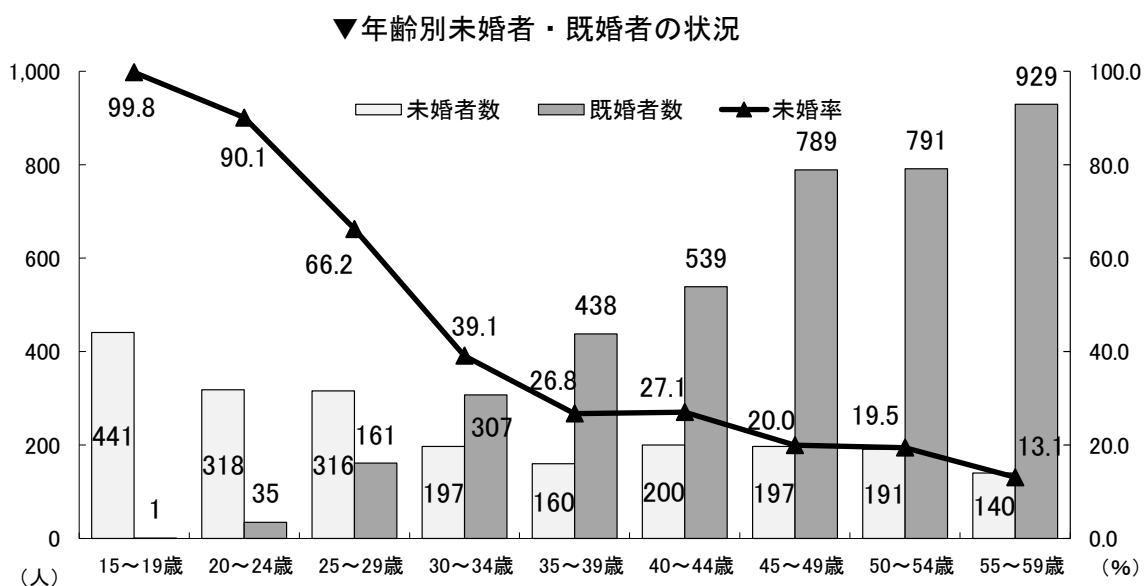
資料：市民サービス課

(2) 未婚者数の状況

本市の年齢別の未既婚者数（令和2年国勢調査）をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。

また、未婚率についても、20代後半では66.2%ですが、30代前半では39.1%に減少しているなど、既婚者が約6割となる30代前半が婚姻年齢の中心層であることがわかります。

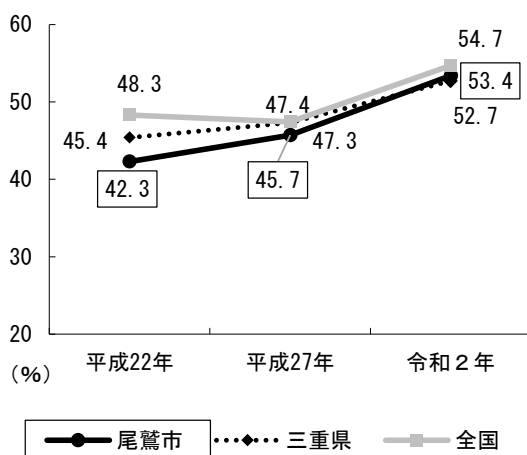
なお、婚姻年齢の中心層（25～39歳）の未婚率を国、県と比較すると、本市は男女ともに未婚率が国より低い傾向がみられます。



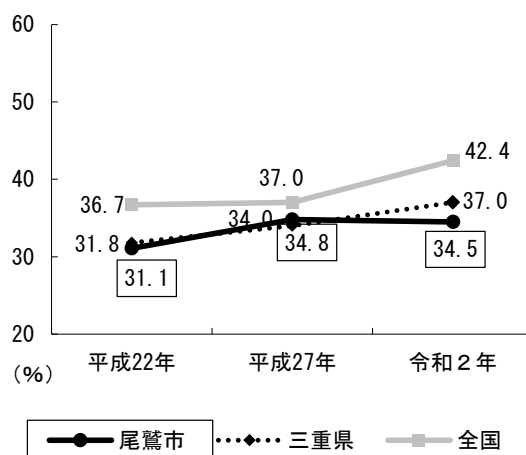
資料：国勢調査（離婚・死別は既婚者数に含む）

▼未婚率の比較（25～39歳）

男性（25～39歳）



女性（25～39歳）

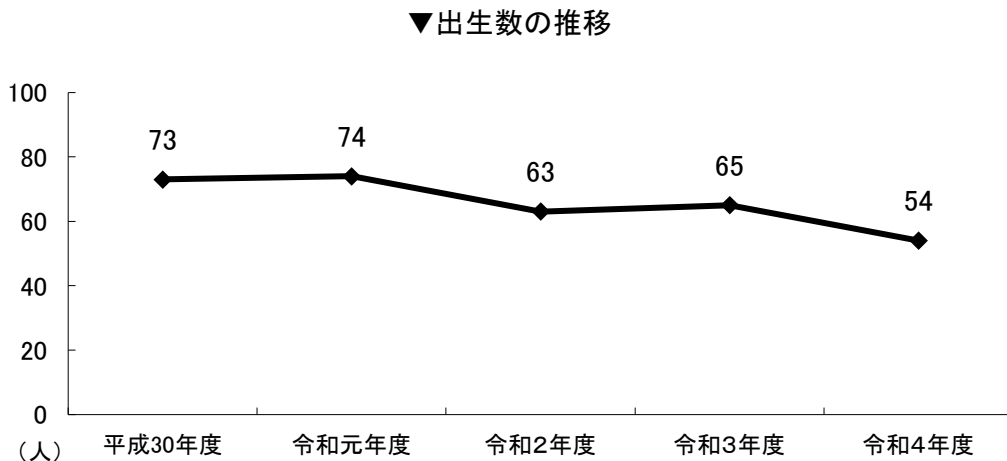


資料：国勢調査

4. 人口動態

(1) 出生数の推移

出生数については、平成 30 年度から 80 人を下回って推移し、令和 4 年度では 54 人となっています。

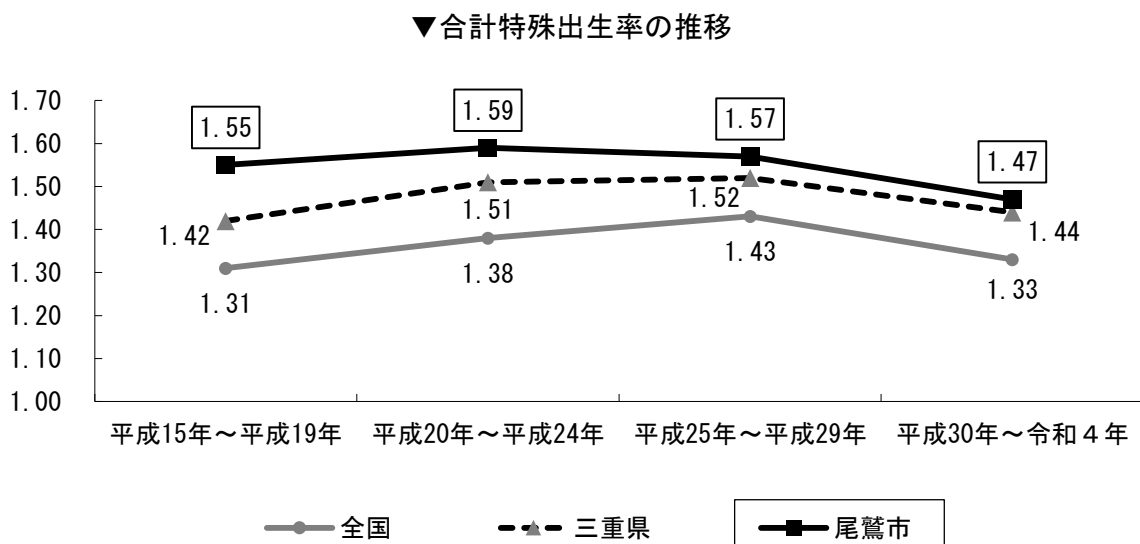


資料：三重県統計課

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(1人の女性が生涯に何人のこどもを産むかの平均)の推移をみると、平成 20 年～平成 24 年の 1.59 をピークに減少し、平成 30 年～令和 4 年では 1.47 となっています。

また、本市の合計特殊出生率は国を上回る水準で推移しています。

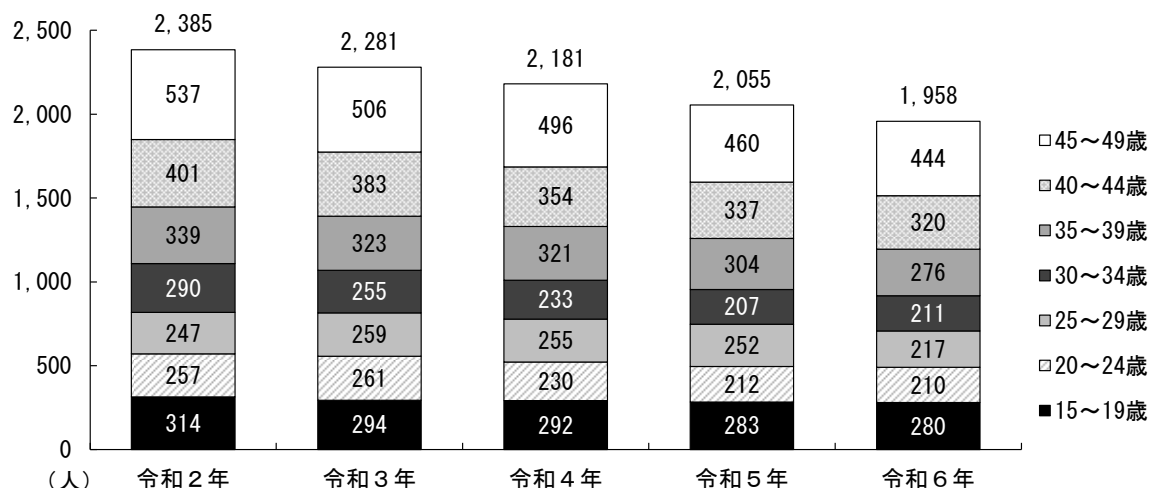


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性人口の推移をみると、令和2年の2,385人から令和6年の1,958人へ減少傾向で推移しており、今後、合計特殊出生率が上昇しても出生数の大きな増加が望めない状況となっています。

▼女性人口（15～49歳）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 人口動態

人口増と人口減の差による人口動態をみると、平成30年度以降、各年度ともマイナスとなっており、人口減少が進んでいます。

また、出生数と死亡数の差による自然動態は、各年度とも死亡数が出生数を大きく上回る自然減が続いており、転入者数と転出者数の差による社会動態についても、各年度とも転出が転入を上回る社会減が続いています。

▼人口動態

単位：人

	増					減					人口 動態
	転入		出生	その 他	総数	転出		死亡	その 他	総数	
	県内	県外				県内	県外				
平成30年度	244	237	73	15	569	313	336	305	8	962	-393
令和元年度	228	214	74	8	524	267	290	317	8	877	-353
令和2年度	223	226	63	7	519	294	283	300	9	886	-367
令和3年度	205	227	65	10	507	314	313	319	11	957	-450
令和4年度	236	264	54	5	559	301	324	390	8	1,023	-464

資料：三重県統計課

5. 就業の状況

(1) 就業者数の推移

本市の就業者数は減少傾向にあり、令和2年で7,382人となっています。

また、産業別の割合をみると第3次産業に従事する割合が増加しており、令和2年では74.2%と7割半ばとなっています。

▼就業者数・産業別割合の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数(人)	10,988	10,105	8,900	8,159	7,382
第1次産業(%)	6.6	6.9	6.8	6.4	5.4
第2次産業(%)	25.6	22.2	20.8	19.5	20.4
第3次産業(%)	67.7	70.8	72.4	73.5	74.2
分類不能(%)	0.1	0.1	1.8	0.7	—

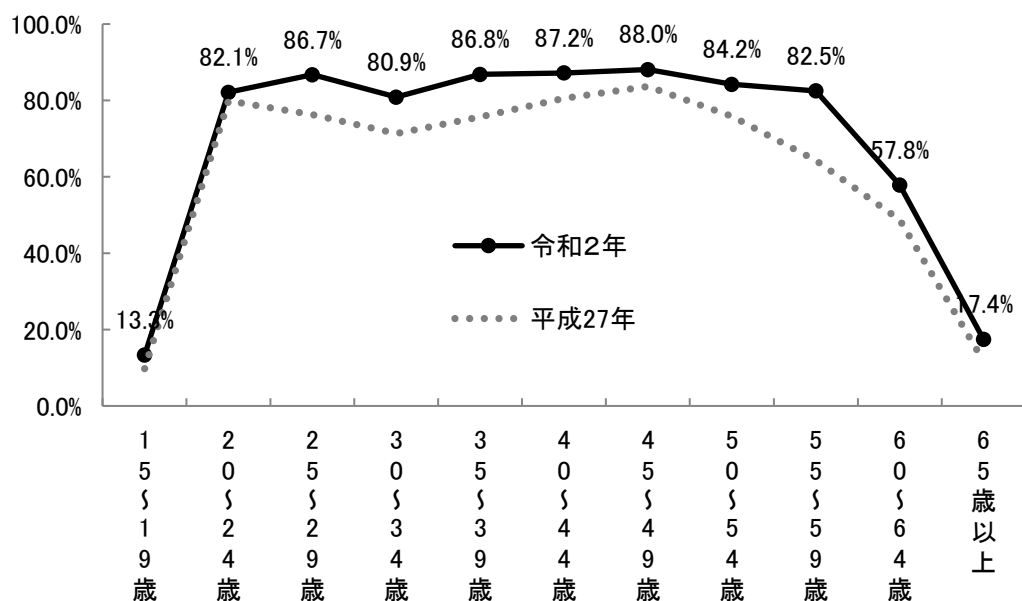
資料：国勢調査（令和2年は不詳補完結果）

(2) 女性の年齢別就業率の推移

本市の年齢5歳階級別の女性の就業率（令和2年国勢調査）をみると、20代から労働力率が80%以上で推移し、60代から大きく減少してきます。

平成27年と比較して、特に30代の結婚・出産・子育て期の就業率が上昇しており、子育て世代の母親の8割以上が就労していることがうかがえます。

▼女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

6. 市民ニーズの状況

(1) 実施内容等

本計画策定にあたって、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

▼実施内容

	就学前児童保護者対象 アンケート	小学校就学児保護者対象 アンケート
調査対象	小学校就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査時期	令和6年2月	令和6年2月
調査方法	認定こども園・保育園での配布・回収、郵送による配布・回収、Webでの回答	学校での配布・回収、Webでの回答
配布数	313	420
回収数	194（うちWeb回答70件）	285（うちWeb回答119件）
回収率	62.0%	67.9%

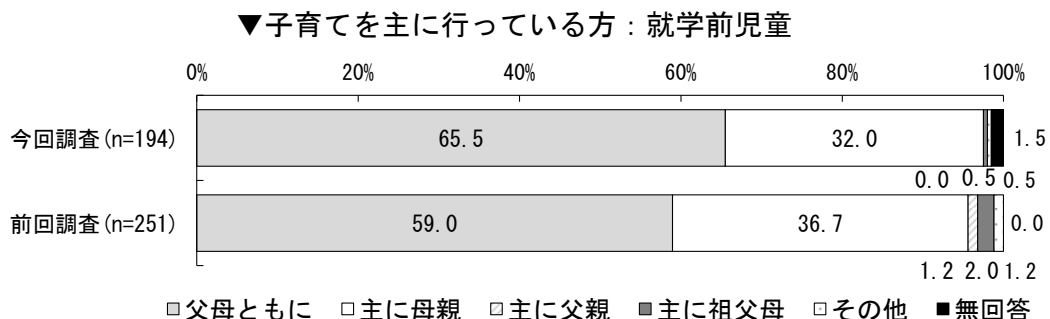
(2) 調査結果

本計画策定に向けたアンケート調査結果からみえる課題等をまとめると次のとおりとなります。

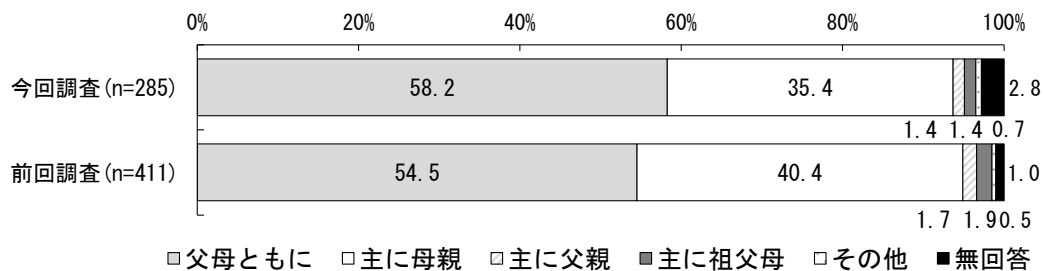
①子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

■「父母ともに」子育てを行っている割合が増加

「父母ともに」と回答した割合が、就学前児童（65.5%、前回調査より約7ポイント増）、小学生児童（58.2%、前回調査より約4ポイント増）ともに前回調査より増加しています。



▼子育てを主に行っている方：小学生児童

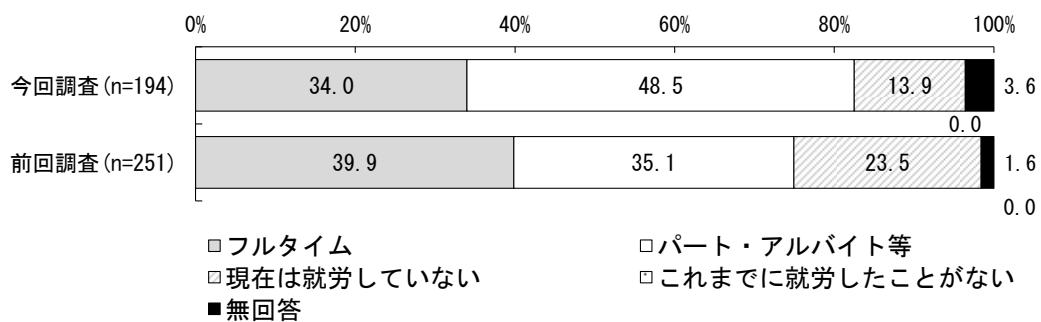


■『就労している』母親の割合が増加

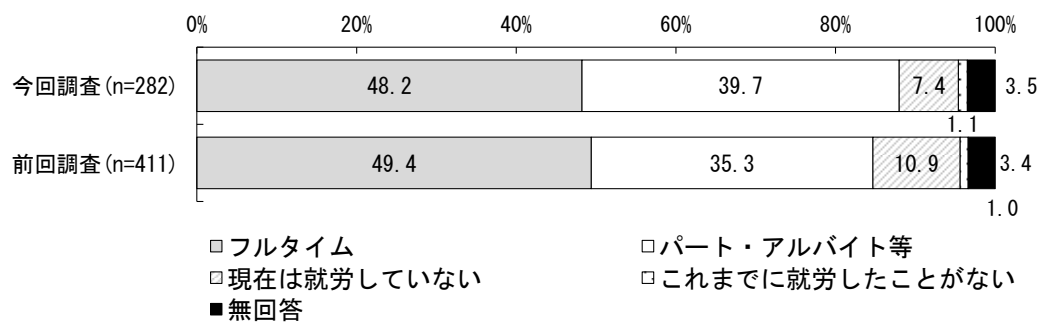
『就労している』（「パート・アルバイト等」と「フルタイム」の合計）と回答した母親の割合が、就学前児童（82.5%、前回調査より約8ポイント増）、小学生児童（87.9%、前回調査より約3ポイント増）ともに前回調査より増加しています。

※参考：児童のいる働いている母親の割合 77.8%（令和5年国民生活基礎調査）

▼就労状況：就学前児童：母親

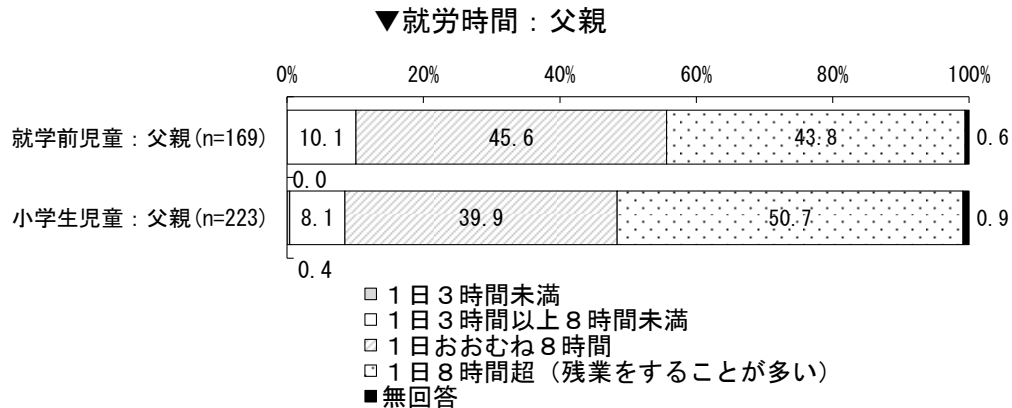


▼就労状況：小学生児童：母親



■父親は長時間労働の傾向

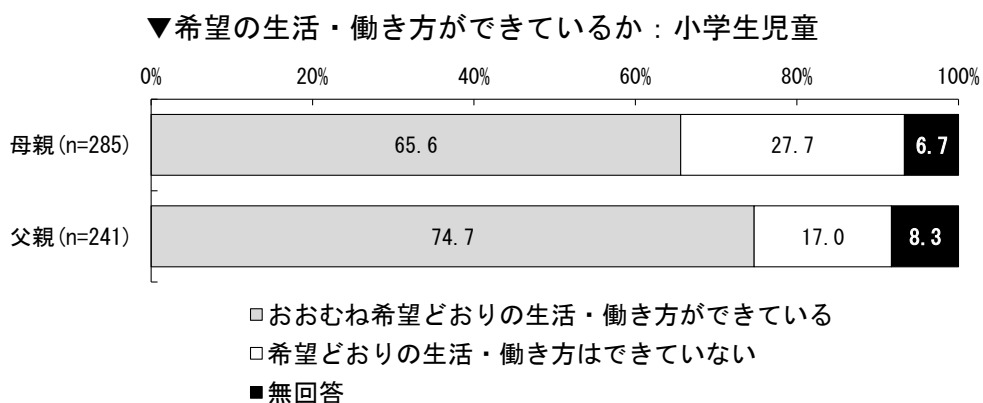
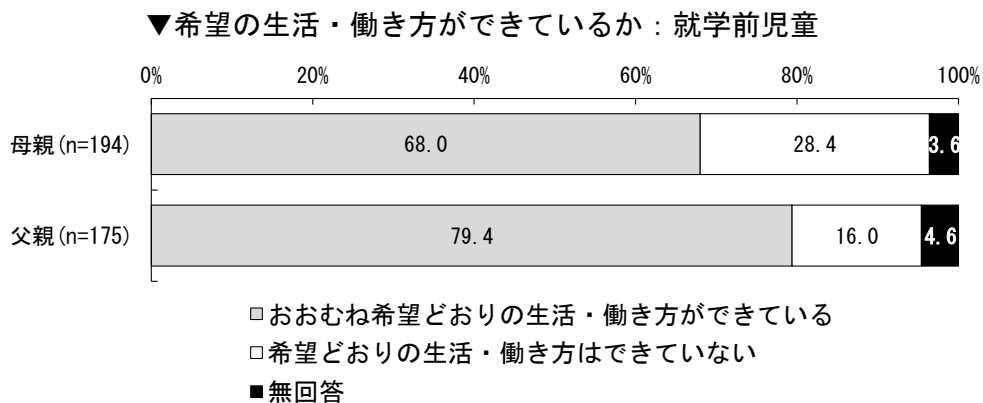
父親の就労時間をみると、「1日8時間超（残業をすることが多い）」と回答した割合が就学前児童で43.8%、小学生児童で50.7%と、長時間労働の傾向にあります。



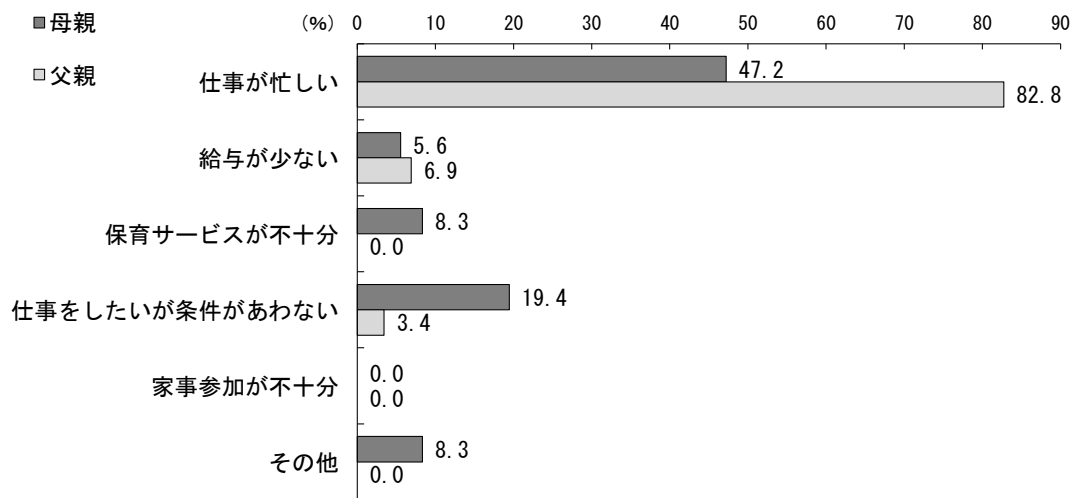
■希望どおりの生活・働き方ができていないと回答した割合は母親で比較的多く、その理由は「仕事が忙しい」が主な理由

母親の「希望どおりの生活・働き方はできていない」と回答した割合は、就学前児童（28.4%：父親16.0%）、小学生児童（27.7%：父親17.0%）ともに父親を上回っており、「希望どおりの生活・働き方はできていない」理由については、就学前児童・小学生児童の父母ともに「仕事が忙しい」が最も多くなっています。

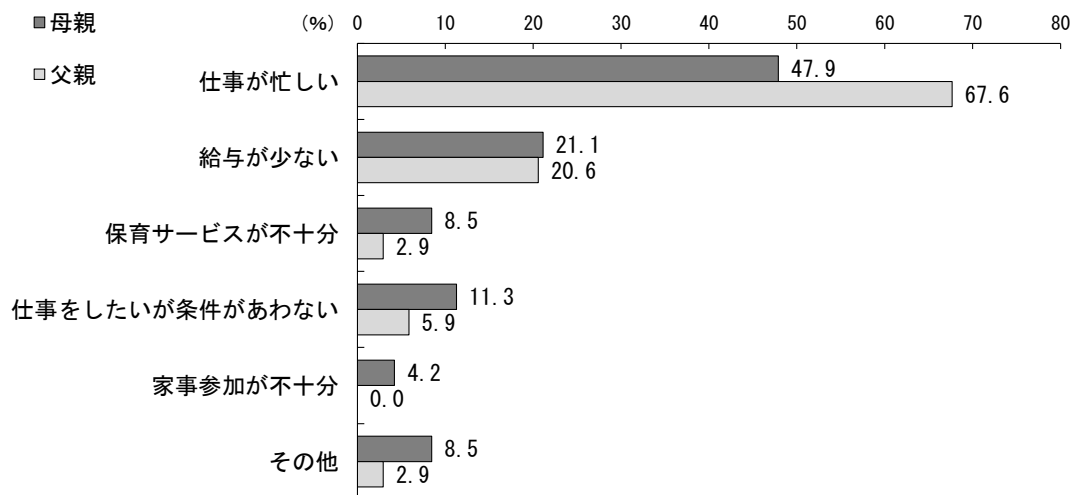
また、就学前児童の母親では「仕事をしたいが条件にあわない」（19.4%）と回答した割合が比較的多くなっています。



▼希望どおりに生活できていない、働けていない理由：就学前児童



▼希望どおりに生活できていない、働けていない理由：小学生児童

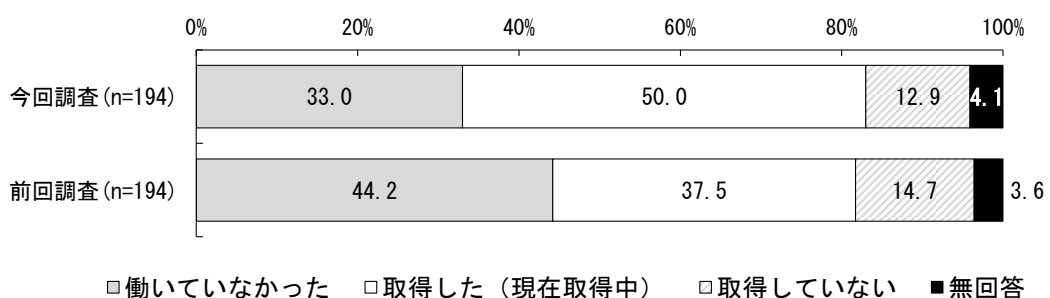


■育児休業の取得は増加傾向

母親では「取得した（現在取得中）」が50.0%と前回調査（37.5%）より約13ポイント増加し、父親では8.8%と前回調査（2.0%）より約7ポイント増加しています。

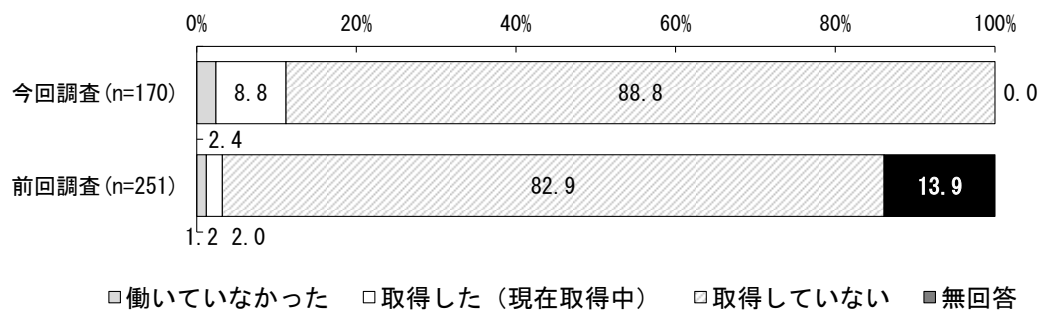
※参考：育児休業取得率：女性80.2%、男性17.1%（令和4年度雇用均等基本調査）、市の調査結果を働いている保護者で限定し換算した育児休業取得率は女性82.2%、男性9.0%

▼育児休業の取得：就学前児童：母親



□働いていなかった □取得した（現在取得中） □取得していない ■無回答

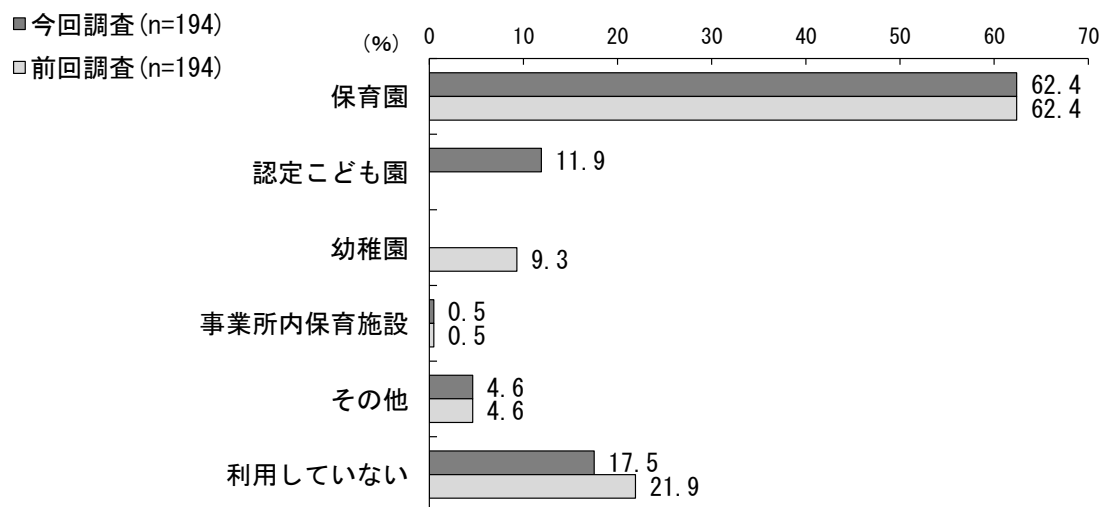
▼育児休業の取得：就学前児童：父親



■定期的な教育・保育サービスを「利用していない」が減少、利用しているサービスは「保育園」が多数を占める

定期的な教育・保育サービスを「利用していない」は17.5%と前回調査より約4ポイント減少し、利用しているサービスは「保育園」が62.4%と前回同様最も多くなっています。

▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況：就学前児童

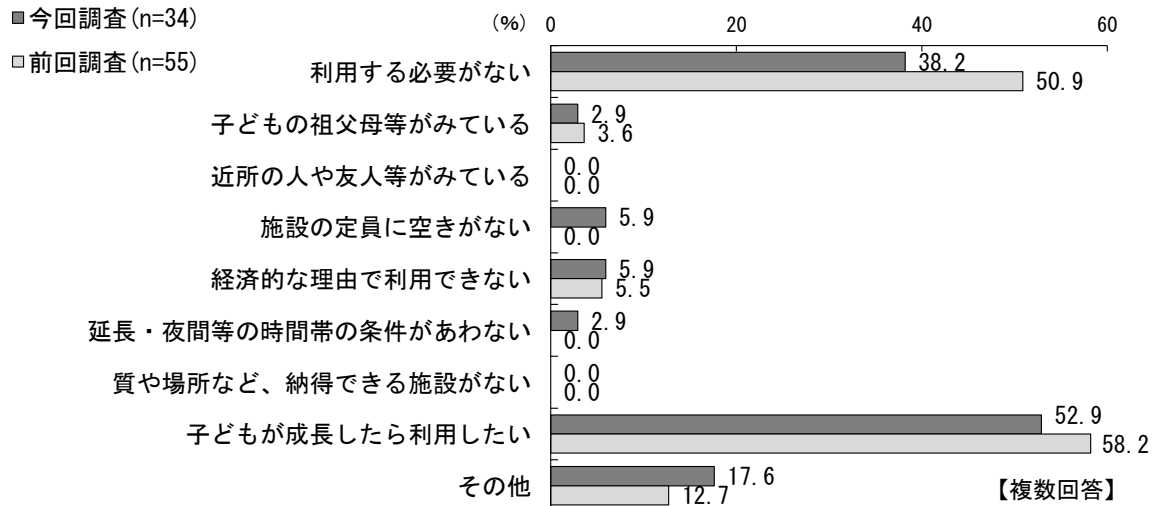


※「幼稚園」は前回調査のみ、認定こども園は今回調査のみの選択肢。

■利用していない理由で「利用する必要がない」が減少

「利用する必要がない」が 38.2%と、前回調査（50.9%）より約 13 ポイント減少しています。

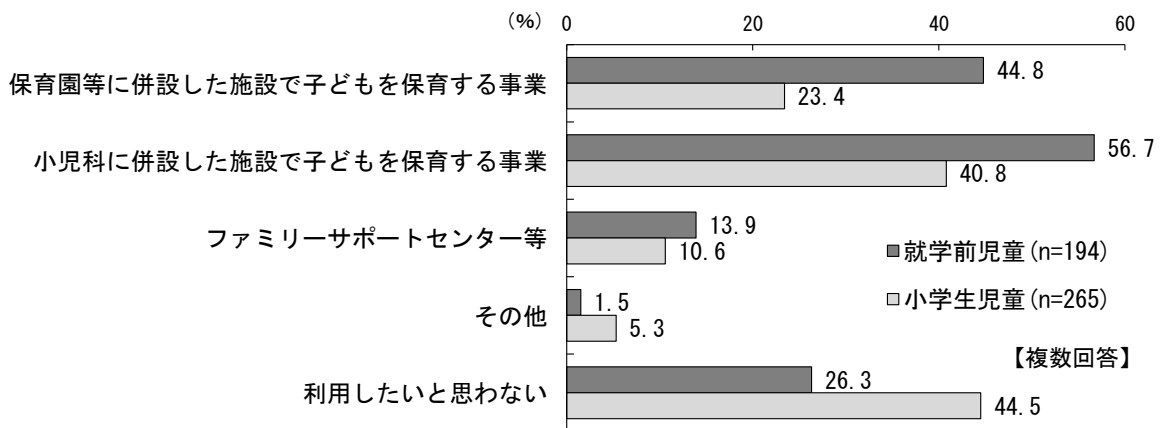
▼教育・保育サービスを利用しない理由：就学前児童



■病気の際の対応

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が就学前児童で 56.7%、小学生児童で 40.8%となっています。

▼病気の際に利用したい事業



就労している母親の割合が増加傾向にあり、保育ニーズが高い中、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、引き続き、教育・保育施設及び保育人材の確保を図り、希望する施設や制度等が利用できる環境づくりなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実する必要があります。

また、育児休業の取得は増加傾向にありますが、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや父親の家事や育児への参画促進を図っていくことが必要となっています。

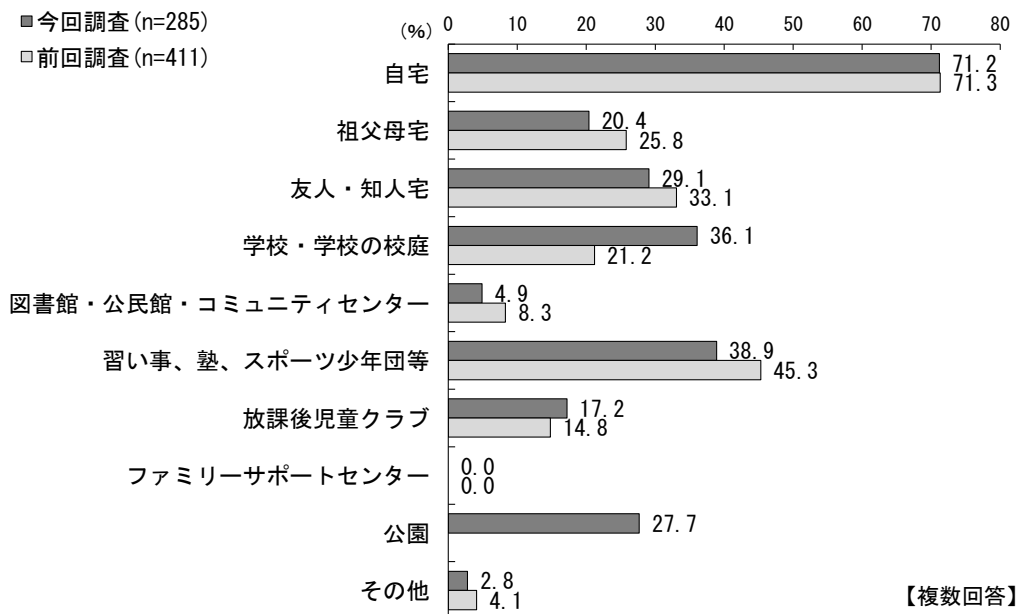
②こどもの居場所について

■放課後の過ごし方は「自宅」、「習い事、塾、スポーツ少年団等」など

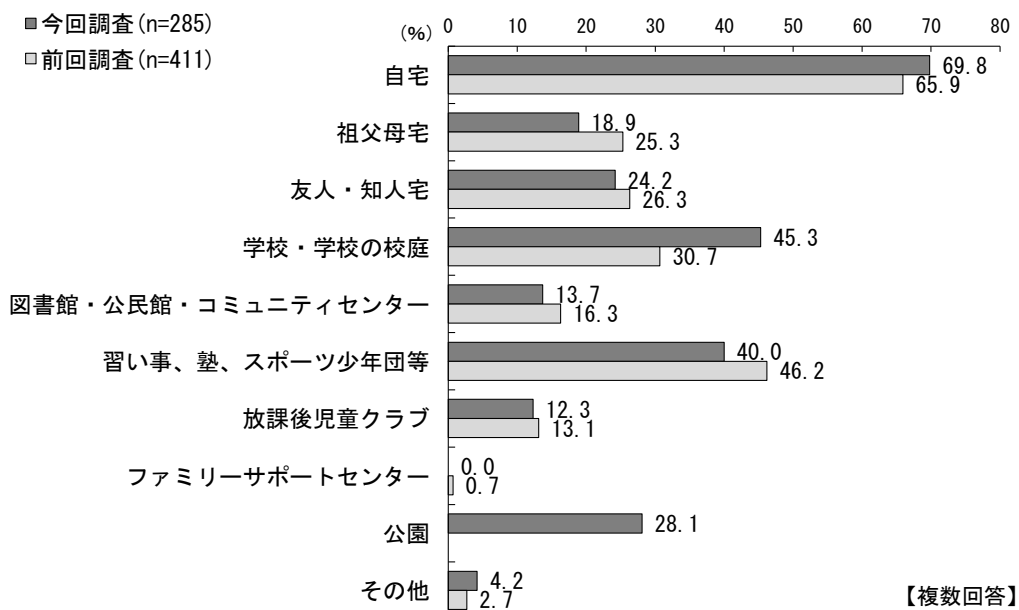
小学生児童の現状の放課後の過ごし方は「自宅」(71.2%)が最も多く、次いで「習い事、塾、スポーツ少年団等」(38.9%)、「学校・学校の校庭」(36.1%)が続きます。

希望する放課後の過ごし方は「自宅」(69.8%)が最も多く、次いで「学校・学校の校庭」(45.3%)、「習い事、塾、スポーツ少年団等」(40.0%)が続きます。

▼放課後の過ごし方：小学生児童：現状



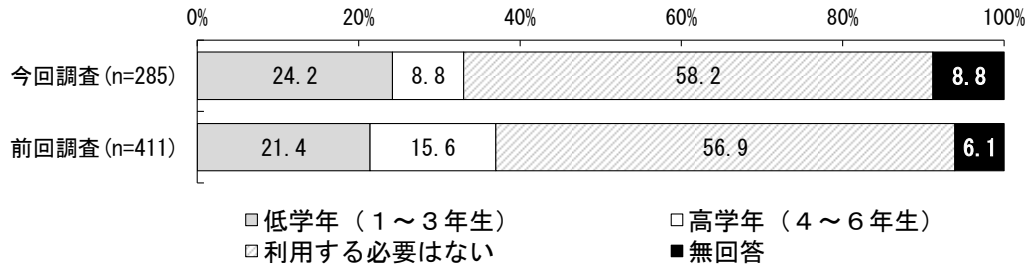
▼希望する放課後の過ごし方：小学生児童：希望



■放課後児童クラブの長期休暇中の利用ニーズは低学年で増加

長期休暇中の利用意向は、「低学年（１～３年生）」が24.2%と前回調査（21.4%）から増加しています。

▼放課後児童クラブの利用希望：小学生児童：長期休暇中

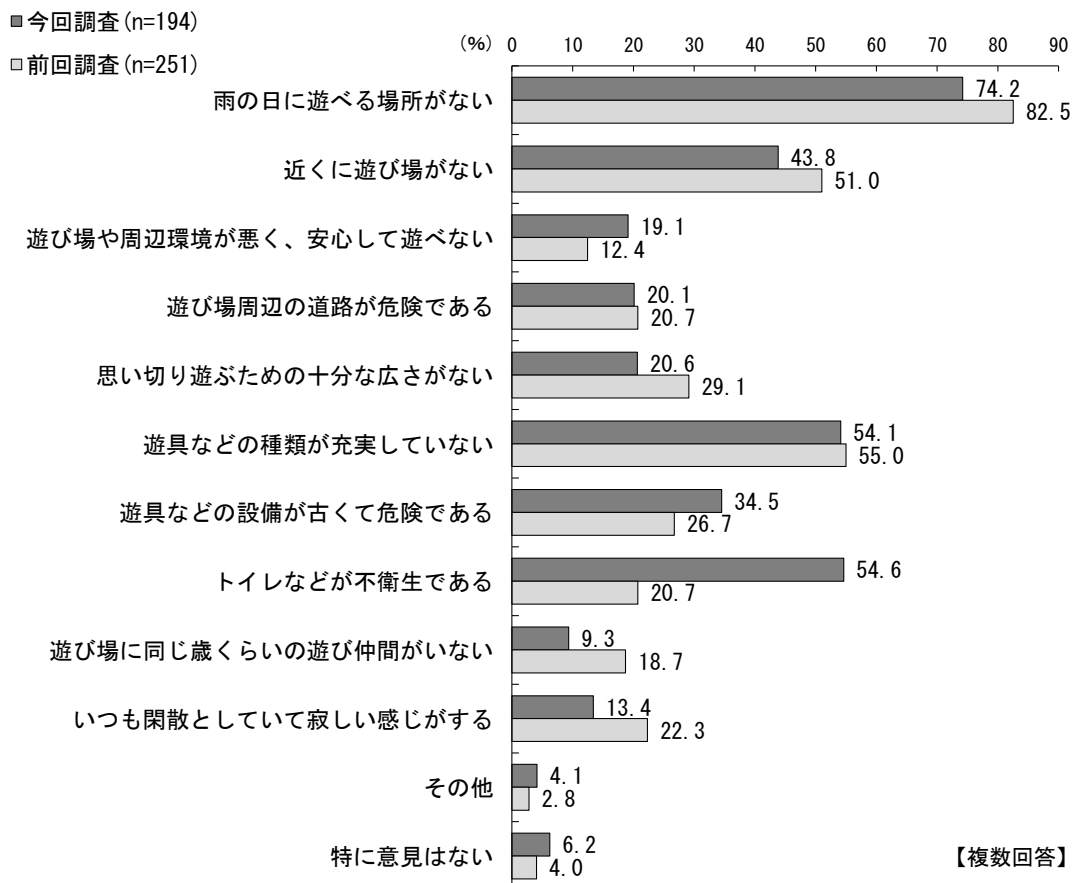


■こどもの遊び場についての意向は「雨の日に遊べる場所がない」

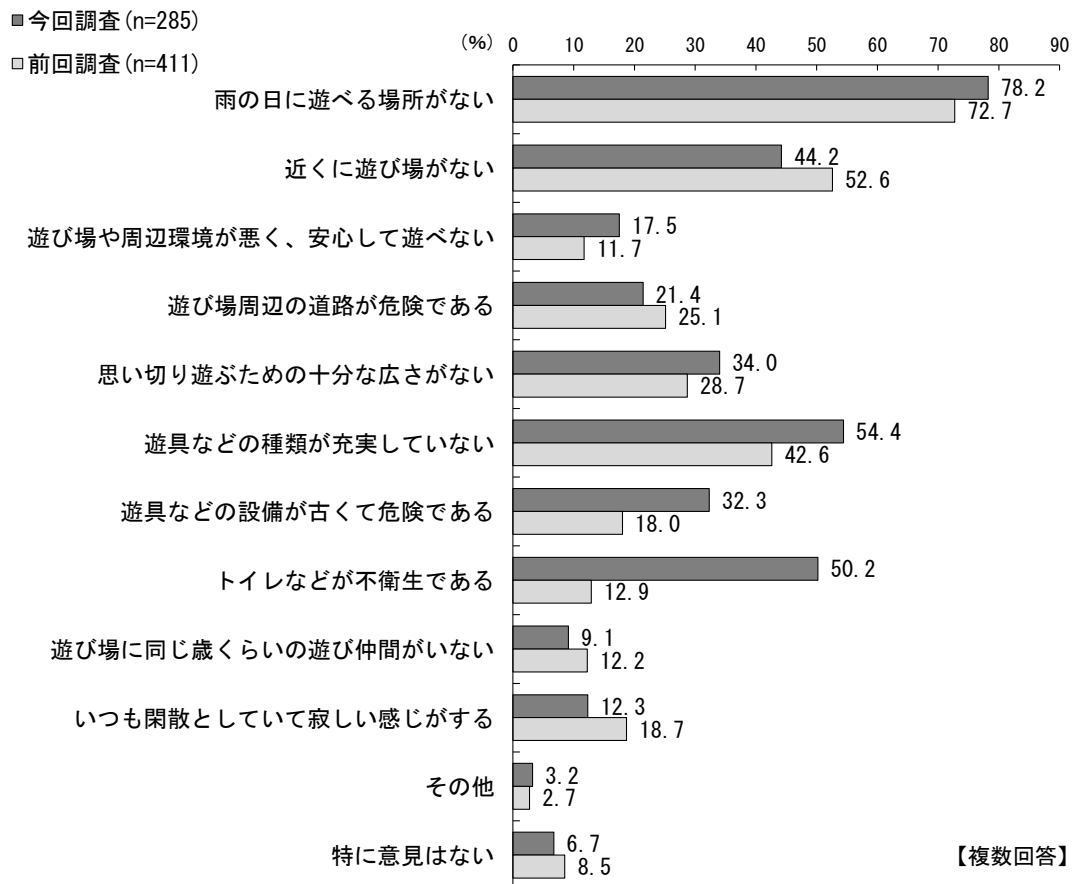
就学前児童では「雨の日に遊べる場所がない」（74.2%）が前回調査（82.5%）と同様に最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」（54.1%）、「トイレなどが不衛生である」（54.6%）、「近くに遊び場がない」（43.8%）が続きます。

また、小学生児童でも「雨の日に遊べる場所がない」（78.2%）が前回調査（72.7%）と同様に最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」（54.4%）、「トイレなどが不衛生である」（50.2%）、「近くに遊び場がない」（44.2%）が続きます。

▼こどもの遊び場について：就学前児童



▼こどもの遊び場について：小学生児童

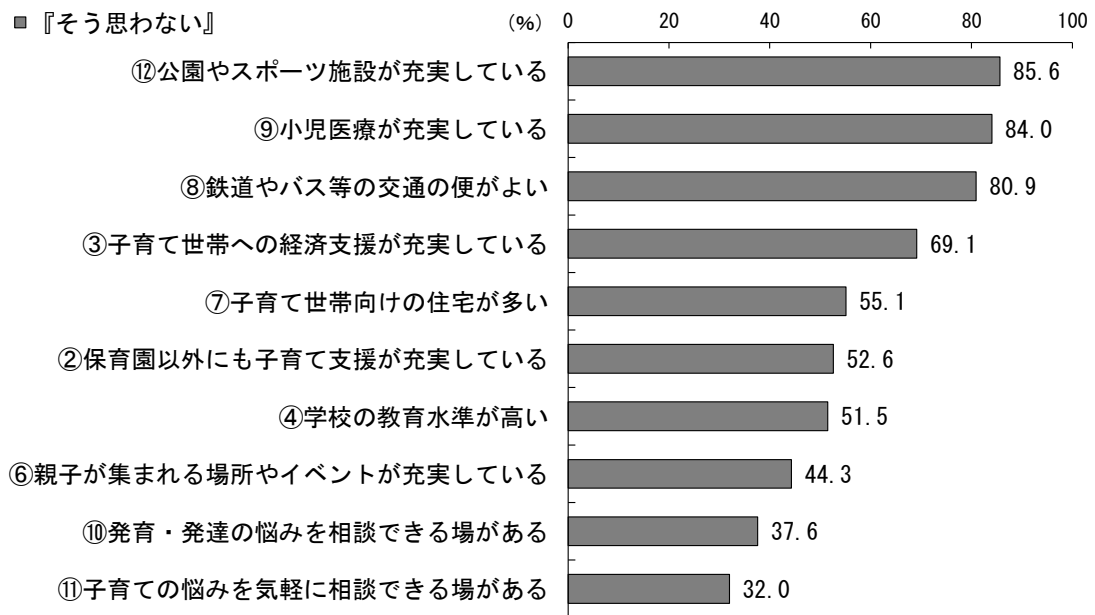


■公園等の整備状況に不満が多く、公園等へのニーズが強い

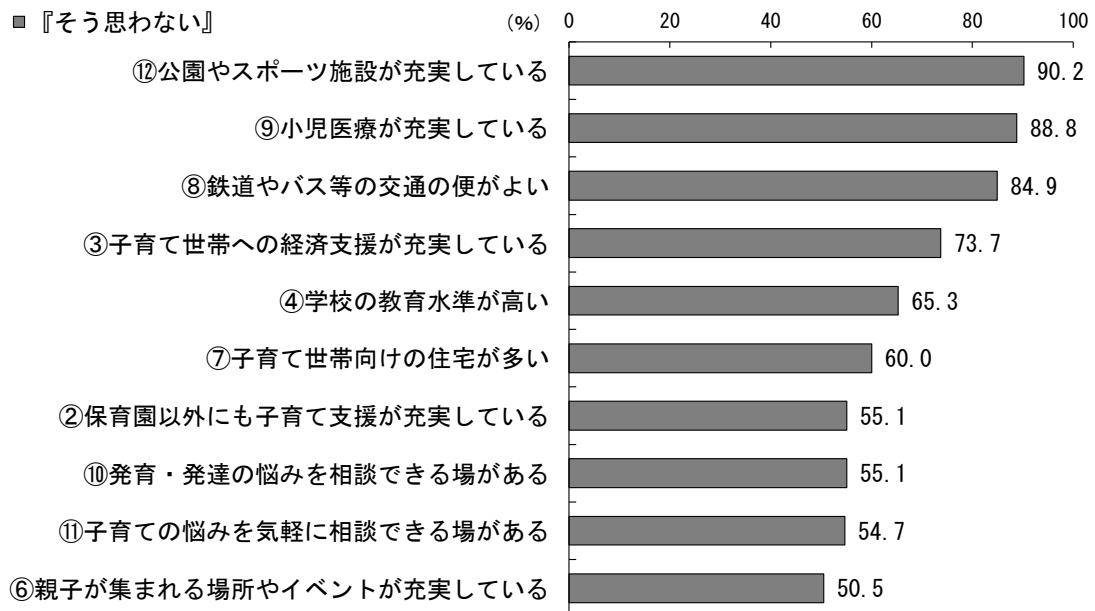
市の子育て環境について 15 項目についてたずねた設問のうち、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）は、「⑫公園やスポーツ施設が充実している」が就学前児童（85.6%）、小学生児童（90.2%）でそれぞれ第1位に挙げられています。

また、子育て支援で期待することにおいても、「⑫公園やスポーツ施設の充実」が就学前児童（54.1%）、小学生児童（58.6%）ともに第2位に挙げられています（就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所等の充実」と同率）。

▼市の子育て環境について：就学前児童：『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）の上位



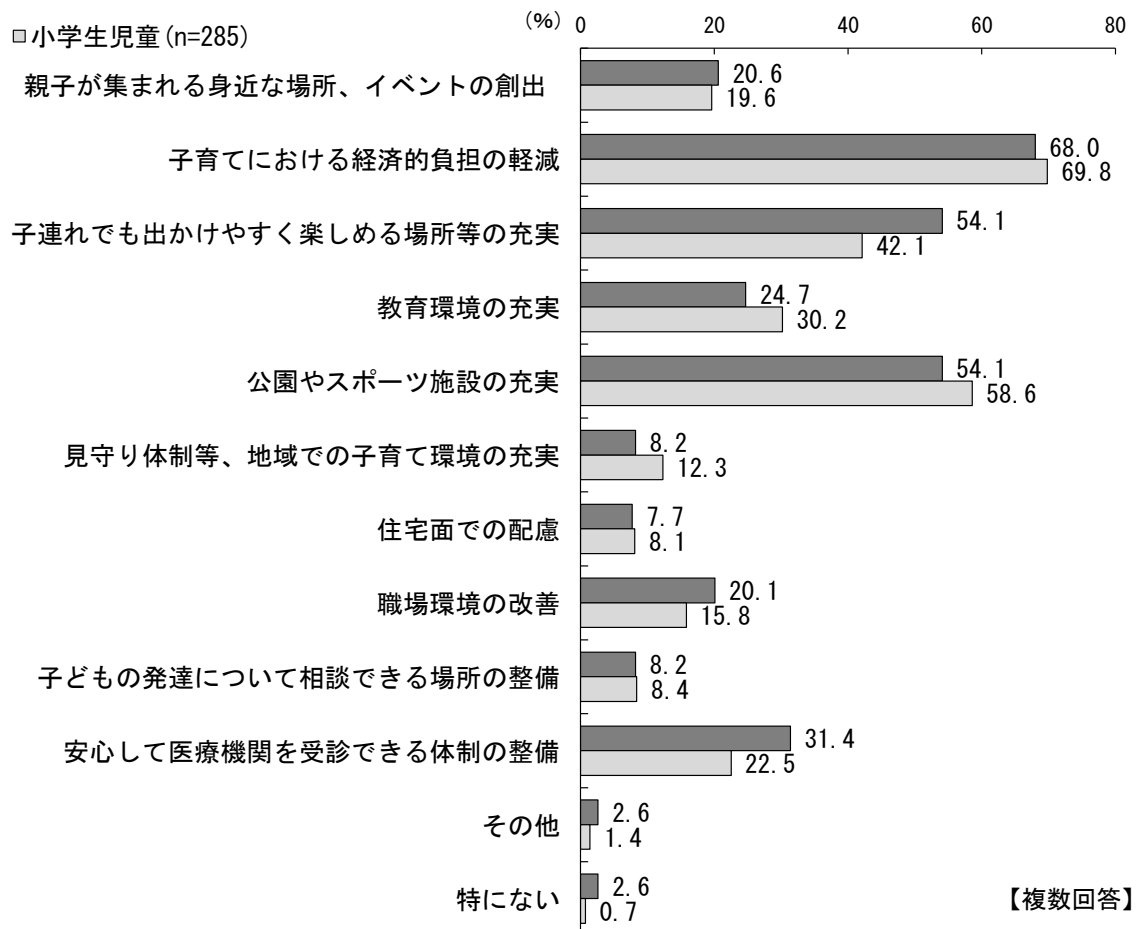
▼市の子育て環境について：小学生児童：『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）の上位



▼子育て支援で期待すること

■就学前児童 (n=194)

□小学生児童 (n=285)



こどもの居場所づくりが求められている中、放課後のこどもの居場所として、放課後児童クラブをはじめ、安全・安心に過ごし多様な体験等ができる場の確保・充実が求められています。

なかでも、こどもの遊び場に関して「雨の日に遊べる場所」、「近くの遊び場」整備を望む回答が多く、公園については、その充実と安全で利用しやすい公園づくりが必要となっています。

③子育て支援で期待すること

■子育て支援で期待することは「子育てにおける経済的負担の軽減」が第1位

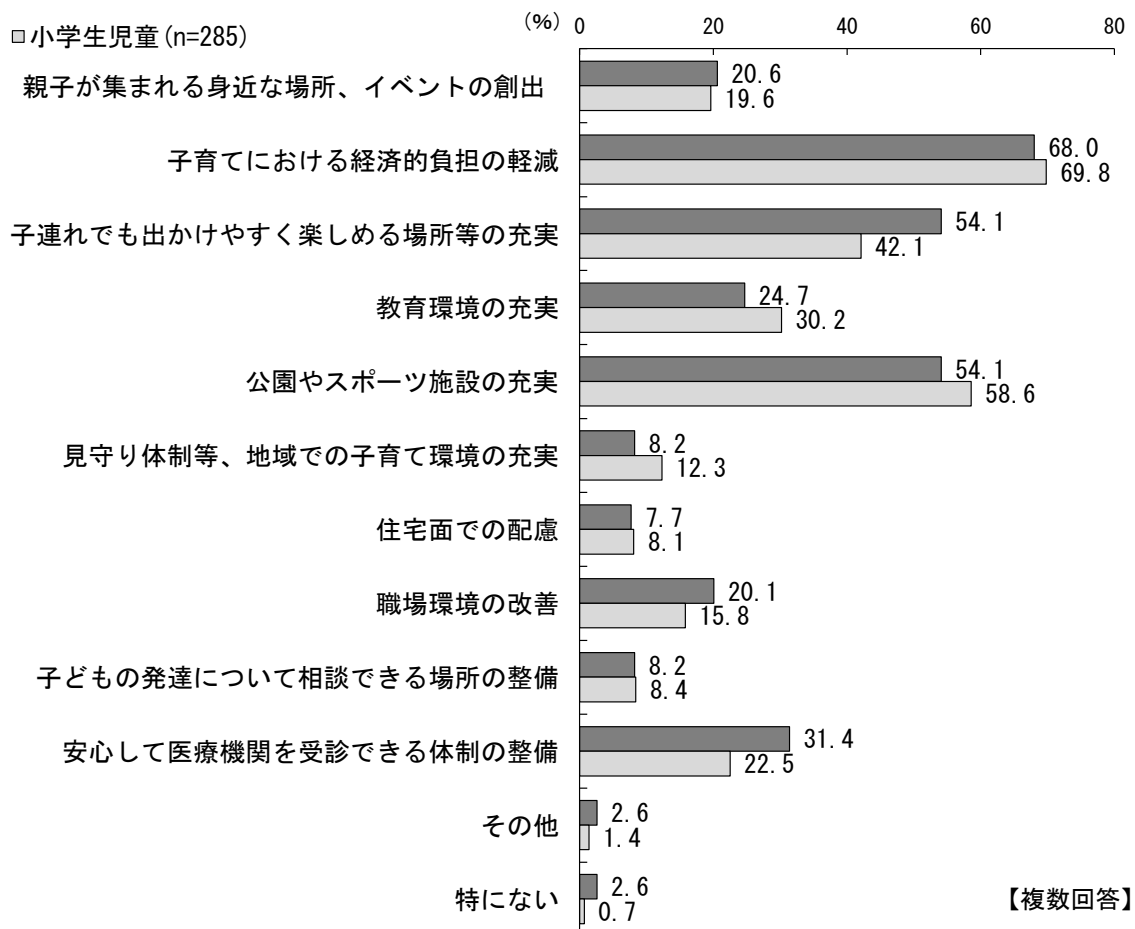
子育て支援で期待することの上位回答は、就学前児童・小学生児童ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所等の充実」、「公園やスポーツ施設の充実」などが上位に挙げられています。

また、子育てにおける悩みごとの上位回答に、就学前児童・小学生児童ともに「子どもの将来の教育費」が挙げられています。

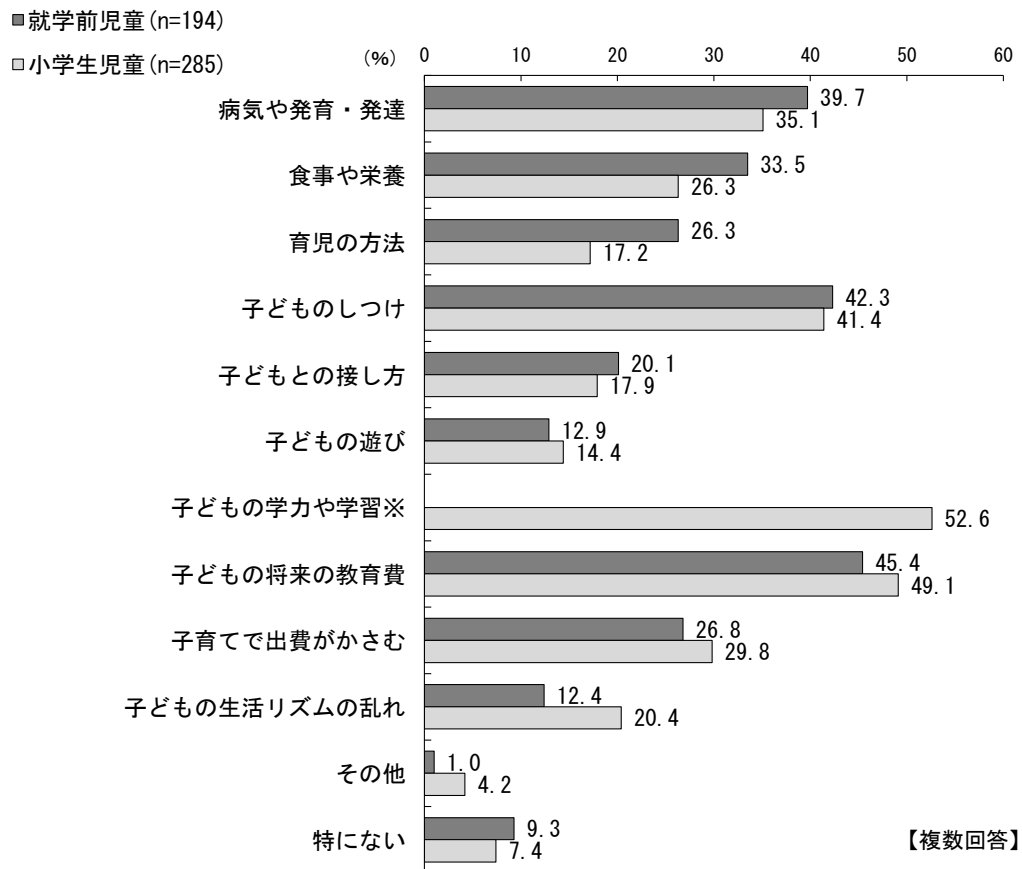
▼子育て支援で期待すること

■就学前児童 (n=194)

□小学生児童 (n=285)



▼お子さんについての悩みごと



※「子どもの学力や学習」は小学生児童のみの選択肢。

これまでも、医療費助成の拡大や各種手当等による経済的支援に取り組んできましたが、長期的な「子育てに係る経済的負担」、「子どもの将来の教育費負担」と比較すると、いっそうの経済的負担の軽減が期待されています。

また、こどもの居場所づくりと同様に、「親子で楽しめる場所の充実」や「公園・スポーツ施設等の充実」が望まれています。

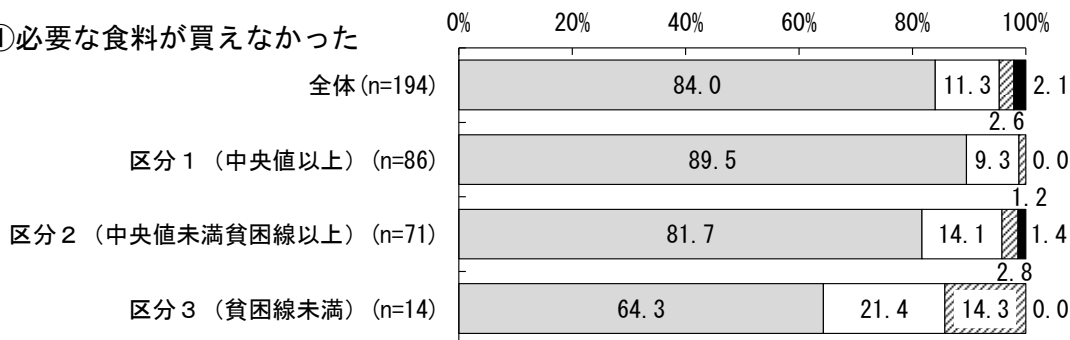
④支援が必要なこどもへの対応

■相対的な貧困とされる層では、必要な食料・衣料が買えなかった経験が就学前児童で3割半ば、小学生児童で2割強

相対的な貧困とされる層（「区分3（貧困線未満）」）では『経験があった』（「何度かあった」と「頻繁にあった」の合計）と回答した割合は、就学前児童では「①必要な食料が買えなかった」及び「②必要な衣料が買えなかった」が同率で35.7%、小学生児童では「①必要な食料が買えなかった」及び「②必要な衣料が買えなかった」が同率で22.6%となっています。

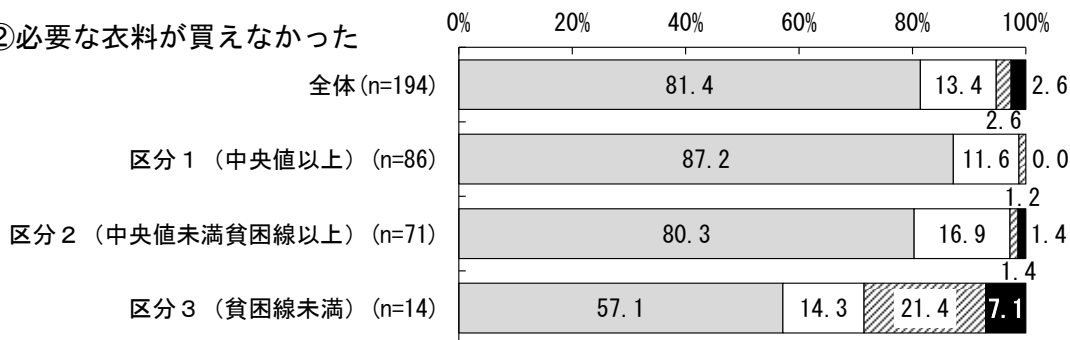
▼経済的な状況について（全体、等価世帯収入区分別）：就学前児童

①必要な食料が買えなかった



□まったくない □何度かあった ▨頻繁にあった ■無回答

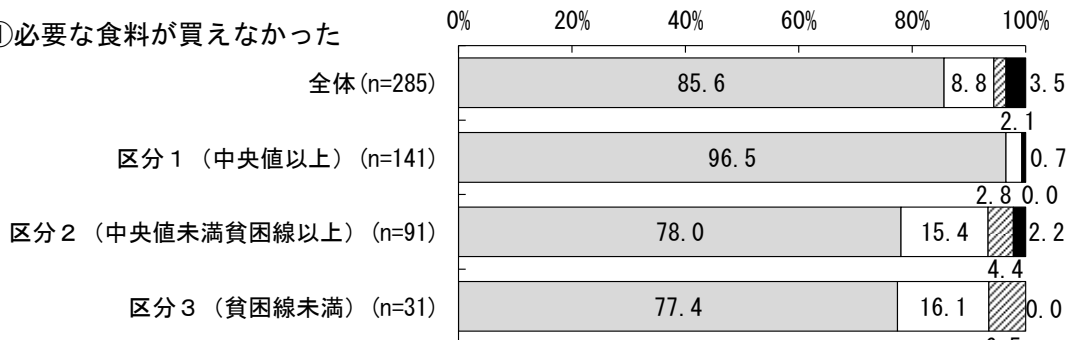
②必要な衣料が買えなかった



□まったくない □何度かあった ▨頻繁にあった ■無回答

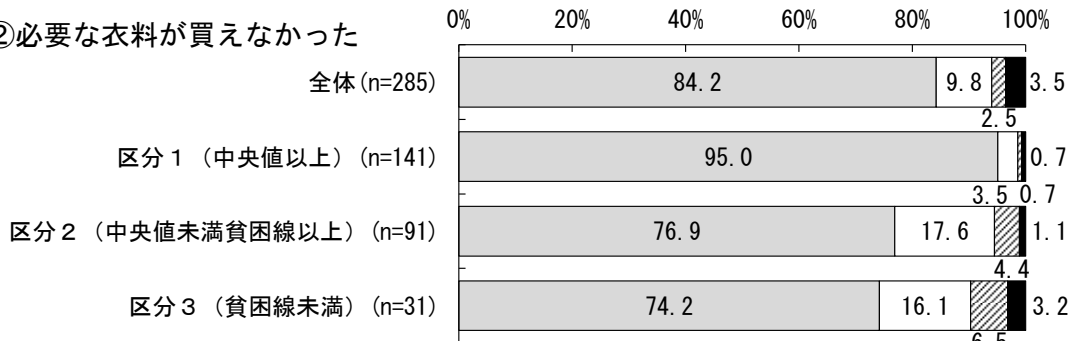
▼経済的な状況について（全体、等価世帯収入区分別）：小学生児童

①必要な食料が買えなかった



□まったくない □何度かあった ▨頻繁にあった ■無回答

②必要な衣料が買えなかった



□まったくない □何度かあった ▨頻繁にあった ■無回答

※等価世帯収入における分類

今回の調査においては、世帯人員・年収の回答結果から簡易的に分類を行いました。

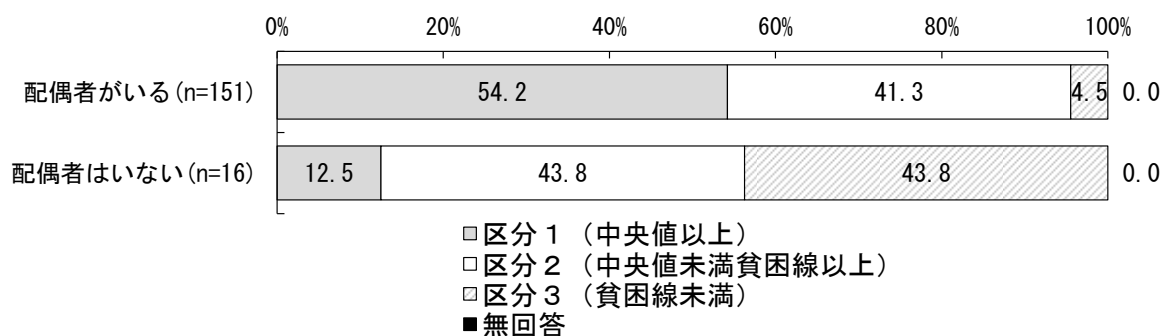
※算出方法

- ① 年収に関する回答の各選択肢の階級値（階級の間値）をその世帯の収入の値とします。
例：年収 300～400 万円未満では 350 万円とします（なお、1,000 万円以上は 1,050 万円）。
- ② ①の値を世帯人員の人数の平方根で除します（等価世帯収入）。
- ③ ②で算出した値の中央値を求め、その中央値の 2 分の 1 を「貧困線」として、中央値以上を区分 1、中央値未満貧困線以上を区分 2、貧困線未満を区分 3 として分類しました。

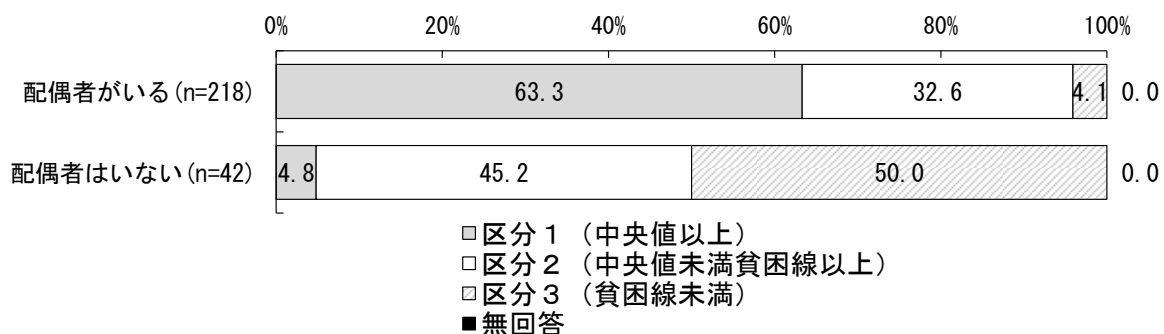
■「ひとり親家庭」は経済的に厳しい世帯の割合が多い

配偶者のいない「ひとり親家庭」では、相対的な貧困とされる層（「区分 3（貧困線未満）」）に分類される割合（就学前児童 43.8%、小学生児童 50.0%）が「配偶者がいる家庭」（就学前児童 4.5%、小学生児童 4.1%）を大きく上回ります。

▼等価世帯収入による分類結果（配偶者の有無）：就学前児童



▼等価世帯収入による分類結果（配偶者の有無）：小学生児童



相対的な貧困層に該当した世帯において、一定数、衣料品や食料品が買えなかった経験がみられることから、こどもの貧困対策として、支援の必要なこどもを発見・支援する仕組みづくりが求められます。

また、ひとり親家庭では相対的な貧困層に分類される割合が多く、衣料品や食料品が買えなかった頻度が比較的多くみられます。

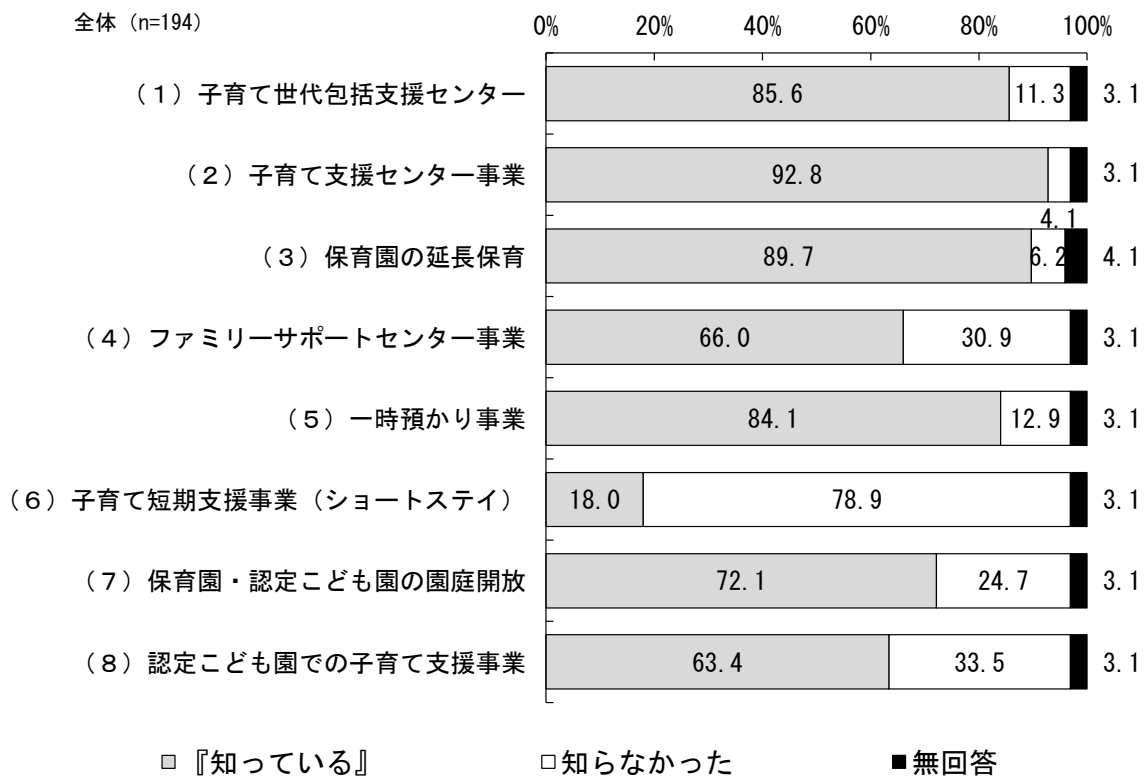
これらの支援が必要なこどもやその家庭に対して、健やかにこどもが成長することのできる環境づくりが必要となっています。

⑤地域の子育て支援サービス、情報入手について

■「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、「認定こども園での子育て支援事業」、「ファミリーサポートセンター事業」の認知度は比較的低い

「知らなかった」と回答した割合の多い認知度の低いサービスは「(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）」(78.9%) が最も多く、次いで「(8) 認定こども園での子育て支援事業」(33.5%)、「(4) ファミリーサポートセンター事業」(30.9%) が続きます。

▼地域の子育て支援サービスの認知度：就学前児童

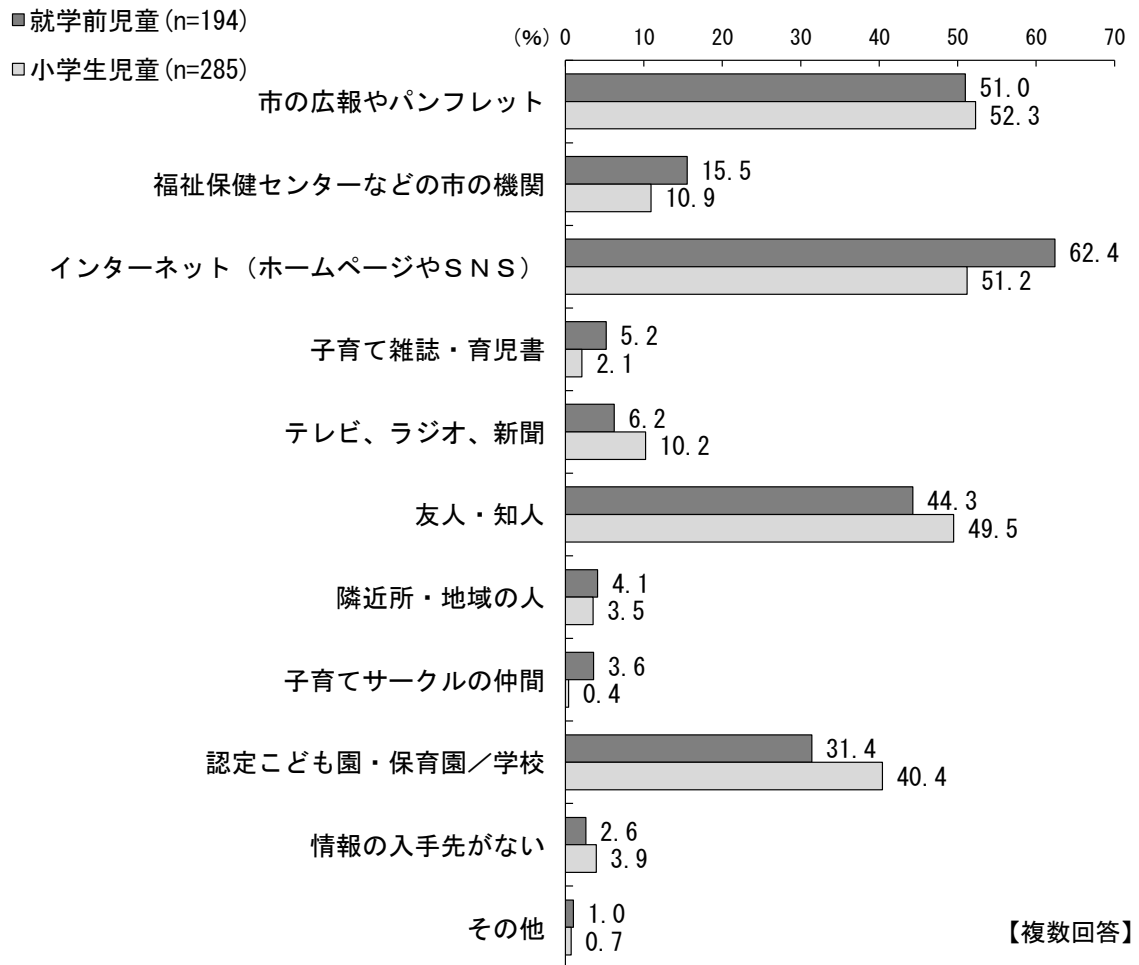


■情報の入手先は「インターネット（ホームページやSNS）」、「市の広報やパンフレット」が上位

就学前児童では「インターネット（ホームページやSNS）」(62.4%) で最も多く、次いで「市の広報やパンフレット」(51.0%)、「友人・知人」(44.3%)、「認定こども園・保育園」(31.4%) が続きます。

小学生児童では「市の広報やパンフレット」(52.3%) で最も多く、次いで「インターネット（ホームページやSNS）」(51.2%)、「友人・知人」(49.5%)、「学校」(40.4%) が続きます。

▼情報の入手先



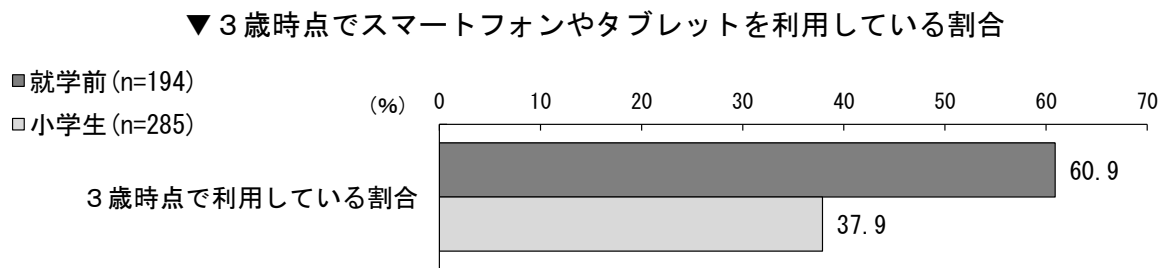
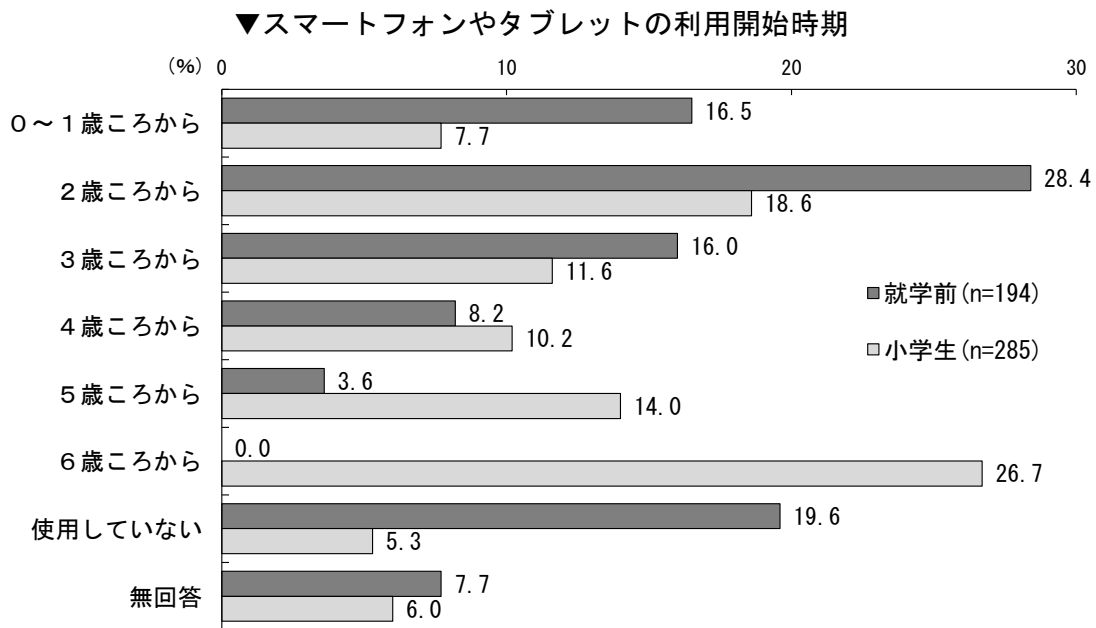
必要とする人が適切なサービスを利用するため、インターネットを活用したデジタル情報はもとより、広報やパンフレット等の紙媒体の情報、認定こども園・保育園等や学校と連携した情報提供など、様々な媒体を活用した情報発信の充実が必要となっています。

⑥その他

■幼少期からスマートフォンやタブレットの利用開始時期が低年齢化

スマートフォンやタブレットの利用開始時期は就学前児童では「2歳ころから」(28.4%)が最も多く、3歳時点で約6割(60.9%)がスマートフォンやタブレットを利用しています。一方、小学生児童では利用開始時期が3歳時点では約4割(37.9%)となっており、利用開始時期が低年齢化している傾向にあります。

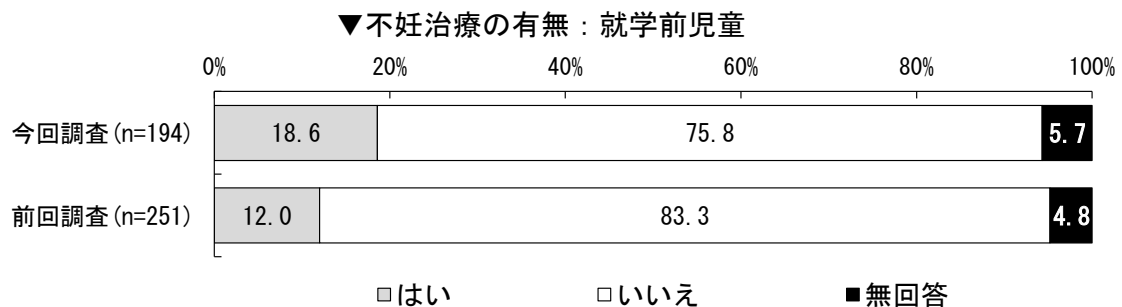
※参考：3歳児のインターネット利用率 58.7% (令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果)



※「利用している割合」は「0～1 歳ころから」、「2 歳ころから」、「3 歳ころから」の合計。

■不妊治療を受けたことがある人が増加

不妊治療を受けたことがあると回答した割合は 18.6%と前回調査（12.0%）より約 7 ポイント増加しています。



スマートフォンやタブレットの利用状況については、開始時期が低年齢化していることから、視力や体力の低下などこどもの成長に及ぶ影響やこどもの利用にあたってのルールづくりなど、保護者への啓発が必要となっています。

また、不妊治療を受けたことがあると回答した割合が前回調査より増加していることから、今後も制度の周知とともに支援の継続・充実が必要となっています。

第3章 目指す姿とテーマ

1. 本計画で目指す姿

第2章における人口・世帯等の状況から、本市における子育て世帯の多くは、既婚者が未婚者を上回る年代、30代前半以降の世帯であり、特に、子育て支援ニーズの高い乳幼児や小学生のこどもを持つ世帯は、その前後となる20代後半から40代ごろまでが中心となることがうかがえます。

世帯構成については、子育て世帯に該当しない「単独世帯」を除く世帯に占める「核家族世帯」の割合が全国及び三重県より高いことから、保護者以外に同居する大人がいない世帯の占める割合が高いことがうかがえます。

また、アンケート結果から、保護者の就労状況について、父親が長時間労働の傾向にあることに加えて母親の就労率が高いことから共働き世帯が多い傾向がみられ、このことは「子育てについての悩みごと」への回答が「子どもの将来の教育費」が最も多いこととも関連がうかがえます。

さらに、ひとり親家庭については、いわゆる「ワンオペ育児」といわれる子育てを保護者一人が担う状況にあるほか、共働き世帯と比べて世帯収入が少なくなることから、「相対的な貧困層」に分類される割合が配偶者がいる世帯を大きく上回っており、「子どもの将来の教育費」の捻出がいっそう深刻な課題であることがうかがえます。

本市ではこれまで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図り、第2期計画では「ともに子育てを支えあうまちづくり」を基本理念に掲げて施策を展開してきましたが、引き続き、安心して妊娠・出産・育児が行える環境づくりと支援を行うとともに、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、就学前児童の教育・保育の確保とこどもの居場所づくりの充実を図り、仕事と子育ての両立や子育てに係る負担軽減に向けた支援を充実する必要があります。

また、子育てに係る経済的負担の軽減についても引き続き検討が必要であり、特に、ひとり親家庭において、こどもの将来に及ぶ影響が大きくなると考えられます。

さらに、こどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現が求められる中、こどもたちが自分の能力を生かし、希望をかなえることができる社会をつくることは、未来の担い手を育てることにもつながります。

そのためには、本市においてほとんどの就学前児童に関わる認定こども園や保育園等における取り組みや、すべての児童・生徒に関わる義務教育課程における学校教育の重要性はもとより、家庭や地域、放課後等における多様な学びや体験活動に触れる機会とそれらを通じた多様な人たちとの交流機会の提供や、こどもの人権尊重と児童虐待防止の取り組み、地域におけるこどもの居場所の確保、こどもの安全・安心を確保する取り組みの充実が求められます。

こうしたことから、第3期計画においては「子育て家庭」への支援とともに「こども」への支援を重視し、「子育てしやすいまちづくり」、「こどもの未来を育むまちづくり」の2つのテーマを設定して、尾鷲市版こどもまんなか社会「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」の実現に向けて、総合的な取り組みを推進していきます。

▼本計画で目指す姿と2つのテーマ

目指す姿

こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ

テーマⅠ

子育てしやすい
まちづくり

「子育て家庭」を支援！

テーマⅡ

こどもの未来を育む
まちづくり

「こども」を支援！

【対応する課題】

- ①安心して妊娠・出産・育児が行える環境づくりと支援の実施
- ②就学前児童の教育・保育の確保とこどもの居場所づくりの充実
- ③仕事と子育ての両立・子育てに係る負担軽減に向けた支援の充実
- ④子育てに係る経済的負担の軽減

【対応する課題】

- ①就学前児童への教育・保育の取り組み及び学校教育の充実
- ②家庭や地域、放課後等における多様な学びや体験活動・交流機会の充実
- ③こどもの人権尊重と児童虐待防止の取り組み
- ④地域におけるこどもの居場所の確保、こどもの安全・安心を確保する取り組み

2. テーマに基づく目標設定

本計画において取り組むべき施策展開の目標について、目指す姿を実現するための両輪となる2つのテーマごとに定めるとともに、全体の施策体系を示します。

▼テーマⅠ 子育てしやすいまちづくり

■目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の実施

すべての子どもたちが健やかに成長することを目指し、妊娠期より関係機関と連携し、安心して産み育てるため、妊産婦と家族への切れ目のない支援を実施します。

また、親子に寄り添い、健やかなこどもの発育・発達の支援に努めるとともに、次世代を担う子どもたちを育てるための思春期支援を進めます。

■目標2 就学前の教育及び保育の確保・充実

仕事を持っている保護者が安心して子育てと仕事を両立できることをはじめ、保育を必要とする世帯の保育が十分に確保できるよう、地域における保育環境の充実に取り組めます。

また、家庭で子育てを行っている保護者が、気軽に親子で参加できる交流の機会や相談の場を提供するなど、就学前のこどもを持つ保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消を進めます。

■目標3 こどもの居場所づくりの推進

放課後等にこどもが安全・安心に過ごし多様な体験等ができるよう、こどもの居場所づくりを進めるとともに、安全で利用しやすい公園づくりや公共施設の機能の充実と開放を進めるなど、親子が気軽に利用できる場の提供を進めます。

また、子育て支援団体等の活動を支援することで、こどもの居場所づくりの充実を図ります。

■目標4 子育て家庭への支援体制の充実

すべての妊産婦や子育て世帯の子育てに関する悩みや不安の解消、生活上の困りごとの改善や解決につなげるため、包括的な相談・支援体制を構築するとともに継続的に世帯に寄り添い、多様な支援制度や社会資源の活用を図ることで状況の改善につなげます。

また、子育てを難しくする要因となっている経済的負担の軽減に努めます。

▼テーマⅡ こどもの未来を育むまちづくり

■目標１ 次代のおわせを担う人づくり

こどもが遊びや学び、多様な体験等を通じて自立心や社会性を身に付け、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って成長することができる環境づくりに向けて、家庭・学校・地域等における教育の充実を図ります。

また、すべての人がこどもや子育て支援への関心と理解を深め、こどもや子育てを支え合うことのできる地域づくりを進めます。

■目標２ こどもを守る地域づくり

こどもは地域の「宝もの」であり、「育てる」、「守る」は地域の役目です。

家庭・学校・行政・地域が一体となって、こどもたち一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すとともに、関係機関と連携して、すべてのこどもたちを虐待から守る取り組みを進めます。

また、交通事故や犯罪、災害などからこどもの安全を確保する取り組みや環境整備、青少年の非行防止や健全育成の取り組みを進めます。

3. 施策体系

目指す姿

こどもの未来

明日とともに育むまち

おわせ

テーマⅠ

子育てしやすいまちづくり

「子育て家庭」を支援！

目標

主な施策

目標 1

妊娠・出産・育児
にわたる包括的支
援の実施

1. 妊娠期からの切れ目のない子育て支援
2. 安心して妊娠・出産・子育てができる支援
3. 健やかなこどもの発育・発達の支援
4. ワーク・ライフ・バランスの実現

目標 2

就学前の教育及び
保育の確保・充実

1. 多様な教育・保育ニーズに対応するための支援
2. 乳幼児の交流の場づくり

目標 3

こどもの居場所
づくりの推進

1. こどもの居場所づくり
2. こどもの遊び場等の確保・充実
3. 子育て支援団体の支援・育成

目標 4

子育て家庭への
支援体制の充実

1. 子育て家庭に対する総合的支援
2. 特別な支援が必要なこどもへの総合的支援
3. ひとり親家庭への支援
4. 子育て家庭への経済的支援

テーマⅡ

こどもの未来を育むまちづくり

「こども」を支援！

目標

主な施策

目標 1

次代のおわせを
担う人づくり

1. こどもの「生きる力」を育む教育環境づくり
2. こどもの「豊かな未来」を育む取り組みの充実

目標 2

こどもを守る
地域づくり

1. こどもの人権尊重と児童虐待の防止
2. こどもの安全と安心の確保

第 4 章 施策の展開

テーマⅠ 子育てしやすいまちづくり

目標１ 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の実施

１．妊娠期からの切れ目のない子育て支援

これまで母子保健部局の「子育て世代包括支援センターはっぴい」が担ってきた妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援体制と、児童福祉部局の「子ども家庭総合支援拠点」が連携することで、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援や、こどもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を行ってきましたが、令和７年度からは両組織を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の支援を一体的に切れ目なく提供します。

さらに、子育てをしている親や、これからこどもを産み育てたいと考えている人、子育てを支援する人が必要な情報を得られるよう、子育て情報冊子や広報紙、市ホームページなどを活用し、庁内組織と連携した情報提供に努めます。

施策・事業	内容
①妊娠・出産期からのきめ細かな支援の充実	母子健康手帳交付時に面談を行い、支援を開始します。 主に①妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握、②妊娠・出産・育児に関する相談及び必要な情報提供・助言・保健指導、③支援プランの作成、④保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行います。 ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】（91ページ） →①妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供実施率 →②妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供フォロー率
②健康相談（子育て相談）等の充実	相談を通じて、妊娠・出産・子育てに対する不安や悩みを持つ両親に寄り添い傾聴し、必要な情報の提供とともに、スマホ育児の影響を含め、ふれあい育児の大切さについて啓発します。 また、多職種が連携し、いつでも気軽に相談できる体制づくりを図ります。
③子育てサポーターの育成と活動支援	地域の身近な相談者であり行政とともに子育て支援を行う地域の子育て支援リーダーとして、「子育てサポーター」を育成します。 また、市が実施する様々な事業で託児等の活動の場を提供することにより、子育てサポーターが地域で子育てを支える活動ができるよう支援します。
④多様な情報提供体制の充実	子育てをしている親や、これからこどもを産み育てたいと考えている人が必要な情報を得られるよう、市の子育て情報冊子や広報紙

施策・事業	内容
	を活用して周知に努めます。 また、市ホームページをはじめ、SNS、ワンセグ等での情報提供の充実を図ります。 さらに、市民の利便性の向上、保護者に対する育児等の情報を電子的に提供することなどを目的に令和8年度から全国展開される母子保健DX（母子健康手帳の電子化を含む）について、体制の整備を図ります。

2. 安心して妊娠・出産・子育てができる支援

妊産婦は、妊娠・出産により心身の状態が変化しやすいため、妊娠初期から妊婦を取り巻く状況について把握し情報提供や保健指導を行うとともに、切れ目のない安全・安心な妊娠・出産・子育てのために、医療機関等と連携した支援施策の充実を目指します。

また、妊娠を望む夫婦への支援の充実を図ります。

施策・事業	内容
①母子健康手帳の交付・妊婦アンケート（妊婦等包括相談支援事業）	母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、妊婦の健康状態及び妊娠・出産・育児における支援者の把握等を行うとともに、子育て支援情報を提供し、必要に応じて医療機関・関係機関等と連携しながら、妊娠期からの切れ目のない支援を開始します。 また、すべての妊婦・子育て家庭に対して身近で相談に応じ、出産・育児等の見通しを立てるための面談やプランの立案を行い、相談の継続等を通して必要な支援につなぐことで、支援の充実を図ります。 ①妊娠届出時の面談 子育て支援プランを用いて、妊娠期の過ごし方、各種手続き、利用できる支援サービス等をともに確認します。 ②妊娠8か月頃の面談・アンケート 妊娠期からの子育て支援のため、妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを送付するとともに、面談を実施します。 ③出生後の面談 すこやか赤ちゃん訪問時にアンケートを実施し、状況の把握及び子育てに関する支援サービス等をともに確認します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（17）妊婦等包括相談支援事業（89ページ）
②妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査により、妊娠中の異常の有無を早期に確認し、妊婦の健康管理を図るとともに、健診結果などに応じて医療機関と連携した支援を実施します。 また、妊娠初期から出産時までの14回分の健診費用を助成し、経

施策・事業	内容
	済的負担の軽減を図ります。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（11）妊婦健康診査（85ページ）
③妊婦歯科健康診査・保健指導	妊婦及び生まれてくるこどもの口腔の健康保持増進を図るため、妊婦歯科健康診査を実施します。 また、母子健康手帳交付時に歯科保健パンフレットを配布し、妊娠による口腔内の変化や歯科受診の必要性、胎児の歯への影響などを周知し、妊娠期から歯の健康への意識づけを行います。
④妊婦家庭訪問等	妊婦アンケートや妊婦一般健康診査、妊婦等包括相談支援事業の8か月アンケート等の結果より、家庭訪問や電話相談等を行い、安全・安心に出産を迎えるための相談支援を行います。
⑤産前・産後サポート事業（ママサポ）	妊娠・出産・子育ての不安や悩みを傾聴し、必要な支援につなげることで、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるよう支援します。
⑥産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等も視野に入れ、産後2週間・1か月等の時期に心身の状態を把握する健康診査を実施し、必要に応じて医療機関と連携した産後早期からの支援を開始します。
⑦産婦訪問	おおむね生後2か月までに、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）と同時にすべての産婦を対象に訪問を実施します。 産後うつ質問票（EPDS）を活用し、産婦の心身の健康状態の把握に努め、継続支援が必要となった場合は、関係機関と連携した家族支援や産後ケアの紹介等を行います。 ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】（91ページ） →⑤産婦訪問（EPDS含む）実施率 →⑥EPDSにて9点以上の産婦へのフォロー率
⑧産後ケア事業	出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行うため、出産直後より一定期間、産科医療機関において宿泊または通所により必要な支援を提供します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（18）産後ケア事業（90ページ）
⑨養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）などによって把握した、子育てに不安や孤立感を抱える家庭や虐待のおそれやリスクを抱える家庭など養育支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、助言や相談などによって育児、家事等の養育能力を向上につなげるとともに、状況に応じて関係機関と連携し、虐待の未然防止を図ります。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（7）養育支援訪問事業（82ページ）

施策・事業	内容
⑩母子への喫煙・防煙対策	受動喫煙防止とSIDS（乳幼児突然死症候群）予防のため、喫煙が妊婦やこどもに与える影響等について、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時などに情報提供と啓発を行います。 ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】（91ページ） →⑫SIDSについて知っている割合
⑪不妊治療対策	不妊治療を受けるための経済的負担の軽減を図るため、「三重県特定不妊治療費助成事業」を活用した「尾鷲市特定不妊治療費助成事業」を実施します。 また、市単独の不妊治療医療費助成事業を継続して実施します。

3. 健やかなこどもの発育・発達の支援

乳幼児期は、こころと体の発達の基礎を形成し、基本的生活習慣が身に付く大切な時期であるため、家庭訪問や乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（子育て相談）等を通して、こどもの健やかな発育・発達への支援及び疾病等の早期発見・早期支援に努めます。

また、こどもの育ち等に不安を抱える保護者とそのこどもが適切な支援や相談・医療につながるよう、関係機関と連携を図っていきます。

そして、感染症からこどもを守るため、予防接種に関する情報提供・接種勧奨を行い接種率の向上に努めます。

さらに、学童期・思春期においては、命を大切にし、自己肯定感を高めることや性に対する正しい知識を身に付ける支援等の継続に努めます。

施策・事業	内容
①乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）の実施	おおむね生後2か月までに全戸訪問を実施し、乳児の発育・発達状態の確認、育児に対する不安や悩みの傾聴、助言等を行い、発育・発達及び育児支援に努めます。 あわせて産婦訪問も実施し、母親の心身の健康支援も行います。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（6）乳児家庭全戸訪問事業（82ページ） ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】（91ページ） →③すこやか赤ちゃん訪問実施率 →④すこやか赤ちゃん訪問未実施者フォロー率
②ブックスタートの実施	絵本を通して赤ちゃんに心をつれあう楽しいひと時を過ごすきっかけづくりにつなげるため、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時に絵本をプレゼントし、子育てとこどもの心身の成長発達を支援します。

施策・事業	内容
③未熟児訪問・未熟児養育医療給付事業の実施	出生体重が 2,000 g 以下あるいはこどもの状態により医師が「入院が必要」と認めた場合、医療費（保険診療分）を給付することで経済的支援をするとともに、退院直後に訪問し、子育てとこどもの発育・発達の早期支援を開始します。
④新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業及び難聴児への早期支援	新生児聴覚検査により、難聴の可能性を早期に発見し、専門機関を受診することでこどもの発達を支援するとともに、費用助成など経済的支援を行います。 また、出産直後に告げられる新生児の状況に対する保護者が抱く大きな不安や、新生児の成長に対して早期に支援を行います。
⑤ 1 か月児健康診査費助成事業	1 か月児の健康の保持及び増進を図るため、1 か月児が受診した健康診査の費用の一部を助成して健康診査に係る経済的負担を軽減し、早期支援の開始に努めます。
⑥乳児一般健康診査の実施	生後 4 か月児と 10 か月児を対象に、県内の医療機関において無料で心身の発育・発達と疾病の早期発見のために健康診査を行い、結果に基づき医療機関と連携した支援を実施します。 ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】(91 ページ) →⑦ 4 か月健診受診率 →⑧ 10 か月健診受診率
⑦幼児健康診査の実施	1 歳 6 か月児と 3 歳児を対象に、福祉保健センターにおいて疾病の早期発見、心身の発育・発達及び生活習慣の獲得等を把握するための健康診査を実施し、その結果に基づき支援を行います。 また、歯科健診、歯科保健指導を実施し、虫歯予防、歯の健康の保持・増進を支援します。 ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】(91 ページ) →⑨ 1 歳 6 か月児健診受診率 →⑩ 3 歳児健診受診率 →⑪ 3 歳児健診未受診者フォロー率 →⑭ 1 歳 6 か月児で仕上げ磨きをする親の割合 →⑮ 3 歳児で仕上げ磨きをする親の割合
⑧歯科保健事業の実施	歯科保健指導等を通して、乳幼児期から虫歯予防を生活習慣化できるよう支援するとともに、「歯科健診・フッ素塗布券」を配布し、歯科受診のきっかけづくりを行います。 また、認定こども園や保育園等で、フッ化物洗口事業と歯科衛生士及び管理栄養士による巡回指導を実施します。
⑨乳幼児健康相談（子育て相談）の実施	福祉保健センターで定期的に行っている乳幼児健康相談や、随時、来所や電話で実施している子育て相談等において、身長・体重測定、発達の確認、離乳食等についての個別相談を行います。
⑩子育てサークルの支援	親子の居場所づくり、交流の場として、福祉保健センターを定期的に開放します。 また、子育てサポーター等が中心となり子育てサークル「お楽し

施策・事業	内容
	みデー」を実施し、保護者に寄り添い、子育てを支援することを強化します。
⑪誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策	乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）や乳幼児健診等を通してパンフレットを配布し、また、1歳6か月児健診では、事故予防アンケートで浴室のドアへの危険防止対策の有無など家庭における事故防止対策の実施状況を確認するなど、保健指導、個別相談などを通じて、誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策の啓発を行います。 ■関連項目【母子保健計画に係る目標指標】（91ページ） →⑬浴室のドアに、子どもが1人で開けることのできないような工夫がしてある割合
⑫食育の推進	フードモデル等を活用した保護者同士の交流や個別の相談等を通して、乳幼児期からの発達に応じた食の指導の充実を図ります。
⑬予防接種事業の実施	各種感染症に対する予防接種を実施し、乳幼児、児童の健康の保持増進を図ります。 また、標準的な時期（基本となる予防接種ごとの年齢）に接種ができるよう、接種時期にあわせた個別通知などにより接種勧奨に努めます。
⑭思春期教室の開催	尾鷲総合病院と連携し、市内の園児、小学生、中学生を対象に、生命の大切さ、自己肯定感を高めること、性に対する正しい知識などを身に付ける思春期教室を開催し、認定こども園、保育園等、小学校低学年、小学校高学年、中学校と、こどもたちが連続した授業として思春期教室（いのちの教室）を受けられる体制を構築します。

4. ワーク・ライフ・バランスの実現

男性の育児参加の促進や男女ともに多様な働き方を実現するため、育児・介護休業制度の普及・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。

また、夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

さらに、関係機関と連携し、就労中断後における再就職支援や若年者への就職支援など雇用の促進につながるよう努めます。

施策・事業	内容
①子育て支援に配慮した企業活動の促進	仕事優先の企業風土を見直すため、関係機関と連携しながら、育児休業制度など国の各種制度等の周知を図るなど、企業における子育て支援に配慮した企業活動への働きかけを行います。

施策・事業	内容
②ともに子育てを担う意識づくり	家庭における男女共同参画を促進するため、家庭・地域・学校・職場において幅広い年齢層を対象に、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担う意識の啓発活動に努めます。
③就労支援事業	ハローワーク尾鷲と連携し、有効な就職・転職活動のサポートや就労に必要な技能を身に付ける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努めます。

目標 2 就学前の教育及び保育の確保・充実

1. 多様な教育・保育ニーズに対応するための支援

地域における家庭外での必要な保育を確保するため、就学前教育・保育施設において多様化する保護者の職業形態や勤務形態・勤務時間に対応する体制を整備するとともに、個々のこどもの状況に応じた教育・保育サービスの充実を図ります。

施策・事業	内容
①就学前児童に係る教育・保育の確保・充実	就学前教育・保育施設での保育を必要とする就学前児童に対して必要な教育・保育が確保できるよう、認定こども園や保育園等を確保するとともに、保護者の状況に応じた受け入れ体制の整備・充実に努め、あわせて発達段階に応じた質の高い教育・保育が認定こども園・各保育園等で提供されるよう保育内容の充実に努めます。 また、少子化に伴いこどもが減少するとともに保育士の確保が困難となっていることから、保育園等の統合等についても検討し、地域における必要な就学前教育・保育体制の維持・確保と適正な運営を目指します。 少子化・過疎化が進む九鬼・輪内地区の就学前教育・保育を確保するため、賀田小学校内に市立小規模保育所を令和7年度に開設し、地域において就学前から中学校まで一貫して教育・保育が受けられる環境を整備します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（1）子どものための教育・保育給付（73ページ）
②多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。 また、認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築については、継続して実施します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業（87ページ）
③就学前教育・保育施設における安定的な教育・保育体制の確保	認定こども園や保育園等において、安全・安心で質の高い教育・保育を安定的に提供するとともに、不適切保育が発生する要因の一つとなる保育現場の負担を軽減するため、主任保育士や看護師、加配保育士等の必要な職員配置に係る補助金を適切に支給します。 また、国や県の補助金等も活用しながら、施設・設備等の安全確保や環境改善につながる補助金を適切に支給し、就学前教育・保育施設における安定的な教育・保育体制の確保に努めます。

施策・事業	内容
④障がい児保育の実施	障がいのあるこどもについて、一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下でこどもの状況にあわせた保育を推進するとともに、必要に応じて加配保育士を配置するなど支援体制の充実を図ります。 また、「CLMと個別の指導計画」を活用した支援を推進しながら、こどもの発達に必要な保育、支援の充実に努めます。
⑤時間外保育事業の実施	保護者の多様化する勤務形態に対応し、保育園等において通常の保育時間を超えた保育を実施します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（２）時間外保育事業（79ページ）
⑥休日保育の実施	日曜日や祝日等に家庭でのこどもの保育が困難となった場合、本市ではファミリー・サポート・センター事業で対応しています。
⑦一時預かり事業の実施	緊急時や急な保護者の就労への対応、リフレッシュ目的など、普段は家庭で保育を行っている保護者に代わって保育園等で一時的に保育を行い、保護者の心理的、身体的な負担の軽減を図ります。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（５）一時預かり事業（81ページ）
⑧子育てのための施設等利用給付事業	家庭で保育が行えないため保育園等への入園を希望したものの、家庭から通うことができるすべての保育園等が定員に達していることで入園できないなどで、一時預かり保育事業や認可外保育施設等を利用した場合、その利用料等を支給します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（２）子育てのための施設等利用給付（76ページ）
⑨こども誰でも通園制度の実施	すべてのこどもの育ちを応援することやすべての子育て家庭に対する支援を強化するため、保護者の就労の有無や理由を問わず、3歳未満の未就園児が受け入れ体制が整っている保育園等を時間単位で毎月一定時間まで利用できる制度として創設され、本市においても令和8年度からの実施に向けて取り組みます。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（３）乳児等のための支援給付（77ページ）

2. 乳幼児の交流の場づくり

乳幼児等、未就園児の子育てを担う保護者の子育てに係る不安や負担の解消につなげるため、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」での活動や、認定こども園・保育園等での園庭開放、認定こども園における子育て支援事業などを通じて、未就園児と園

児の交流、保護者同士や保護者と保育士等との交流の機会を創出するとともに、気軽に保育士等に子育て相談が行える関係づくりや機会の提供を図ります。

施策・事業	内容
①地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の充実	主に乳幼児（０～２歳児）の未就園児を持つ保護者とそのこどもが、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講習等を実施します。 また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や団体等と連携して、地域に出向いた子育て支援活動を実施します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（８）地域子育て支援拠点事業（83ページ）
②認定こども園・保育園等の園庭開放事業	保護者同士や保育士等との交流、未就園児と園児等、こどもの異年齢交流に加えて、気軽に子育て相談ができる場として、また、地域に開かれたこどもの体験の場として、認定こども園・保育園等の園庭開放を進めます。
③認定こども園における子育て支援事業の充実	認定こども園が行う行事に未就園児とその保護者が参加する機会を設け、未就園児とその保護者が園児や保育教諭との交流を通じて、未就園児の成長や保護者の不安の解消、子育て相談のきっかけづくりやリフレッシュ等につながる機会を創出するとともに、取り組みの充実を図ります。

目標3 こどもの居場所づくりの推進

1. こどもの居場所づくり

こどもが放課後等において、安全・安心に過ごし多様な体験等ができるよう、また、就労などで放課後、自宅に保護者が不在の家庭においても、保護者が安心して働くことができるよう、放課後等のこどもの居場所づくりを進めます。

また、中央公民館、図書館、体育館については、耐震工事にあわせて改修を行い、こどもや子育て世帯が安全・安心に利用できる居場所等として機能の充実を図ります。

施策・事業	内容
①放課後児童クラブの充実	放課後、就労などにより保護者が自宅にいない小学生を対象に、安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図るとともに利用環境の改善・充実に努めます。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（3）放課後児童健全育成事業（79ページ）
②放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」の充実	全小学校区を対象に、放課後や休日等に地域の実情にあわせてこどもたちが安心して集い、地域の人たちとの交流や遊び、学習など、いきいきと活動できる居場所や機会を提供します。 また、既存の地域活動や地域のイベントとも連携し、こどもたちが参加しやすい体制づくりに努めます。 さらに、配慮が必要な児童の受け入れ体制の充実を図ります。
③コミュニティーセンターの活用	地区センター管内の校区において、コミュニティーセンターを拠点としたこどもの居場所づくりを進めます。 夏休み等長期休暇時においても、開館時間中、図書室や空き室を開放するなど、自由に遊べる場所を提供します。
④こどもの居場所づくりの充実	中央公民館、図書館、体育館について、改修により、こどもや子育て世帯の安全・安心な居場所等としての機能を充実し、雨天時等においても利用できるこどもの居場所づくりを図ります。 また、中央公民館では、施設改修までは夏休み中のこどもの居場所づくりとして1室を児童ルームとして開放し、改修後は、開館時に常時利用できるこどもや子育て世帯の居場所を提供します。
⑤民間団体等と連携したこどもの居場所づくりの充実	地域のつながりの稀薄化や少子化により、地域でこどもが育つことが難しくなる中、児童虐待や不登校など複雑かつ複合的な課題を抱えるこどもが増えています。 すべてのこどもに安全で安心して過ごせる「こどもの居場所」が必要であることから、多様な民間団体と連携し、こどもの視点に立ち、こどもの声を聞きながら、こどものライフステージに応じた「こどもの居場所づくり」に取り組みます。

2. こどもの遊び場等の確保・充実

公園における遊具の適切な点検・管理による安全性の確保及び計画的な更新等による充実や、トイレ等の付帯設備及び公園環境の維持管理を適切に実施するなど、安全で快適に利用しやすい公園づくりに努めます。

また、公共施設の充実と開放を進め、親子が気軽に利用できる場の提供を進めます。

施策・事業	内容
①都市公園の充実	こどもの遊び場、また、自然とのふれあいや体験による学びができる場としての都市公園、地域のコミュニティ活動やレクリエーション活動の拠点として多目的な利用ができる都市公園、災害時に防災拠点として機能する都市公園など、それぞれの機能、目的にあった都市公園の整備・充実を図ります。 また、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用した、おわせSEAモデル構想の一つとして、運動施設を備えた都市公園の整備を進めます。
②公園等の適切な維持・管理	遊具の点検・管理、計画的な更新等による充実に努めるとともに、市民の意見を取り入れながら安全で快適に利用できる公園の維持管理を進めます。
③既存施設の充実と利用促進	中央公民館、図書館、体育館については、改修により、こどもや親子が気軽に集える場として機能の充実を図ります。 コミュニティーセンター等の開放については、関係者と連携し、安全・安心な居場所づくりに取り組みます。 福祉保健センターについては、親子が気軽に集える場として効果的な活用を図ります。 また、認定こども園・保育園等の園庭開放については、利便性と安全性に配慮して進めます。 学校施設の開放についても、体育館をはじめとして地域での利用促進を進めます。

3. 子育て支援団体の支援・育成

子育て家庭を地域で見守り子育てしやすいまちづくりを推進することを目的に、地域で子育てを支援する活動を行う団体の支援・育成を図ります。

施策・事業	内容
①子育て団体活動支援事業補助金	本市を拠点として、こどもの居場所の提供やこども食堂、学習支援、親子の居場所づくりの実施など子育て支援活動を定期的に行う団体に対して、活動費の一部を補助する事業を実施しています。 今後も継続して活動する団体の支援・育成に努めます。

目標 4 子育て家庭への支援体制の充実

1. 子育て家庭に対する総合的支援

本市では、平成 30 年に、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談・支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センターはっぴい」を、令和 4 年には、0 歳から 18 歳までのこどもとその家庭等に子育て支援制度・サービスの紹介や相談支援を行う、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、互いに連携して妊婦からこどもやその家庭への支援を行ってきました。

児童福祉法の改正により、児童福祉と母子保健に関して包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が令和 6 年度から努力義務化されたことに伴い、本市でも令和 7 年度から「子育て世代包括支援センターはっぴい」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健が一体的に妊婦からこどもとその家庭を支援する体制を強化していきます。

また、支援を必要とするこどもや家庭が、ホームヘルパーの派遣や短期入所の利用などの福祉サービスが利用できる体制の強化・充実に努めます。

施策・事業	内容
① 包括的な支援体制の充実（こども家庭センターの設置）	児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センターはっぴい」を統合した「こども家庭センター」の設置を図り、包括的な支援体制を構築します。 統括支援員による指導のもと、こどもとその家庭等を対象とした専門的な相談対応、必要な支援を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会、児童相談所や関係機関との連携・機能分担などの調整を図ります。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（1）利用者支援に関する事業（78ページ）
② 女性相談	結婚や離婚、近隣や職場などの対人関係など女性が生活していく上で抱える生活全般の相談を女性相談員が対応します。 女性相談の中で、妊産婦やこどもを持つ女性等に関して、妊娠・出産・子育てにとどまらない多様な相談に対応します。
③ 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員（ホームヘルパー）を派遣し、家事や育児を支援することで養育環境を整えます。 また、状況に応じて、虐待等のリスクを発見した場合は未然防止に向けて、あるいは虐待が疑われる状況を把握した場合は虐待の早期発見・解消に向けて、早期対応・支援につなげます。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（14）子育て世帯訪問支援事業（88ページ）

施策・事業	内容
④子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や出産、育児疲れなどの理由により、家庭において養育することが一時的に困難になった際、県内の児童養護施設等で一時的にこどもを養育・保護し、保護者の子育て負担を軽減するとともに家庭の安定を図ります。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（４）子育て短期支援事業（80ページ）
⑤ファミリー・サポート・センター事業の充実	こどもを預かってくれる人（援助会員）、こどもを預かってほしい人（依頼会員）、両方したい人・できる人（両方会員）を募り、会員同士で子育てを支援する相互援助活動の充実に取り組みます。 また、相互援助活動の活性化につなげるため、依頼会員がより利用しやすくなる利用料の見直しや、援助会員がより活動しやすくなる制度の改善等を図ります。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（10）子育て援助活動支援事業（85ページ）
⑥病児保育事業	小学校に就学している児童までを対象として、こどもが病気や怪我の際、保護者が仕事などで自宅での保育が困難な場合に受け入れ可能な病院や保育所等でこどもを一時的に保育する事業です。 本市では実施できる施設等がないため、関係機関と連携しながら対応可能な体制の整備に向けて取り組みます。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（９）病児保育事業（84ページ）
⑦地域における支援の促進	こどもの孤食防止や居場所づくりにつながるこども食堂の取り組みや、家庭環境に左右されることなく成長段階に即したきめ細かな学習指導や機会の提供を行う学習支援の取り組みを推進します。 また、生活困窮者支援制度を活用し、家計相談や就労支援を通じて世帯の生活基盤の安定を図ります。
⑧親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、グループワーク等を通じて、こどもの心身の発達状況等に応じた情報提供や助言・相談を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業の実施に取り組みます。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（16）親子関係形成支援事業（89ページ）
⑨児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもについて、実態を把握し手立てを講じるとともに、必要に応じてこどもの安全・安心な居場所となり、多様な支援を提供する拠点の整備・運用等について検討します。

施策・事業	内容
	■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 →（15）児童育成支援拠点事業（88ページ）
⑩諸手続きに係るDX化の推進	働いている保護者や育児を行っている保護者が、市の窓口に来ることなく子ども・子育て支援に係る行政手続きが行えるよう、対面手続きが必要でない諸手続きについて、デジタル技術を使った申請受付体制の整備を進めます。

2. 特別な支援が必要な子どもへの総合的支援

特別な支援が必要な子どもの健全な発達に向けて、保健・福祉・教育等の相互の連携を強化し、相談支援体制や療育体制、在宅福祉サービスの充実を図りつつ、子どもの個々の発達や障がいに応じた総合的な支援に努めます。

施策・事業	内容
①相談支援体制の充実	子ども家庭センターでの相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援事業所の開設などを踏まえ、紀北地域での児童発達支援センターの設置を目指します。
②子育て・発達相談会（心理士による相談）	子育てに悩みや不安を抱える保護者や家族に対して、専門的な視点で相談、助言を実施することで、保護者の不安や悩みの解消の手助けをするとともに、子どもの健全な発達につなげます。
③乳幼児発育・発達支援の充実	乳幼児健康診査や相談等で疾病や、発育・発達の遅れが疑われた場合、保護者が子どもの状態を受け止め前向きに育児ができるよう支援するとともに、適切な時期に相談機関・療育機関・医療機関などへの紹介を行います。 また、発達の遅れや発達が気になる子どもを対象に、気になる部分のアセスメントとフォローを行う教室を実施します。
④発達支援ネットワークの充実	チーム尾鷲（保健師【CLMコーチ】・保育士・社会福祉士・教員等）の活動を中心に、保健・福祉・教育の連携による発達支援ネットワークを充実させ、途切れのない支援を目指します。
⑤障がい児保育の充実	障がいのある子ども一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で子どもの状況にあわせた保育を行うとともに、必要に応じて加配保育士を配置するなど支援体制の充実を図ります。 また、市内の認定子ども園・保育園等で、「CLMと個別の指導計画」を活用した支援を行います。
⑥特別支援教育の充実	支援を必要とする子ども一人ひとりがその能力を伸ばし、適切な教育を受けられるよう、特別支援のサポーターを配置するとともに、教職員の特別支援教育に関する研修や教育内容の研究などを通

施策・事業	内容
	じて支援体制の充実を図ります。 また、保護者と学校のいっそうの連携強化に努めます。
⑦就学指導の充実	障がいがあると認められる児童・生徒に関して、適正な就学ができ専門的な教育や指導を受けることができるよう、障がいの程度を把握し、適正な就学指導を行います。 また、適正な就学につなげられるよう、保健・福祉・教育と連携しながら就学前にこどもの発達をアセスメントし、必要な相談、支援につなげることができる体制の充実を図ります。
⑧障がいのある児童・生徒の地域交流活動の推進	障がいのある児童・生徒の学校・学級間及び地域との交流を深めるため、その機会づくりを進めます。
⑨各種障害者手帳	○身体障害者手帳 身体機能に一定の障がいがある人に交付される手帳です。 ○療育手帳 知的障がいがあると判定された人に交付される手帳です。 ○精神障害者福祉手帳 特定の精神障がいに当てはまると認められた人に交付される手帳です。 それぞれの障害者手帳を所持することで、各種減免措置等を受けることができます。 制度や手続きの周知に努めていきます。
⑩特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいがある20歳未満のこども等の福祉の増進を図るため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当を支給します。
⑪障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、常時の介護を必要とする状態にある20歳未満のこども等、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」に基づく手当を支給します。
⑫自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、こどもを対象とする自立支援医療には育成医療と精神通院医療があります。 育成医療は、こどもの身体に障がいがある場合に、手術等によってその障がいを実に除去・軽減する効果が期待できる場合に適用されます。 精神通院医療は、こどもが通院による精神医療を継続的に必要とする場合に適用されます。
⑬補装具給付事業	こどもを含めて障がいのある人が、日常生活で必要となる、障がいで失われた身体機能等を補完・代替する装具を給付します。
⑭日常生活用具給付事業	こどもを含めて障がいのある人が、日常生活に支障がないよう、障がいの種類や程度に応じて各種日常生活用具を給付します。

3. ひとり親家庭への支援

国や県の動向を踏まえながら、ひとり親家庭の子育てに係る経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費助成や各種利用料等の減免等を実施します。

また、母子・父子・寡婦の自立した生活を支援するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けを継続して実施するとともに、ひとり親家庭の状況把握と日常生活及び就業への支援に努めます。

施策・事業	内容
①ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に係る福祉相談を通して、自立に必要な情報提供や指導及び求職活動に関する支援を行います。
②児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。
③ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親やそのこども、両親がいないこどもの養育者が医療機関を受診した際、保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。 また、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）の導入や、現物給付対象者拡大を検討していきます。
④ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が緊急的にこどもの保育や生活援助を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して支援することで、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。
⑤母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の自立を支援するため、必要な資金の貸し付けを行います。
⑥高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、保護者が看護師や介護福祉士等の資格を取得するにあたり、高等職業訓練促進給付金を支給し、資格取得に係る経済的負担の軽減を図ります。
⑦自立支援教育訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の保護者が主体的に能力開発に取り組むことを支援するため、制度の対象となる教育訓練を受講し修了した場合に、その経費の60%（最大20万円）を支給します。
⑧利用料等の減免（ひとり親世帯分）	保育料は、3歳児以上については無償化されており、0歳児から2歳児までについては所得区分に応じた金額（市民税非課税世帯は無償化）となっていますが、年収約360万円未満相当の場合、第1子は配偶者のいる世帯等の半額以下に、第2子以降は無償化されています。 放課後児童クラブ利用料は、児童扶養手当受給者は月6,000円減額、兄弟姉妹入所の場合はさらに月8,000円減額しています。 ひとり親家庭等日常生活支援事業利用料は、市民税非課税世帯の場合、無償化しています。
⑨就学援助制度	小中学校での就学に際して経済的支援を必要とする世帯（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯など）に対して、学用品費等の就学援助費を給付します。

施策・事業	内容
⑩母子生活支援施設	配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性とその女性が監護すべき子どもを入所させて保護するとともに、世帯の自立に向けて生活を支援します。

4. 子育て家庭への経済的支援

子どもを産み育てることに対する負担感には様々なものがありますが、経済状況が厳しい中、出産・育児・教育・医療など子育てに係る費用負担が家計を圧迫することが、負担感の大きな要因となっています。

また、このことが少子化の一因ともいわれていることから、国や県の動向を踏まえながら、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

施策・事業	内容
①児童手当の支給	子どもを養育している家庭の生活の安定を図るため、「児童手当法」に基づく手当を支給します。
②子ども医療費助成	子どもの健康維持を支援するため、18歳年度末までの子どもが医療機関を受診した際、健康保険の保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。 現在、0歳から小学校入学前までの児童を対象に現物給付（窓口無料化）を実施しています。 また、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）の導入や、現物給付対象者拡大を検討していきます。
③妊婦支援給付金の支給	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括支援事業等の支援を効果的に組みあわせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 妊婦であることの認定後に5万円を支給し、その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、子ども一人あたり5万円を支給します。
④多子世帯支援事業	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降を対象に満2歳の誕生月まで紙おむつや乳幼児商品を市内で購入できる利用券を支給します。
⑤利用料等の減免（ひとり親以外分）	保育料は、3歳児以上については無償化されており、0歳児から2歳児までについては所得区分に応じた金額（市民税非課税世帯は無償化）となっていますが、年収約360万円未満相当の場合、第2子は半額に減額、第3子以降は無償化しています。 また、3歳児以上は給食費を補助し無償化しています。 放課後児童クラブ利用料は、兄弟姉妹入所の場合、月5,000円減額しています。

施策・事業	内容
	子育て世帯訪問支援事業利用料は、年収約 360 万円未満相当の場合、無償化しています。
⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業	認定こども園や保育園等で、生活保護を受けている場合や同等の低所得の状態にある世帯の就学前児童に必要となる、日用品や文房具の購入費等を補助します。 ■関連項目【子ども・子育て支援給付・事業に係る量の見込み等】 → (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (86ページ)
⑦尾鷲市指定ゴミ袋手数料の減免	0 歳から 2 歳までのこどものいる世帯に、1,800 リットルまでの市指定ゴミ袋手数料の減免を行います。 また、市の広報紙や公式 L I N E 等の S N S を活用して周知を図ります。
⑧就学援助制度	小中学校での就学に際して経済的支援を必要とする世帯（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯など）に対して、学用品費等の就学援助費を給付します。
⑨奨学金貸与制度	高校・大学を卒業後、社会に貢献できることを目的に、学資の十分でない生徒・学生に対して奨学金を貸与します。
⑩出産育児一時金	出産に係る費用負担を軽減するため、公的医療保険（健康保険、共済など）から出産時に一定の金額が支給されます。
⑪産前産後期間に係る国民年金保険料の免除制度	出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間）、届出により国民年金保険料が免除されます。

テーマⅡ こどもの未来を育むまちづくり

目標 1 次代のおわせを担う人づくり

1. こどもの「生きる力」を育む教育環境づくり

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を支援するとともに、認定こども園・保育園等、小学校の連携強化を図ります。また、「生きる力」や「豊かな心」を持ったこどもの育成に努めます。さらに、支援を必要とするこどもの確かな学びと豊かな育ちを支援していくため、小・中学校での指導体制の充実を図ります。

施策・事業	内容
①乳幼児教育の充実	認定こども園や保育園等において園児らが集団の中でいきいきと学び、遊びや多様な体験、人やものとの関わりを通して園児らの豊かな情操と人間形成の基礎を培うとともに、園児らの成長を、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」へと導く教育・保育を実施します。 また、尾鷲で水揚げされる魚について楽しく学ぶ出前講座と給食へのブリやマダイの提供を行う「地元の魚を使った食育推進事業」や、尾鷲ヒノキや豊かな尾鷲の森について楽しく学ぶ出前講座と苗木の育成・植林体験を行う「尾鷲ヒノキ等を活用した山育事業」などを通して、尾鷲の豊かな海・山のめぐみに親しむ機会を提供するとともに、施設の防災訓練などの体験を通じて幼児期からの防災意識の定着に努めます。 職員の資質向上の取り組みでは、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されるよう、保育教諭や保育士の指導力の向上を図るとともに、保育教諭と保育士の合同研修の開催等を通じて共通理解を深め、実践につなげます。 また、チーム尾鷲（保健師【CLMコーチ】・保育士・社会福祉士・教員等）が各園を巡回して資質の向上に努めます。 さらに、認定こども園・保育園等・小学校が、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど連携強化を図り、今後も途切れのない支援体制の充実に努めます。
②学校教育の充実	こども一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導及び生活指導の充実や、個々の教育的ニーズにより細かく対応できる体制づくりに努めます。 教科の学習をはじめ、職場体験学習や社会見学等、体験的に学ぶキャリア教育や、地域の人材を活用し、地域の特性を生かした学習活動や体験活動等のふるさと教育に取り組み、他者とともに学び、高めあい、つながりあう「生きる力」、「豊かな心」を持ったこども

施策・事業	内容
	の育成に努めます。 また、安全で安心な食育の推進をはじめ、心の教育、情報化に対応した教育、健やかな体を育てる体育・保健教育の推進、自他を思いやる心や豊かな人間性・社会性を育む道徳教育や人権教育の推進、防災教育の推進を図ります。 さらに、教育環境の整備など、安心して学べる教育環境の充実を図ります。 また、スマホ等の使い方等について保護者への啓発を図り、家庭との連携に努めます。
③家庭教育の充実	親子で参加する講座の開催、本の読み聞かせや家庭での読書習慣の確立を目指す家庭読書（家読）の推進などとともに、PTA等の関係団体と連携し、保護者を対象とした子育てに関する講演会・研修会を開催することにより、安心して子育てや家庭教育を行うことができる環境づくりを進めます。
④いじめ・不登校・特別なニーズのある子どもへの支援	いじめ、不登校、特別なニーズのある子ども及びその保護者を支援するため、電話相談・来所相談・訪問指導・巡回教育相談などの相談を行うとともに、教育支援センター「あおさぎ教室」での授業やカウンセリング、スクールカウンセラーによる教育相談等を行います。 また、不登校児童・生徒の新しい居場所づくりとして、様々な主体との連携等について検討します。
⑤特別支援教育の充実	支援を必要とする子ども一人ひとりがその能力を伸ばし、適切な教育を受けられるよう、特別支援のサポーターを配置するとともに、教職員の特別支援教育に関する研修や教育内容の研究などを通じて支援体制の充実を図ります。 また、保護者と学校のいっそうの連携強化に努めます。
⑥就学指導の充実	障がいがあると認められる児童・生徒に関して、適正な就学ができ専門的な教育や指導を受けることができるよう、障がいの程度を把握し適正な就学指導を行います。 また、適正な就学につなげられるよう、保健・福祉・教育と連携しながら就学前にこどもの発達をアセスメントし、必要な相談・支援につなげることができる体制の充実を図ります。
⑦障がいのある児童・生徒の地域交流活動の推進	障がいのある児童・生徒の学校・学級間及び地域との交流を深めるため、その機会づくりを進めます。
⑧思春期保健対策の充実	思春期教室（いのちの教室）を通じて、命の大切さ、性に関する教育など幅広い知識の普及に努めます。 また、生涯にわたる健康や生活習慣を形成するために大切な時期であり、喫煙・飲酒、薬物乱用の危険性についての健康教育、保健指導を実施します。

施策・事業	内容
⑨尾鷲育の推進	本市特有の海・山と町が近いという距離感を生かした山育・川育・海育を総括した教育プログラムの「尾鷲育」を推進します。 自然に身を置くことで、こどもたちが主体的に危険を察知し、遊びの中でリスクマネジメントを覚え、生きる力と郷土愛にあふれる豊かな心を育みます。
⑩防災教育の推進	児童・生徒を対象に「尾鷲市津波防災教育の手引き」や三重県「防災ノート」などを活用した防災教育を継続して実施します。 特に小学校においては、津波体験談による学習、津波史跡調査やタウンウォッチング、防災マップの作成などを行います。 また、各学校を通じて、津波避難行動計画を示したリーフレットや「防災ノート」等を活用し、家庭と連携した取り組みを進めます。
⑪まち育の推進	尾鷲高等学校生徒に対して地域が抱える課題をミッションとして与え、地域の現状や地域資源等の発見、活用について知見を深めるとともに、解決策を考えるプログラムを実施します。 プログラムを通じて「自分が地元のために何かしたい、自分たちでもできることがある」と感じるきっかけづくりや、様々な組織や関係者などを巻き込むことができる地域づくり人材の育成を図ることを目的に実施しています。

2. こどもの「豊かな未来」を育む取り組みの充実

こどもたちが参加しやすいイベントや講座を開催し、放課後や休日などにこどもたちが安心して集い、様々な交流ができる機会の提供を図ります。

また、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、尾鷲市社会福祉協議会のボランティアセンターと協働し、ボランティア活動の活性化を図り、地域における人と人との結び付きを強めていきます。

施策・事業	内容
①社会教育・生涯学習の充実	こどもや親子で参加できる自然・文化・歴史などの本市の地域資源を活用した体験学習や講座・教室等を、社会教育施設（中央公民館、天文科学館、図書館等）やコミュニティーセンター、林町会館等で開催し、こどもたちの自ら考える力、豊かな心の醸成に努めます。 地域の様々な団体と協力し、こどもや子育て世代の親子を対象とした「子育てHAPPYDAY」を実施するとともに、夏休み中には児童を対象とした「サマースクール」を実施します。
②生涯スポーツ活動の促進	関係団体と連携して、あらゆる世代が参加できるニュースポーツやレクリエーション活動の普及や総合型地域スポーツクラブ「尾鷲スポーツクラブ」の拡大に向けた取り組みを行うことにより、市民

施策・事業	内容
	の健やかな心身の育成、地域間・世代間交流の取り組みを進めるとともに、こどもや普段体を動かすことのない市民に対し、生涯スポーツに関わるきっかけづくりを創出します。
③スポーツ少年団活動の促進	青少年の健全育成やこどもたちが競技スポーツに親しむ機会の提供や競技力の向上、こどもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成と活動に対する支援を進めます。 また、指導者の増員を図るとともに、資格認定講習会や研修会への参加を促すことにより、人材育成、指導体制づくりの充実を図ります。
④天文科学館の活動	未来を担う青少年はもとより、児童や生徒たちが尾鷲の美しい星空を通じて、星や宇宙への親しみを感じ取り学びあえる場として活動するとともに、天文に関する学習機会の提供や、小・中学校における理科授業への出前講座等を行います。 また、七夕星まつりや、中秋の名月や日食などの特別観望会を開催し、幼児期などから親子で星空に親しむことができる取り組みを行います。
⑤図書館での読み聞かせ活動	図書館では、ボランティアの協力を得ながら「おはなしだっこ」、「おはなしひろば」など年齢に応じたおはなし会を開催し、絵本の読み聞かせや手遊び、折り紙・工作などを通して、読書の楽しみ、想像力を育むきっかけづくりを行います。
⑥おはなし出前講座	おはなし出前講座として、要望に応じて育児サークルやちびっこひろば、認定こども園、保育園等、学校など、図書館職員や読書ボランティアを派遣します。 また、小学1年生対象の「ブックトーク」も継続して実施します。
⑦文化活動の促進	市民文化会館における指定管理者による自主事業の開催や貸館事業等により、こどもや親子が本格的な芸能・芸術・文化活動に触れる機会の創出に努めます。 また、市内の小中学校と連携し、学校活動等で市民文化会館において開催される児童・生徒らが主体となる文化事業等において、指定管理者が舞台進行や演出等に助言や支援を行い、次世代の文化の担い手となるこどもたちの活動支援を行います。
⑧ボランティア活動の活性化	子育てボランティアの育成に努めるとともに、尾鷲市青少年育市民会議や子ども会の活動を支援することなど、地域ぐるみの交流・子育て支援活動を展開します。 また、尾鷲市社会福祉協議会と協働し、ボランティア活動の活性化を図ります。
⑨地域の教育力の強化	地域の人々とのつながりや協力によって子育て世帯を応援するとともに、地域においてもこどもの健全な成長を促す環境づくりが求められます。 日常的に行われる地域の大人やこども、異年齢のこども同士の交

施策・事業	内容
	流や、各地域の自然環境、生活文化、伝統行事などを通じた機会に多様な人材や集団等に接することで、こどもたちの中で地元への愛着や地域の構成員としての社会性、規範意識やマナー、自主性や創造性、道徳心など、豊かな人間性が養われることが期待されます。 そのため、地域において活動している子育て支援団体等の活動に対して、社会教育の視点から支援や助言を行うことで、地域の教育力を維持・強化するに努めます。 また、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、地域ぐるみでこどもを育てる体制づくりが重要であることから、「地域学校協働活動」の取り組みの推進について検討します。
⑩ アクアステーションの取り組み	尾鷲市海洋深層水総合交流施設として、市内外のこどもや子育て世帯が海洋深層水に親しむ様々なイベントを季節にちなんで開催し、参加者らが「みえ尾鷲海洋深層水」の魅力に触れるとともに交流する機会の創出に努めます。
⑪ こどもの意見を聴く取り組み	市長と中学生・高校生が、地域の課題や尾鷲市の未来について語り合う、まちづくり懇談会を行います。 また、こどもたちが市政への関心を高めるとともに、ふるさとへの愛着を深めることを目的に実施します。

目標２ こどもを守る地域づくり

１．こどもの人権尊重と児童虐待の防止

こどもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るため、保健・福祉行政機関をはじめ関係機関の代表者がそれぞれの機能を十分に発揮し、実効的な支援を連携しながら対応するため、「尾鷲市要保護児童対策地域協議会」の参加機関との連携を強化し、虐待事例対応をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、専門的な職員の配置などによって相談支援体制の強化を図ります。

また、就学前教育・保育施設においても、こどもの人権侵害や児童虐待につながるおそれのある不適切保育の未然防止等に努めます。

施策・事業	内容
①児童虐待を予防するための支援	妊娠・出産・子育てに関する悩みや子育てに困難さを抱える家庭に対して、こどもや家庭の課題・ニーズを把握して、必要な子育て支援事業やサービスにつなぎ適切な支援を行うことで、虐待の予防を図ります。 さらに、児童虐待にかかわる関係機関との連携を強化し、それぞれの役割と機能を果たしながら支援できる体制を充実させていきます。
②不適切保育の防止等	就学前教育・保育施設において、こどもの人権侵害や児童虐待につながるおそれのある不適切保育の未然防止に努め、保育現場の負担軽減につながる支援の充実や巡回支援を強化します。 また、不適切保育に至らないものの、人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わりを減らす取り組みとして、より良い保育に向けた日々の保育の振り返りや、人権擁護のためのチェックリスト等を活用した不適切保育の未然防止や早期改善の取り組みを進めます。 不適切保育や虐待事例が確認された場合は、こども家庭庁の示すガイドライン（保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン）に則り、適切な対応を行います。
③家庭児童相談事業の強化	こどもを持つ家庭における人間関係の健全化、養育の適正化を図るため、養育・学校生活での悩みや問題について、こども家庭センターにおいて専門相談員が相談に応じる家庭児童相談事業の強化を図ります。
④尾鷲市要保護児童対策地域協議会の活用	「尾鷲市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにおける情報共有や課題認識の共有化を推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見・早期支援のための連携の強化を図ります。

施策・事業	内容
⑤児童相談所との連携による児童虐待防止・こどもの安全確保の取り組み	児童虐待が疑われる情報や相談が寄せられた際は速やかに児童相談所に連絡し、早期対応を実施します。 家庭での養育が困難であったりこどもの心身に危険がある場合は、児童相談所と連携して一時保護や措置入所、里親制度等につなげ、こどもの安全確保に努めます。 また、要保護及び要支援児童、特定妊婦等について定期的に情報を共有し、虐待の予防やこどもの支援につなげます。
⑥児童虐待防止に向けた啓発活動の推進	児童虐待防止に向けた啓発活動を進めるとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」や子育て相談窓口等の周知を図ります。

2. こどもの安全と安心の確保

交通安全対策をはじめ、防犯対策、防災対策の充実等を図るとともに、道路など安全な生活空間の確保を進め、こどもやこどもを持つ保護者が安全・安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策・事業	内容
①交通安全対策の充実	交通安全意識の啓発に向け、交通安全教室を認定こども園・保育園等・学校・地域等と連携を図りながら開催します。 また、自転車乗車時のヘルメット着用や自動車乗車時のチャイルドシート利用促進の啓発を図るとともに、通学路の安全な交通環境を確保するため、関係機関と合同点検を実施し交通安全施設を維持・整備します。
②防犯対策の充実	こどもの安全確保及び地域の防犯強化を図るため、尾鷲市防犯委員会をはじめ、自治組織や防犯関係機関で取り組む地域主体のパトロールや啓発活動を促進します。 また、防犯意識の高揚を図るため、警察と連携して防犯教室等を実施します。 さらに、保育園・学校等において、危機管理マニュアルの見直しを随時行い、安全対策・危機管理対策の強化に努めます。 また、冬場の下校時やこどもや親子の夜間外出もあることから、防犯灯の適切な設置と維持管理を実施します。
③防災対策の充実	自然災害に対してこどもが適切に対応できる能力を養うため、防災訓練を実施します。 また、こども自身が自分の身を守るよう、防災基礎知識を身に付けるとともに、危険な場所や安全な場所を探すタウンウォッチングを実施するなど、総合的な防災学習を実施します。 さらに、消防・警察・自衛隊等関係機関と連携して、幼児期等か

施策・事業	内容
	ら親子で参加できる「ちびっこ防災フェア」を開催し、広く防災意識の普及・啓発を図ります。
④安心できる生活空間の確保	こどもやこどもを持つ保護者が安心して利用できるよう、歩道の整備、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した道路整備に努めます。 また、市営住宅については、適切な維持管理、長寿命化を進めていきます。
⑤青少年の問題行動等への対応	青少年の非行防止や健全育成を目指して、巡回及び街頭啓発活動を促進します。 また、「尾鷲市学校警察連絡協議会」が中心となり、学校・警察・P T A・地域住民・関係機関が一体となった事業活動を展開していきます。 さらに、「子ども110番の家」について、通学路にある商店や企業に働きかけ、設置を促進します。

第5章 子ども・子育て支援事業等の具体的目標

1. 子ども・子育て支援制度における給付・事業について

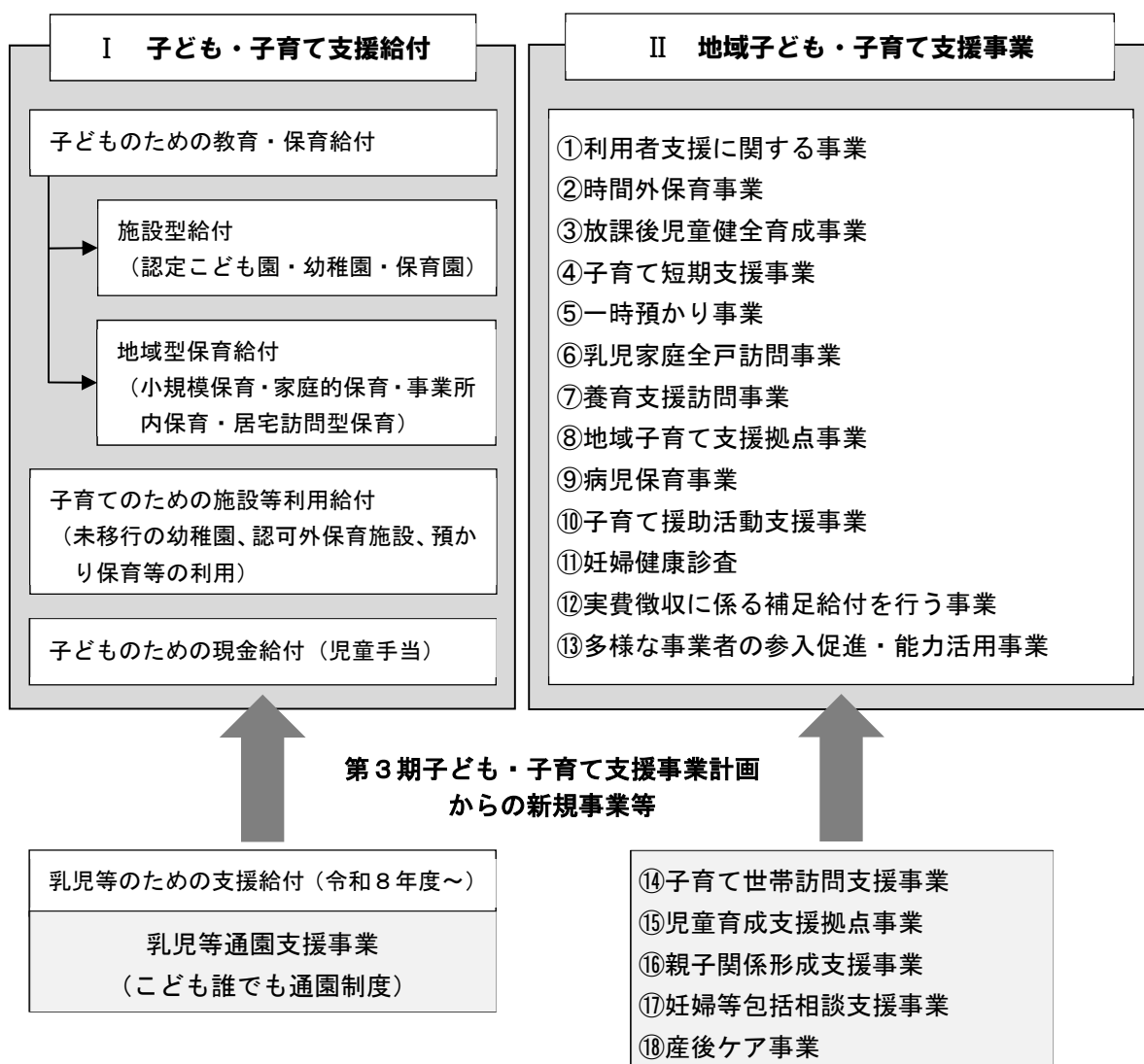
子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供区域ごとの各年度における「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」並びに「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込み並びに提供体制の確保内容及びその実施時期を定めることとされています。

(1) 本計画における給付・事業について

児童福祉法等の一部改正を踏まえて、第 3 期子ども・子育て支援事業計画では、記載事項として 6 事業が追加されました。

これに伴い、子ども・子育て支援事業計画を策定するために国が示す基本指針や量の見込みの算出方法等を示す手引きを踏まえ、対象事業について、量の見込みや確保量を記載し、計画的に整備していく必要があります。

▼本計画における給付・事業について



【参考１】「子ども・子育て支援給付」における子どもの認定区分について

「子どものための教育・保育給付」や「子育てのための施設等利用給付」（※70 ページの図「本計画における給付・事業について」中「Ⅰ 子ども・子育て支援給付」を参照）の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には6つの区分があり、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業
施設等利用給付 未移行制度等	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

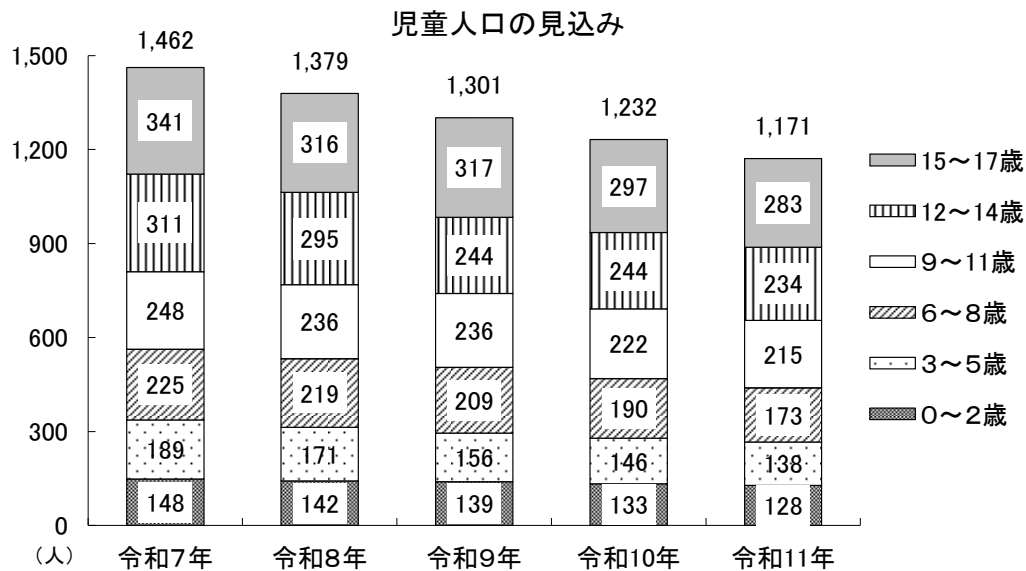
【参考２】「子ども・子育て支援給付」における子どもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

■保育を必要とする事由 「就労」、「妊娠・出産」、「保護者の疾病・障がい」、「同居親族等の介護・看護」等 ■保育時間 ①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」 ②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」 ■入所を優先する事情 ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など
--

（２）児童人口の見込み

本計画の計画期間における児童人口については、今後も減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和11年には1,171人となることが見込まれます。



※推計値はコーホート変化率法（過去の住民基本台帳人口〔令和2年～令和6年〕から婦人子ども比及び男女児性比、各コーホート間の変化率を求め、それをもとに推計する方法）で算出。

（３）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第2期計画に引き続き全市1区域として設定します。

2. 子ども・子育て支援給付について

(1) 子どものための教育・保育給付

■事業内容

子どものための教育・保育給付には、「施設型給付」である認定こども園・幼稚園・保育園と、「地域型保育給付」である小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育があり、就学前児童に対する教育・保育サービスを提供しています。

■現状

本市においては、施設型給付として、認定こども園であるひのきっこども園と保育園である尾鷲乳児保育園、尾鷲第一保育園、尾鷲第二保育園、尾鷲第三保育園（障害児保育拠点園）、矢浜保育園、南輪内保育園がありますが、令和6年度末に尾鷲第二保育園が尾鷲第三保育園に統合、南輪内保育園が廃園となり、令和7年度から地域型保育給付の小規模保育である尾鷲市立とちのもり保育園が開園します。

なお、施設型給付としての幼稚園、地域型給付としての家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育はありません。

■量の見込みと確保内容

● 1号認定（認定こども園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			11	10	9	8	8
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（認定こども園）	13	13	13	13	13
		市外（認定こども園）	2	2	2	2	2
		計	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	合計		15	15	15	15	15

▼ 1号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	16	9	14	14

● 2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			179	162	148	138	131
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	189	189	189	189	189
		市外（保育園等）	4	4	4	4	4
		計	193	193	193	193	193
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		193	193	193	193	193

▼ 2号認定の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	227	229	212	206

● 3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

【0歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			30	30	28	26	26
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	25	25	25	25	25
		市外（保育園等）	2	2	2	2	2
		計	27	27	27	27	27
	地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	3	3	3	3	3
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		30	30	30	30	30

▼ 3号認定（0歳）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	25	29	23	24

【1歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			37	31	31	30	28
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	39	39	39	39	39
		市外（保育園等）	2	2	2	2	2
		計	41	41	41	41	41
	地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	3	3	3	3	3
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		44	44	44	44	44

▼3号認定（1歳）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	53	52	46	38

【2歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			46	46	46	44	43
②確保内容	特定教育・保育施設	市内（保育園等）	42	42	42	42	42
		市外（保育園等）	2	2	2	2	2
		計	44	44	44	44	44
	地域型保育	小規模保育	13	13	13	13	13
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		計	13	13	13	13	13
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		57	57	57	57	57

▼3号認定（2歳）の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	67	60	61	54

▼ 3歳未満のこどもに係る保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児（％）	62.5	63.8	68.2	71.4	73.2
1歳児（％）	93.6	91.7	93.6	100.0	102.3
2歳児（％）	107.5	121.3	118.8	121.3	129.5
0～2歳児（％）	88.5	92.3	94.2	98.5	102.3

※各年齢層のこどもの数全体に占める3号認定の利用率：利用定員数（確保内容の合計）÷推計人口

■確保方策

乳幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策については、令和7年4月1日からは、認定こども園が1か所、保育園が4か所、小規模保育園が1か所となる予定であり、量の見込みに対応した供給が可能となっています。

今後も引き続き、地域における供給体制の確保に努めます。

（2）子育てのための施設等利用給付

■事業内容

子どものための教育・保育給付（認定こども園、幼稚園、保育園等への入所）を希望したものの入所できなかった人が、未移行の幼稚園（子ども・子育て支援給付に移行していない従前の幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

■現状

本市においては、未移行の幼稚園、認可外保育施設が存在しませんが、市民が子どものための教育・保育給付を希望したものの、市内すべての就学前教育・保育施設が定員に達していることで、いずれの施設にも入所できない場合に、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用した場合や、市外の認可外保育施設を利用することを想定しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	3	3	3	3	3
実施か所数	2	2	2	2	2

※市内での対象は、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

■確保方策

市民が市外の認可外保育施設等を利用することを想定し、毎年1人分（3か月分）の利用料給付について確保を図ります。

なお、給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、三重県に対して協力を要請できることを踏まえ、三重県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

（3）乳児等のための支援給付【新規】

■事業内容

乳児等のための支援給付については、令和8年度から開始される新たな給付で、現在のところ乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が予定されています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、未就園のこどもを対象に、認定こども園や保育園等の施設で、月一定時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
0歳児延人数	90	90	80	80	80
1歳児延人数	90	90	90	80	80
2歳児延人数	100	90	90	90	80
②確保内容					
0歳児延人数	0	90	80	80	80
1歳児延人数	0	90	90	80	80
2歳児延人数	0	90	90	90	80

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる。

■確保方策

令和8年度からの実施に向けて、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 利用者支援に関する事業

■事業内容

利用者支援に関する事業は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、こどもや保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関と調整を行う事業です。

事業形態は以下の3種類があります。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態） ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） ・こども家庭センター型（母子保健及び児童福祉の一体的な運営において行われる形態。旧「母子保健型」を含む）

■現状

平成30年に子育て世代包括支援センター「はっぴい」（母子保健型）を設置し、令和4年に設置した子ども家庭総合支援拠点と連携して、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援体制の強化を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保内容(か所)	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

■確保方策

母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、子育て世帯や妊産婦、こども等への支援を切れ目なく包括的に行う「こども家庭センター」を、令和7年度から設置します。

(2) 時間外保育事業

■事業内容

時間外保育事業（延長保育）は、保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間などにより保育園等の通常の開所時間である 11 時間を超えて保育時間を延長する事業です。

■現状

本市では、尾鷲乳児保育園と尾鷲第一保育園で実施しています（午後 7 時まで）。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	51	55	49	36

■量の見込みと確保内容

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	37	35	33	32
②確保内容	50	50	50	50	50
実施か所数	2	2	2	2	2

■確保方策

保護者の就労時間や通勤時間の長時間化などによるニーズの変化を踏まえ、今後も 2 か所の保育園で必要なサービス量を確保していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

■事業内容

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者の就労などにより、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動、遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置しています。

■現状

本市では、尾鷲小学校に通う児童を対象とする「わんぱくクラブ」（旧尾鷲幼稚園 2 階）と、宮之上小学校などに通う児童、発達障がいを持つ児童を対象とする「くれよん」（福祉保健センター 4 階）の 2 か所で放課後児童クラブを開設し、令和 5 年度では 91 人が利用しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	96	89	97	91

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	77	74	68	63
低学年	71	69	66	60	55
高学年	9	8	8	8	8
②確保内容					
登録児童数	100	100	100	100	100
実施か所数	2	2	2	2	2

■確保方策

今後も、放課後に保護者が自宅にいないこどもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。

さらに、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」との連携強化を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

■事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事などにより、児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。
夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）
保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

■現状

本市では、令和4年度から事業を実施していますが、令和4年度、5年度の利用者はありませんでした。

令和6年度は1人が利用しています（11月1日現在）。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保内容	12	12	12	12	12
実施か所数	14	14	14	14	14

■確保方策

本事業が必要な世帯が利用できるよう周知に努め、関係機関と連携しながら利用できる体制を確保します。

(5) 一時預かり事業

■事業内容

一時預かり事業は、乳幼児を対象に、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れでリフレッシュしたい時などにこどもを一時的に預かる事業です。

■現状

本市では、ひのきっここども園の1か所で実施しており、令和5年度の利用状況は322人日となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	50	147	38	322
実施か所数	1	1	1	1

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	151	144	140	136	134
②確保内容	500	500	500	500	500
実施か所数	1	1	1	1	1

■確保方策

事業の周知を強化するなど利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、おおむね生後2か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問（生後1か月まで）を含む）を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

■現状

出生届を提出した人を対象に保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。

令和5年度の訪問率は100.0%となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	71	68	65	62
訪問率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （対象人数）	50	50	48	48	45
②確保内容 （訪問率）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実施体制	実施体制：3人 実施機関：福祉保健課				

■確保方策

出生数等を勘案して目標事業量を定め、訪問率100%を目指します。

(7) 養育支援訪問事業

■事業内容

養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後うつ病等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して必要な支援を行う事業です。

■現状

乳児家庭全戸訪問事業の面談などにより、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、訪問・相談指導を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問延べ件数	7	6	2	4

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
訪問家庭数	3	3	3	3	3
訪問延べ件数	20	20	20	20	20
②確保内容					
訪問家庭数	3	3	3	3	3
訪問延べ件数	20	20	20	20	20

■確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対して適切な養育の実施を確保するため、保健師等がその居宅を訪問し養育に対する助言・指導等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応が図れるよう機能強化を図ります。

（８）地域子育て支援拠点事業

■事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で育児不安などについての相談・指導、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、子育て家庭に対する支援を行う事業です。

■現状

本市では、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」で、主に乳幼児（０～２歳児）を持つ親とそのこどもが気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講習等を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人回	92	119	115	143
実施か所数	1	1	1	1

※月間延べ利用人数

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
②確保内容	200	200	200	200	200
実施か所数	1	1	1	1	1

※月間延べ利用人数

■確保方策

今後も、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(9) 病児保育事業

■事業内容

病児保育事業は、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、病気または病気回復期にあるため集団保育等が困難なこどもを医療機関の併設等の病児保育室で預かる「病児保育」と、病気回復期にあるため集団保育等が困難なこどもを保育園等に併設している病後児保育室で預かる「病後児保育」を行う事業です。

対象となるこどもは、小学校に就学している児童までです。

■現状

本市では、施設や専門スタッフの確保などの課題があり、これまでのところ未実施となっています。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	24
②確保内容	0	0	0	0	24
実施か所数	0	0	0	0	1

■確保方策

本市では実施できる施設等がないため、関連する関係機関と連携しながら体制の整備に向けて取り組みます。

(10) 子育て援助活動支援事業

■事業内容

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。

■現状

本市では、市が「おわせファミリー・サポート・センター」を開設して事業を実施しています。

事業の周知や新規会員の確保及び援助会員の養成に取り組んでおり、近年、利用回数が年々増加しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用入日	128	120	154	217

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	189	179	173	161	153
②確保内容	189	179	173	161	153
実施か所数	1	1	1	1	1

■確保方策

今後も制度を広く周知し、事業の利用が円滑になるよう会員登録を促すとともに、安心して利用できるようサポート体制の充実に努めます。

(11) 妊婦健康診査

■事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成することで経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

■現状

本市では、妊婦の健康管理を目的に医療機関に委託して健診を実施しており、14回の公費助成を行っています。

令和5年度の対象者は54人、健診回数は535回となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	74	64	57	54
健診回数	773	732	650	535

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (健診回数)	48 (672)	47 (658)	44 (616)	42 (588)	41 (574)
②確保量	672	658	616	588	574
③確保内容	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる。 実施時期：通年				

■確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は安全・安心な妊娠・出産に向けて関係機関と連携を図り、必要な健診が必要な時期に受診できるように支援していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、生活保護受給者等に対して就学前教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の納入に要する費用、行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

■現状

本市では、現在のところ、未実施となっています。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和10年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	助成を実施します。				

■確保方策

対象者に適切な事業内容の周知を行い、申請に基づき助成を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、民間事業者が特定教育・保育施設に参入する場合に事業開始にあたっての助言や相談等の巡回支援を行う事業や、認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築する事業です。

■現状

本市では、民間事業者の新規参入がないため、事業開始にあたっての支援は未実施となっています。

認定こども園における特別な支援が必要なこども（1号認定）を受け入れる体制については、必要に応じて加配保育士を配置することにより対応しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0	0	0	0
確保人数	0	0	0	0

■量の見込みと確保内容（認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受入体制）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保内容	職員の加配に必要な補助を実施します。				

■確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築については、継続して実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■事業内容

子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延人数	104	104	104	104	104
②確保内容 延人数	104	104	104	104	104

■確保方策

本市では、令和6年度から事業を実施しています。

今後も事業の周知を図るとともに、関係機関と連携して、支援の必要性が高い家庭に支援をつなぐことができるよう、取り組みの強化と体制整備に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

■事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる拠点の開設、児童の生活の場の提供及び児童や家庭の相談等を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数	3	3	3	3	3
②確保内容 実人数	0	0	0	0	0

■確保方策

本市では、現在、本事業を実施していませんが、関係機関と連携しながら実施に向けた検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

■事業内容

親子関係形成支援事業は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、グループワーク等を通じてこどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を提供する事業です。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 実人数	3	3	3	3	3
②確保内容 実人数	3	3	3	3	3

■確保方策

本市では、心理担当支援員（公認心理師または臨床心理士）によるペアレントトレーニング講座を年1回実施し、こどもの発達等に応じた助言・相談等を行っており、事業の継続を図ります。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

■事業内容

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。

■量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 妊娠届出数 1組あたりの 面談回数 面談実施合計 回数	50	50	48	48	45
②確保内容 面談回数	105	105	101	101	95

■確保方策

妊娠届出時や妊娠８か月ごろ、また、乳児家庭全戸訪問（すこやか赤ちゃん訪問）時に面談を行い、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。

（18）産後ケア事業【新規】

■事業内容

産後ケア事業は、本市と契約している医療機関や助産所で、母子同室で助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。

■量の見込みと確保内容

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 延人数	11	11	16	16	19
②確保内容 延人数	11	11	16	16	19

■確保方策

医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

4. 母子保健計画における目標指標

妊娠・出産・育児にわたって包括的な支援を実施するにあたり取り組むべき施策について、国・県の目標指標と整合性を図り、本市の現状を踏まえて目標値を設定します。

▼母子保健計画における目標指標

項目	実績値 (令和5年度)	目標値
①妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供実施率	100.0%	100%
②妊娠期からの切れ目のない母子保健サービスの提供フォロー率	100.0%	100%
③すこやか赤ちゃん訪問実施率	100.0%	100%
④すこやか赤ちゃん訪問未実施者フォロー率	100.0%	100%
⑤産婦訪問（EPDS含む）実施率	100.0%	100%
⑥EPDSにて9点以上の産婦へのフォロー率	100.0%	100%
⑦4か月健診受診率	100.0%	100%
⑧10か月健診受診率	100.0%	100%
⑨1歳6か月児健診受診率	100.0%	100%
⑩3歳児健診受診率	100.0%	100%
⑪3歳児健診未受診者フォロー率	100.0%	100%
⑫SIDSについて知っている割合	100.0%	100%
⑬浴室のドアに、子どもが1人で開けることのできないような工夫がしてある割合	63.5%	100%
⑭1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合	100.0%	100%
⑮3歳児で仕上げ磨きをする親の割合	96.9%	100%

※出典について：①②母子保健手帳交付台帳、③～⑤すこやか赤ちゃん訪問実績、⑥すこやか赤ちゃん訪問時EPDS、⑦～⑪母子保健報告、⑫⑬1歳6か月児健診アンケート、⑭1歳6か月児健診問診票、⑮3歳児健診問診票

第 6 章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内組織や関係機関の多くが実施主体となっています。

そのため、市全体がこどもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結び付き、計画全体を推進していく必要があります。

計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 国や県との連携の推進

本計画に位置づけている施策の中に、市単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を市単独で実施できるわけではありません。

また、社会状況が変化していく中、市の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

(3) 広域的な連携の推進

近年の行政施策では、福祉施設の整備など、広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。

本計画では、就労環境の向上やこどもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることでより効果が期待できる取り組みも計画に位置づけています。

そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及びこどもの健全育成の環境づくりを進めていきます。

2. 計画の進行管理

(1) 市民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。

市民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、市民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制を構築していくことが理想となります。

そのため、今後は、諸施策の推進とあわせて、市民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、各種サービスの利用や市の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。

そのため、福祉保健課が中心となり、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」や認定こども園・保育園等が情報の共有化を図るとともに、それぞれが計画の趣旨等を十分に理解し、市民の要望・相談に応じられる体制づくりを進めます。

(2) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、庁内組織や関係団体の一体となった取り組みとともに、「課題」、「目標」、「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。

そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価・改善に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を推進します。

また、「尾鷲市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

資料編

1. 尾鷲市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、尾鷲市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。ただし、より専門的な調査審議を行う必要があると認められるときは、臨時の委員を置くことができる。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者

(4) 公募の市民

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時の委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。

(秘密の保持)

第8条 委員及び臨時の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

(尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年尾鷲市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則(令和5年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

▼【参考】子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。(中略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。(以下、略)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。(以下、略)

2. 尾鷲市子ども・子育て会議委員名簿

(◎:会長、○:副会長)

	氏名	役職等	備考
医療関係	◎澤田 隆裕	紀北医師会代表	
児童福祉 教育関係	○田中 千代	尾鷲市民生委員児童委員協議会代表	
	平谷 英雄	三重県紀州児童相談所長	令和6年3月31日まで
	山本 雄彦		令和6年4月1日から
	大倉 良繁	社会福祉法人尾鷲民生事業協会代表	
	尾上 友康	特定非営利活動法人あいあい代表	
	大川 太	小学校・中学校校長会代表	令和6年3月31日まで
	大藤 明美		令和6年4月1日から
	奥地 克也	三重県立尾鷲高等学校校長	
	平山 裕久	尾鷲市PTA連合会代表	令和6年3月31日まで
	村田 昇教		令和6年4月1日から
	小倉 稔裕	保育園保護者連合協議会代表	令和6年3月31日まで
	藤原 郁也		令和6年4月1日から
労働関係	小川 百合子	尾鷲商工会議所代表	
市民代表	宮本 泰成	尾鷲市自治会連合会代表	
	堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民会議代表	
	吉田 常盤	尾鷲市健康づくり推進員代表	
	榎本 静代	子育てサポーター代表	
	大川 富子	ファミリーサポート援助会員代表	
	石川 郷子	子育て支援サークルがりら代表	
	高芝 治子	おはなしポケット代表	
	大門 利江子	市民代表	
	世古 美沙樹	市民代表	

※任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

3. 計画策定経緯

年月日	内容
令和6年1月11日	令和5年度第2回尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定のためのアンケート調査について
令和6年2月	第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定のためのアンケート調査の実施
令和6年8月29日	令和6年度第1回尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・尾鷲市子ども・子育て会議及び第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について ・第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定スケジュールについて ・第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定に向けたアンケート調査の結果について
令和6年11月28日	令和6年度第2回尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（中間案）について
令和6年12月18日～ 令和7年1月15日	パブリックコメントの実施
令和7年1月23日	令和6年度第3回尾鷲市子ども・子育て会議 【協議内容等】 ・第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（最終案）について
令和7年3月18日	令和7年第1回尾鷲市議会定例会において議決

4. 近年の市のこども・子育て支援に係る取り組み等の動向

法改正等により全国一律で実施されるものを除き、本市が独自に、あるいは国・県等の補助金等を活用して選択的に実施している近年のこども・子育て支援に係る主な取り組み等の概要は次のとおりです。

▼近年の市のこども・子育て支援に係る取り組み等の動向

年度	施策・取り組み等	内容
平成27年	第1期「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」の策定（前身「尾鷲市次世代育成支援行動計画（平成17年度から平成21年度、平成22年度から平成26年度）」）	・平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」開始に伴い、幼児期の教育保育の提供、地域の子ども・子育て支援事業の提供に向け、次世代育成支援事業計画を継承する形で第1期計画を策定（期間：平成27年度から平成31年度）。 ・計画の将来像を「ともに子育てを支えあうまち」と掲げる。
	「尾鷲市教育大綱」の策定	・基本理念を「共創・共育・共感～次代を創る おわせ人（びと）づくり～」と掲げ、本市の教育に関する総合的な施策方針である教育大綱を策定（期間：平成27年度から平成29年度）。
	子ども医療費助成の対象拡大	・助成対象を小学生までから中学生の入院までに拡大。
	多子世帯支援事業の開始	・第3子の紙おむつ等購入費用（月額3,000円）を対象に助成を開始。
	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した子育て支援事業の実施	・子育て支援に関わる人材育成研修・講習・講演会を実施（見守り子育て推進事業）。 ・尾鷲の自然や歴史・文化に係る体験講座を実施（わんぱく子育て推進事業）。 ・読書を通じて子育てを推進する講座・講演会等を実施（本読み子育て推進事業）。
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室連携事業「キッズパーク」の実施	・放課後児童クラブ（わんぱくクラブ・くれよん）と放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の連携事業「キッズパーク」を実施。
	まち育の開始	・尾鷲高等学校の生徒を対象に、地域資源の発見や活用、地域課題の解決策を考える取り組み「まち育」を開始。
	「尾鷲市スポーツ推進計画」の策定	・基本理念を「だれもが楽しめるスポーツの振興～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～」と掲げ、本市のスポーツ振興施策の総合方針であるスポーツ推進計画を策定（期間：平成27年度から平成37年度）。
平成28年	矢浜保育園の整備	・尾鷲市矢浜二丁目に矢浜保育園を整備。4月より新施設で保育を開始。

年度	施策・取り組み等	内容
	思春期教室の開始	・次世代を担うこどもたちが命の尊さについて学び、また性に対する正しい知識を身につける思春期教室を開始。
	放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の拡充	・輪内地区における児童を中心とした特別講座の実施を開始。
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室連携事業「ちびっこ夏まつり」の開始	・放課後児童クラブ（わんぱくクラブ・くれよん）と放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の連携事業「ちびっこ夏まつり」を開始。
	地方創生加速化交付金を活用した子育て支援事業の実施	・子育て支援に関わる人材育成研修・講習・講演会を実施（見守り子育て推進事業）。 ・尾鷲の自然や歴史・文化に係る体験講座を実施（わんぱく子育て推進事業）。 ・読書を通じて子育てを推進する講座・講演会等を実施（本読み子育て推進事業）。
	第1回子育てサポーター養成講座の開催	・地域で身近な立場で子育て家庭を支援する子育てサポーターの養成講座を実施。
平成29年	尾鷲第三保育園の整備	・尾鷲市北浦西町に尾鷲第三保育園を整備。4月より新施設で保育を開始。
	多子世帯支援事業の拡大	・助成額を月額6,000円に増額するとともに、対象品目に「粉ミルク」を追加。
	尾鷲市発達支援地域ネットワーク事業の開始	・保健・福祉・教育の連携により、こどもに係る途切れのない支援を目指す連携体制「チームおわせ」を整備。
	全保育園で「CLMと個別の指導計画」を実施	・臨時保育士を雇用し、三重県が発達支援のため推奨する「CLMと個別の指導計画」を全保育園で実施・推進。
	尾鷲市ひとり親家庭等日常生活支援事業の開始	・疾病等で一時的に保育サービスが必要となったひとり親家庭等の自立を促すため、生活支援員を派遣する事業を開始。
	市民文化会館での学校活動等の文化事業に係る支援・連携の開始	・次世代の文化の担い手育成のため、市民文化会館で開催される、学校活動等で実施する児童・生徒らが主体となる文化活動について、指定管理者による支援・連携を開始。
	放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の拡充	・尾鷲小学校内で平日講座の実施を開始。 ・矢浜小学校内で平日講座の実施を開始。
	地方創生推進交付金を活用した子育て支援事業の実施	・子育て支援に関わる人材育成研修・講習・講演会を実施（見守り子育て推進事業）。 ・尾鷲の自然や歴史・文化に係る体験講座を実施（わんぱく子育て推進事業）。 ・読書を通じて子育てを推進する講座・青空図書館等を実施（本読み子育て推進事業）。
	子育てHAPPYDAY事業を実施	・子育てのしやすさを感じられる地域づくりを推進するため、子育て支援団体等と連携

年度	施策・取り組み等	内容
		し、こどもや子育て世帯を対象としたイベント事業「子育てHAPPYDAY」を実施。
	サマースクール事業の開始	・夏休みのこどもの居場所づくりの一環としてサマースクール事業を開始。
	夏休み児童ルーム事業の開始	・夏休みのこどもの居場所づくりの一環として、中央公民館の1室をこどもたちに開放する夏休み児童ルーム事業を開始。
	子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設置	・母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターを福祉保健センターに設置（尾鷲市子育て世代包括支援センターはっぴい）。
平成30年	「尾鷲市教育ビジョン（後期推進計画）」、「教育大綱（改訂版）」の策定	・教育ビジョン（後期推進計画）において中長期的な視点で教育のあり方・方向性を示す（期間：平成30年度から平成34年度）。 ・教育ビジョン（後期推進計画）の作成に伴い尾鷲市教育大綱を改訂（期間：平成30年度から平成34年度）。
	第4期「紀北地域障がい者福祉計画」、第5期「尾鷲市障がい福祉計画・第1期尾鷲市障がい児福祉計画」の策定	・紀北地域の障がい児支援施策について、第4期紀北地域障がい者福祉計画（期間：平成30年度から平成32年度）を策定。 ・本市の障がい児が利用する障害福祉サービスの利用料の見込みと確保策等について第5期尾鷲市障がい福祉計画・第1期尾鷲市障がい児福祉計画を策定（期間：平成30年度から平成32年度）。
	福祉保健課に「子育て支援係」を設置	・福祉保健センターに子育て支援係を新設し、同センターに配置の健康づくり係との連携により子育て支援機能を強化。
	尾鷲第四保育園の整備	・尾鷲市古戸町に尾鷲第四保育園を整備。4月より新施設で保育を開始。
	一時預かり保育事業の開始	・尾鷲第四保育園で、未就園のこどもを半日もしくは1日単位で預かる一時預かり保育事業を開始。
	産後ケア事業の開始	・出産直後の母子に係る心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を開始。
	健診フォロー教室「にこにこ相談」の開始	・1歳6か月児、3歳児健康診査に係るフォロー教室として、にこにこ相談を開始（健康づくり係・子育て支援係の協働事業）。
	「CLMコーチ」の養成	・保健師を三重県子ども心身発達医療センターに半年間派遣し「CLMコーチ」を養成。「CLMと個別の指導計画」を中心とした発達支援の推進に取り組む。
	地方創生推進交付金を活用した子育て支援事業の実施	・子育て支援団体等と連携して実施する事業「子育てHAPPYDAY」を年4回実施（見守り子育て推進事業）。

年度	施策・取り組み等	内容
		・尾鷲の自然や歴史・文化に係る体験講座を実施（わんぱく子育て推進事業）。 ・読書を通じて子育てを推進する講座・青空図書館等を実施（本読み子育て推進事業）。
	放課後児童クラブに係る空調設備改修の実施	・放課後児童クラブ（くれよん）に係る空調設備を改修。
	子ども医療費助成の対象拡大	・助成対象を中学生の入院のみから中学生まで（通院を含む）に拡大。
	九鬼町以南の学校等の統合	・三木小学校・三木里小学校休校に伴い賀田小学校に統合。 ・三木小学校休校に伴い三木幼稚園が賀田小学校内に移転。 ・九鬼町以南の地域の学校が、賀田小学校と輪内中学校に統合される。
令和元年	「尾鷲市新・放課後子ども総合プラン行動計画」の策定	・国「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後等に児童が安全・安心に過ごし、多様なニーズに対応するための行動計画を策定（期間：令和元年度から5年度）。
	すまいる教室の実施体制の変更	・紀北地域の療育を担う「すまいる教室」への県補助が平成30年度で終了したため、平成31年4月から令和元年9月までは尾鷲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の自主事業とし、10月からは社協の協力を得ながら尾鷲市・紀北町で実施。
	多子世帯支援事業の拡大	・対象品目に「おしりふき」を追加。
	子ども医療費助成・ひとり親医療費助成の現物給付化	・県内の全市町で、未就学児に係る医療費助成の現物給付化を実施。
	尾鷲育の開始	・小中学校で、本市の特徴である海・山と町が近い地勢を生かした教育プログラム「尾鷲育」を開始。
	放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の拡充	・賀田小学校内で平日講座の実施を開始。
	地方創生推進交付金を活用した子育て支援事業の実施	・子育て支援団体等と連携して実施する事業「子育てHAPPYDAY」を年3回実施（見守り子育て推進事業）。 ・尾鷲の自然や歴史・文化に係る体験講座を実施（わんぱく子育て推進事業）。 ・読書を通じて子育てを推進する講座・青空図書館等を実施（本読み子育て推進事業）。
	三木幼稚園閉園	・園児数の減少等により三木幼稚園を閉園。
令和2年	第2期「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」の策定	・計画の将来像を「ともに子育てを支えあうまちづくり」と掲げ、第2期計画を策定（期間：令和2年度から令和6年度）。 ・母子保健計画について目標指標を掲載。

年度	施策・取り組み等	内容
	すまいる教室の実施体制の変更	・すまいる教室を社協に委託して実施（紀北町負担金あり）。
	保育園通園自粛に係る副食費補助事業の実施	・新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者となった児童が登園自粛した際の副食費の補助を実施。
	産婦健康診査事業の開始	・医療機関と連携し、産後早期からの支援を実施する産婦健康診査事業を開始。
	地元の魚を使った食育推進事業の開始	・小中学校等等における食育・魚食の推進として、給食への地元水産物を活用した魚食の提供、魚や漁業に対する学習等を実施。
	放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の拡充	・宮之上小学校内で平日講座の実施を開始。
	尾鷲市新生児特別定額給付金の給付	・新型コロナウイルスの感染拡大が全国的に深刻化した中、特別定額給付金の支給対象期間中に妊娠が見込まれ令和2年4月28日から12月31日までに出生した新生児1人あたり10万円を給付。
	子育て世帯への臨時交付金の追加給付	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた子育て世帯への国の臨時交付金に加えて、市独自で15歳以下の子ども1人あたり10,000円を給付。
	子育てHAPPYDAY事業の継続化	・こどもや子育て世帯を対象に、子育て支援団体等と連携して実施する事業「子育てHAPPYDAY」を、年3回開催により継続化。
	新型コロナウイルス感染症保育環境整備事業の実施	・尾鷲第一保育園と尾鷲乳児保育園の空調設備を更新。
	放課後児童クラブに係る空調設備改修の実施	・放課後児童クラブ（わんぱくクラブ）の空調設備を改修。
	文部科学省GIGAスクール構想に係る環境機器整備等の実施	・小中学校における校内LANネットワークを整備。 ・小中学校の生徒・児童用情報端末を整備。
令和3年	「尾鷲市スポーツ推進計画」の中間見直し	・スポーツ推進計画について、後期5年間に向けて中間見直しを実施（期間：令和3年度から令和7年度）。
	尾鷲市奨学金制度の拡充	・大学、短期大学、専修学校在学者について、1人年額「30万円または36万円」に拡充。 ・高等専門学校在学者について、1人年額「18万円または24万円」に拡充。 ・高等学校在学者について1人年額「12万円または18万円」に拡充。
	地域療育支援事業の実施	・巡回相談により、三重県こども心身発達医療センターの理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などが発達

年度	施策・取り組み等	内容
		の気になるこどもに係る助言や指導を行う事業を実施（保健所実施の事業が令和3年度から市に移管。その後、三重県の方針変更により令和4年度で終了）。
	ペアレントトレーニングの実施	・こどもの行動変容を促すほめ方や指示の仕方など、親等に具体的な養育スキルを身につけてもらう事業を実施（年1回）。
	地元水産物を活用した給食事業に係る補助事業の開始	・保育園等における食育の推進として、保育事業者が実施する給食に地元水産物を活用した魚食提供事業に係る補助を開始（令和3年度・4年度はコロナ禍の地元水産業者支援の主旨を含む）。
	4歳児巡回訪問事業の開始	・就学支援が必要な児童を早期に発見し早期支援につなげるため、4歳児に係る巡回訪問事業を開始。
	三木小学校・三木里小学校閉校	・賀田小学校に統合し休校となっていた三木小学校と三木里小学校を閉校。
	尾鷲第四保育園廃園	・翌年度より認定こども園化のため廃園。
令和4年	第7次「尾鷲市総合計画」、第2期「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定	・まちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と掲げた第7次尾鷲市総合計画を策定（期間：令和4年度から令和13年度）。 ・総合計画前期基本計画（期間：令和4年度から令和8年度）に併せて第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。
	幼保連携型認定こども園「ひのきっここども園」開園	・尾鷲第四保育園を廃園し、幼保連携型認定こども園「ひのきっここども園」を開園。
	保育園等における給食費支援事業の開始	・3歳以上の園児（市民）に係る給食費（副食費・主食費）の無償化を実施。
	臨床心理士の配置（非常勤）・子育て相談会の実施	・臨床心理士を非常勤で配置し、未就学児の保護者を対象に子育て相談会、要対協への出席、保育園等への巡回支援を実施。
	子育て短期支援事業の開始	・県内の児童養護施設等にこどもを一時的に預ける委託事業を開始。
	新型コロナウイルス感染症に伴う休所・登所自粛等に係る放課後児童クラブ利用料減免の実施	・コロナ禍に伴う休所または登園自粛等に係る利用料の減免を市独自で実施（令和2・3年度は国の交付金対象）。
	子育て団体活動支援事業の開始	・毎月1回以上、子育て支援に係る取り組みを行う団体に対し、活動費の補助を開始。
	放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子の拡充	・向井小学校内で平日講座の実施を開始。
	保育園等におけるICT化推進事業の実施	・国補助金を活用し、保育園等のICT化に係る機器設備整備費用の補助を実施。

年度	施策・取り組み等	内容
	市長と中学生との懇談会を開始	・市長と中学生が、地域の魅力や課題、市の未来について語り合う懇談会を開始。
	こども家庭総合支援拠点の設置	・児童福祉法に基づき、支援が必要な児童、保護者等の相談支援を行う「こども家庭総合支援拠点」を設置。
	多子世帯支援事業の拡充	・対象品目に「離乳食」等6品目を追加。
	尾鷲幼稚園休園	・園児数の減少等により尾鷲幼稚園を休園。
令和5年	「尾鷲市教育大綱」、「尾鷲市教育ビジョン」の策定	・基本理念を「未来を拓き、次代のおわせを担う人財の育成」と掲げた新たな尾鷲市教育大綱（期間：令和5年度から令和9年度）、尾鷲市教育ビジョン（期間：令和5年度から令和14年度。前回の教育ビジョンは期間が平成25年から令和4年度）を策定。
	福祉保健課に「子ども子育て担当参事」を配置	・こども家庭庁の設置に伴い、本市のこども・子育て支援の推進と充実を図るため、福祉保健課に子ども・子育て担当参事を配置。
	尾鷲市学校給食センターの開設、尾鷲中学校での給食開始	・尾鷲小学校給食室を改修し、尾鷲市学校給食センターを開設。 ・尾鷲市学校給食センターの開設により尾鷲中学校での給食を開始。
	小中学校における給食費無償化の実施	・国「コロナ対策交付金」・県「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を活用し、小中学校における給食費を無償化。
	地元の魚を使った食育推進事業の自主事業化	・令和3年度から補助事業として実施した、保育園等における食育・魚食の推進事業（給食への地元水産物を活用した魚食の提供、園児を対象とした魚や漁業に関する出前講座の実施）を自主事業化。
	尾鷲ヒノキ等を活用した保育園児等への山育事業の開始	・県「森と緑の県民税」を活用し、年長児を対象に山育事業を実施。園児に対して林業や森林について学ぶ木育講座を実施するとともに、園での尾鷲ヒノキや地域の森に自生する樹木の苗木の育成、市有林への植林体験などを開始。
	保育補助者雇上強化事業の実施	・保育従事者確保策として国補助金を活用し、保育補助者を雇い上げる事業を実施。
	保育研修事業の実施	・「CLMと個別の指導計画」を活用した研修事業（講座・巡回指導等）を全保育園等の保育士を対象に実施。
	放課後児童クラブ利用料減免対象の拡大	・従前の県補助対象（ひとり親）、兄弟入所（市単）に加えて、生活保護世帯、非課税世帯を対象に利用料減免対象を拡大（生活保護世帯全額減免、非課税世帯4,000円減免）。

年度	施策・取り組み等	内容
	ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業の開始	・利用会員の経済的負担を軽減するため利用料の半額を補助する事業を開始。
	多子世帯支援事業の対象拡大	・対象者に第2子を追加（第2子は1か月4,000円分を給付）。
	産前・産後サポート事業の開始	・面談等を通じて妊産婦の不安や悩みを傾聴し必要な支援につなげる産前・産後サポート事業を開始。
	多胎妊婦健康診査費用に係る補助事業の開始	・頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦に対し、受診に伴う経済的負担の軽減と健康管理の向上を図るため、妊婦一般健康診査の規定回数に追加して健康診査を受診した多胎妊婦に対して健康診査費用の補助を開始。
	新生児聴覚スクリーニング検査費用に係る補助事業の開始	・聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児に対して実施する聴覚スクリーニング検査に要する費用の補助を開始。
	1か月児健康診査費用に係る補助事業の開始	・こどもの健康の保持増進を図るため、1か月児が受診した健康診査に係る費用の補助を開始。
	3歳児健康診査に眼科屈折検査の追加	・弱視の危険因子である屈折異常（遠視、乱視、近視等）を早期に発見し、早期治療につなげるため、3歳児健診時に眼科屈折検査の実施を追加。
	子ども医療費対象者の拡大	・医療費助成の対象者を高校生相当（18歳年度末）まで拡大。
	使用済み紙おむつ用ゴミ箱購入事業の実施	・保育園等と保護者の負担軽減を図るため、従来は園等での保管後、保護者持ち帰りであった園児の使用済み紙おむつを、全園児分一括で園処分とする紙おむつ用ゴミ箱購入費用を補助する事業を実施。
	第2回子育てサポーター養成講座の開催	・地域で身近な立場で子育て家庭を支援する子育てサポーターの活動を充実させるため、新たなサポーターを養成。
	南輪内保育園の閉園と市立保育施設設置・運営の決定	・園児数の減少・保育士確保の困難化等に伴い、令和6年度で南輪内保育園を閉園し、当該地域の保育の受け皿として、令和7年度より市立保育施設を設置・運営する方針を決定。
令和6年	第5期「紀北地域障がい者福祉計画」、第6期「尾鷲市障がい福祉計画・第2期尾鷲市障がい児福祉計画」の策定	・紀北地域の障がい児支援施策について、第5期紀北地域障がい者福祉計画（期間：令和6年度から令和8年度）を策定。 ・本市の障がい児が利用する障害福祉サービスの利用料の見込みと確保策等について第6期尾鷲市障がい福祉計画・第2期尾鷲

年度	施策・取り組み等	内容
		市障がい児福祉計画を策定（期間：令和6年度から令和8年度）。
	「尾鷲市新・放課後子ども総合プラン行動計画」の更新	・令和元年に策定した計画について、放課後等の児童の多様なニーズに対応するため更新（令和6年度分のみ）。
	子育て支援係に母子・父子・寡婦福祉、ひとり親家庭支援業務の統合	・より包括的なこども・子育て支援体制の整備を図るため、母子・父子・寡婦福祉とひとり親家庭支援に係る業務を子育て支援係に統合。
	小中学校における給食費無償化の実施	・国「重点地方支援交付金」・県「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を活用し、小中学校における給食費を無償化。
	看護師配置補助事業の拡充	・感染症対策や障がい児、発達が気になる児童等への保育体制の充実を図るため、保育園等への看護師配置に係る補助事業について、対象者を1人から2人に拡充。
	放課後児童クラブ利用料減免対象の拡大	・県補助対象のひとり親世帯の減免額の拡大に伴い、非課税世帯の減免額を6,000円に拡大。
	特定不妊治療費等助成事業の拡充	・県補助事業を活用した「①先進医療費助成・②保険適用終了後の回数追加助成・③不育症治療費助成」に加え、市単独で実施する④「不妊治療医療費助成事業」を開始。
	妊婦歯科健診の開始	・妊婦と生まれてくる子どもの口腔の健康保持増進を図る妊婦歯科健診を開始。
	輪内地区等のコミュニティーセンターにおける開館時間延長の試行	・九鬼・早田・輪内地区における放課後のこどもの居場所づくりとして、試行的に水曜日のコミュニティーセンターの開館時間を17時まで延長。
	子育て世帯訪問支援事業の開始	・家庭の状況などから、支援が必要な子育て家庭に支援員（ホームヘルパー）を派遣し、日常生活の支援、助言等を行う訪問支援事業を開始。
	発達支援教室（のびのび教室）の開始	・健診や健診後のフォロー教室「にこにこ相談」などを経て、発達が気になる児童や経過観察が望ましい児童と保護者を対象にフォロー教室としての親子教室を開始。
	保育研修事業の実施	・「CLMと個別の指導計画」を活用した研修事業（講座・巡回指導等）を全保育園等の保育士を対象に実施。
	向井小学校・矢浜小学校における学校給食のセンター化への着手	・令和7年度より尾鷲市学校給食センターから2校に給食を配食する学校給食のセンター化に向けた整備に着手。

年度	施策・取り組み等	内容
	尾鷲市立小規模保育所の整備	・南輪内保育園閉園に伴う地域保育の受け皿として、賀田小学校内に市立小規模保育所「とちのもり保育園」を整備。
	市長と高校生との懇談会を実施	・市長と市内在住の尾鷲高等学校生徒が、地域の魅力や課題、市の未来について語り合う懇談会を実施。
	尾鷲第二保育園の尾鷲第三保育園への統合決定	・少子化に伴う園児数の減少や保育士確保の困難化等に伴い、地域における保育の安定的な確保を図るため、尾鷲第二保育園を近在する尾鷲第三保育園に統合する方針が決定された。
	こども議会の実施	・将来を担う若者の市政への関心と政治参加への意欲を高めるとともに、多様な民意の集約・市政への反映の一助として、中学生代表者を議員とする「こども議会」を実施。
	尾鷲幼稚園廃園	・幼児数の減少等により尾鷲幼稚園を廃園。
	尾鷲第二保育園・南輪内保育園廃園	・園児数の減少等により尾鷲第二保育園・南輪内保育園を廃園。

5. 用語解説

【あ行】

アセスメント

物事を客観的に評価・分析すること。

1.57 ショック

平成元年の合計特殊出生率が1.57となり、それ以前の最低値であった、丙午（ひのえうま）の年である昭和41年の1.58を下回ったことへの衝撃を表した言葉。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること。

おわせSEAモデル構想

旧尾鷲三田火力発電所用地を「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」で、産業、観光、市民サービスを融合した拠点として活用する構想。

尾鷲育

本市特有の海・山と町が近いという距離感を生かした「山育」・「川育」・「海育」を総括した教育プログラム。

【か行】

コーホート変化率法

コーホート（Cohort）とは、対象となる集団・群・グループのこと。コーホート変化率法は、対象グループ（コーホート）における2時点間の実績値から変化率を求め、それをもとに将来変動を推計する方法。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する値。

子育て世代包括支援センターはっぴい

妊娠期からの妊娠・出産・子育て支援、発達支援など切れ目のない支援を行う子育て支援のワンストップ拠点。本市では令和7年度に「子ども家庭総合支援拠点」と統合し、児童福祉と母子保健に関して包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置する予定。

子ども家庭総合支援拠点

0歳から18歳までのこどもとその家庭等に子育て支援制度・サービスの紹介や相談支援、虐待防止などを行う拠点。本市では令和7年度に「子育て世代包括支援センターはっぴい」と統合し、児童福祉と母子保健に関して包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置する予定。

こども家庭庁

こどもの「幸福度」を高めることで社会の持続可能性を確保することを目的に、こどもと家庭の福祉の増進及び保健の向上、子育て支援やこどもの権利擁護等を担う行政機関で、令和5年4月に創設。

こども基本法

令和5年4月に施行された、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。

こどもまんなか社会

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条1項に基づく、有識者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる合議制の組織。本市では「尾鷲市子ども・子育て会議」を設置。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

【さ行】

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）

マイナンバーカードを活用した医療費助成、予防接種、母子保健等におけるデジタル化の取り組み。PMHはPublic Medical Hubの略。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」

児童虐待と思ったときなどに、児童相談所に通告や相談ができる電話番号で、「189」にかけると管轄の児童相談所につながる。通告や相談は匿名で行うこともでき、通告や相談をした人、その内容に関する秘密は守られる。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

児童養護施設

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

小1の壁

共働きやひとり親世帯において、保育園の時期と異なり小学校入学後に親の退勤時間までこどもを預ける施設がないことで、こどもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。

人財

「材」の代わりに「財（宝）」という字を使うことで、人を地域の宝として大切に思い、今後の成長・活躍を期待するという意味を込めたことば。

スクリーニング調査

スクリーニング（Screening）とは、多くの対象を検査して条件に合うものを選別・抽出すること。スクリーニング検査は、検査対象の集団の中から特定の対象者を見つける検査のことをいう。

相対的な貧困層

同じ地域で暮らす人（世帯）と比較して、収入が少なく厳しい生活を送っている層。概ね世帯における可処分所得が、地域において中間的である世帯と比較して半分以下となる世帯層のこと。

【た行】

タウンウォッチング

地域を実際に見て歩き、地域の実情を学習する手法。

地域型保育事業

主に0歳児から2歳児までのこどもを預かる事業のこと。市の認可事業であり、「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」及び「居宅訪問型保育」の類型がある。地域の実情や受け入れ態勢等の状況により、3歳児以上への対応も可能。

地域子育て支援センター

子育て親子の交流の場の提供や交流の促進を行うとともに、子育て等に関する相談・援助や地域の子育て関連情報の提供などを行う拠点。本市では尾鷲第二保育園舎内に子育て支援センター「ちびっこひろば」を開設。

等価世帯収入

世帯の年間収入を世帯人員の平方根で割って算出した値で、年間に世帯が自由に使用できる金額を簡易的に算出したもの。世帯収入を世帯人員で調整するが、光熱水費等の共通コストは人数が多くなるほど割安になる傾向があるため、人数調整については実人数ではなく人数の平方根で除して算出。

特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認可保育所、認定こども園及び幼稚園）。

トレンド

傾向、すう勢、動向など、社会や物事がある方向へと移り進んでいく様子や、その勢いのこと。

【な行】

認定こども園

就学前のこどもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【は行】

フードモデル

栄養指導等で活用される実物大の食品模型。

放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」

市内の全小学生を対象に、ボランティアの協力のもと、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを、週末を中心に公民館、小学校等で月2回程度実施する事業。

【ま行】

マネジメントサイクル

組織等が目的達成に向けて、計画立案、実行、改善を効果的に行うための一連の過程のこと。代表的な手法にPDCAサイクル（「Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Act：改善」の過程を循環させ、継続的に改善を行う手法）」がある。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護や日常生活上の世話を行っているこどもや若者のこと。

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

要保護児童対策地域協議会

保護や支援が必要な児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関係する機関等により構成される機関。

【ら行】

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」を意味することばで、具体的には「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

ワンオペ育児

両親のどちらか一方、またはひとり親等の保護者が一人で行う育児こと。ワンオペとは、一人ですべての工程を行うことの和製英語「ワンマン・オペレーション（One-man Operation）」の略。

ワンセグ

地上デジタル放送を配信する方式の一つである「1（ワン）セグメント放送」のこと。本市では、防災行政無線放送内容、行政サービス情報、議会放送等を発信しており、エリアワンセグ専用受信端末機「通称：オワセグ」を市民に無償貸与している。

【ABC】

CLM

チェック・リスト in 三重 (Check List in Mie) の略。支援が必要な児童を早期発見・支援するため、三重県立子ども心身発達医療センターの前身である三重県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。障がい等の有無によらず、児童の行動や様子で気がかりなことがらに対して早期から適切な支援を行い、症状の軽減や二次障がい発生の予防につなげる。

CLMコーチ

三重県立子ども心身発達医療センターにおいて専任コース研修を受講した「CLMと個別の指導計画」の普及の核となる人材。

CLMと個別の指導計画

保育園等においてCLMに基づく気になるこどもの早期支援を行う際に作成が必要となる指導計画。「治す」のではなく「育てる」ことを目的としたプログラムで、こどもの発達や特性にあった支援を実施するため、こどもの自尊感情の育成や回復が可能になるような支援シナリオを作成する。本市では、すべての保育園等でCLMに基づく支援を実施している。

DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic : 家庭内の Violence : 暴力) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital : デジタル Transformation : 変化・変容) の略 (ただし、トランスフォーメーションの接頭語である「Trans」について、英語圏での略語表記が「X」とされるため「DX」と表記)。自治体においては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させることや業務の効率化を図ることをいう。

EPDS

エジンバラ産後うつ病自己質問票 (Edinburgh Postnatal Depression Scale) の略。産褥期のうつ病を検出するために開発されたスクリーニング・テスト。

SIDS

乳幼児突然死症候群 (Sudden Infant Death Syndrome) の略。それまで元気だった乳児が事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう原因不明の病気。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

PDCA

用語解説【ま行】「マネジメントサイクル」を参照。

PMH

用語解説【さ行】「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム (PMH)」を参照。

第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画
[令和7年度～令和11年度]

発 行：尾鷲市

編 集：福祉保健課

発行年月：令和7年3月

〒519-3618 三重県尾鷲市栄町5番5号

電話：0597-23-8202 FAX：0597-23-3875